

大蔵委員会
議録 第十五号

平成四年五月二十日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

委員 井奥 貞雄君

理事 村上誠一郎君

理事 柳本 卓治君

理事 細谷 治通君

理事 浅野 勝人君

理事 岩村卯一郎君

理事 衛藤征士郎君

理事 龜井 善之君

理事 小林 興起君

理事 坂本 剛二君

理事 林 大幹君

理事 三原 朝彦君

理事 山下 元利君

理事 佐藤 親樹君

理事 沢田 広君

理事 富塚 三夫君

理事 早川 勝君

理事 渡辺 嘉藏君

理事 宮地 正介君

理事 伊藤 英成君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

内閣總理大臣 宮澤 喜一君

大蔵大臣 羽田 孜君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 津野 修君

經濟企画庁調整局長 吉富 勝君

經濟企画庁調査局長 土志田征一君

第一類第五号

大蔵委員会議録第十五号

平成四年五月二十日

法務省民事局長 清水 湛君
外務省欧亜局長 兵藤 長雄君
外務省經濟局長 林 陽君

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵大臣官房長 篠沢 恭助君

大蔵大臣官房總務審議官 日高 壯平君

大蔵大臣官房審議官 小川 是君

大蔵省主計局次長 浦井 洋治君

大蔵省主稅局長 濱本 英輔君

大蔵省理財局長 寺村 信行君

大蔵省証券局長 松野 允彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顯君

國稅庁次長 富沢 宏君

法務省刑罰局刑事課長 鶴田 六郎君

運輸省鐵道局國有鐵道清算業務指導課長 鶴野 泰孝君

郵政省簡易保險局資金運用企画課長 藤野 利行君

參 考 人 (日本証券業協會會長) 渡辺 省吾君

參 考 人 (日本証券業協會專務理事) 関 要君

參 考 人 (東京証券取引所理事長) 長岡 實君

參 考 人 (神戸大学名譽教授) 河本 一郎君

參 考 人 (日本銀行理事) 福井 俊彦君

大蔵委員會調查室長 兵藤 廣治君

委員の異動
五月二十日

辭任 龜井 善之君

補欠選任 光武 顯君

河村 建夫君

戸塚 進也君

山下 元利君

中井 治君

同日 伊藤 英成君

辭任 坂本 剛二君

補欠選任 河村 建夫君

三原 朝彦君

光武 顯君

伊藤 英成君

中井 治君

本日の會議に付した案件

參考人出頭要求に関する件

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○太田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、參考人として日本証券業協會會長渡辺省吾君、日本証券業協會專務理事関要君、東京証券取引所理事長岡實君及び神戸大学名譽教授河本一郎君、以上四名の方に御出席をいただいております。

この際、參考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員會に御出席をいただきました。まことにありがとうございます。

た。參考人各位には、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、議事の順序についてであります。まず、渡辺參考人、長岡參考人及び河本參考人にそれぞれ十分程度御意見をお述べいただき、次に、委員からの質疑に対して各參考人からお答えをいただきます。

それでは、渡辺參考人からお願いたします。

○渡辺參考人 日本証券業協會の會長を務めております渡辺でございます。

本日は、ただいま本委員會において審議が進められております証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に關しまして、証券界の立場から意見を申し上げる機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

御礼を申し上げます。

昨年の夏以降表面化した一連の証券不祥事は、証券界、証券市場に対する内外の信頼を大きく損なうこととなりましたが、本協會では、不祥事の再発を防止し、失われた投資者の信頼を回復するため、昨年八月、業界改革推進本部及び外部の有識者から成る有識者懇談会を設けまして、業界改革に鋭意取り組み、国会や行政当局の御指導をいただきながら、いわゆる自主ルールの整備、監査機能の強化等の具体策を逐次実施に移してまいりました。

証券界といたしましては、さらに一段と業界改革を進めまして、証券取引に係る公正性、透明性を図り、市場の活性化の実現、健全な市場機能の確立のため、業界挙げて全力を傾注してまいらる覚悟でございます。

また、本協會につきましても、自主規制団体として、拡大する機能と責任に十分こたえられるよう、引き続きその体制を整備していく所存でございます。

います。

先生方におかれましては、これまで以上の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

それでは、以下、今回の改正法につきまして、私どもの意見を申し述べさせていただきます。

今回の改正法案には、証券取引等監視委員会の設置、自主規制機関の機能強化、通達の法律化、罰則の強化、店頭市場における不正取引の規制、誠実・公正の原則の法定等の措置が含まれております。これらは、証券取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券界及び証券市場にとりまして大変重要な改正であると考えております。改正内容は、私どもが進めてまいりました業界改革と同じ方向を目指し、また相互に密接に関連するものであると理解しております。

まず、証券取引等監視委員会の設置についてでございます。

本委員会の設置につきましては、昨年九月の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、「市場の公正性を確保する観点から、市場ルールの遵守状況を中立的・客観的な立場から監視する機能を充実・強化することが特に重要である」という指摘が行われ、その後の国会の審議等を踏まえまして今回提案されているものと承知しております。私どもといたしまして、この新しい行政機構が、公正な証券取引の確保、投資者保護の徹底、健全な証券市場の確立のため積極的な役割を果たされるものと期待しております。

ただ、この新設されます監視委員会、それから大蔵省本省における官房検査部及び証券局の三者の関係につきましては、制度的には仕分けが行われておりますが、これが重複することなく円滑に規制機能を果たしていただくことが大切だと存じますので、今後の実務面の運用につきまして十分配慮くださいますようお願い申し上げます。

また、現在大蔵省の証券検査と、私ども自主規制機関であります証券業協会の監査及び証券取引

所の調査は、相互に補完関係にございまして、ある程度連絡調整を行っておりますが、この面におきまして、今後監視委員会と自主規制機関との適切な協力の体制が実現するよう努力したいと存じております。

第二は、自主規制機関の機能強化に関する措置についてであります。

私ども日本証券業協会は、大蔵大臣の認可を受けた民法上の公益法人であると同時に、証券取引法第六十七条の規定によりまして大蔵省に登録された我が国唯一の団体でありまして、外国証券会社を含め、全国のすべての証券会社を構成員として組織されております。本協会は、証券取引法第六十七條及び協会の定款第四條で明記されておりますように、協会員である証券会社の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、投資者の保護に資することを主たる目的としたしております。

今回の改正案では、証券業協会のこのような自主規制機能をより明確にするため、証券業協会の法的性格を民法上の社團法人から証券取引法上の法人に変更することとされております。極めて時宜に適したものと考えております。これに伴い、従来行政が直接処理されておりました外務員登録に関する事務が本協会に移管されたり、既に協会規則に基づいて本協会が担当しておりました店頭売買有価証券に関する登録や市場管理の業務が証券取引法上明確にされることになり、私どもはこれらの新しい役割を適切に遂行していく責任を痛感しているところでございます。

第三は、通達の法律化についてでございます。

本年一月の証券取引審議会報告「証券市場における適正な競争の促進等について」では、行政指導に係る通達等のうち、一定の行爲を禁止、自粛、制限しているもの等については、その内容、目的に依り、ルールの明確化等の観点から、可能な限りこれを法令化しないしは証券業協会は証券取引所の規則への移行等を行うことが適当であるとされております。

今回の改正案では、現在証券局長通達に基づいて適用されております自己資本比率規制の根拠を証券取引法第五十四條に置くことになっておりますが、この規制は、証券会社の財務の健全性をモニターするために基本的に重要なものでありますので、これも適切な措置であると考えます。

また、適正な営業活動の基本的なルールであり、また、適正な適合性原則も古くから証券局長通達に定められておりましたが、今回の改正案で同様に証券取引法上に根拠が置かれることとなっております。

なお、本協会では、この適合性原則等の具体的内容を営業第一線にまよ正しく理解させるため、「証券営業ガイドライン」というものを取りまとめまして、協会員に周知徹底を図っているところでございます。

今さら申し上げるまでもないことでございますが、私は、自主規制の理念は、業界みずからがルールを定め、その遵守状況を自分たちで的確に把握し、違反者に対しては自分たちが適切に処置を行うという方式の方が、行政当局が直接規制されますよりも証券取引の円滑かつ公正、投資者の保護等の規制の目的をより効果的に達成できるものであると認識をいたしております。

本協会といたしましては、このような自主規制の理念を実現させるべく引き続き全力を尽くす所存でございますが、私は、今後の自主規制機能の運用に当たりましては、法令の枠組みのもとではあります、その自主的な運営が行えること、すなわち自治の精神が発揮できることが大切であると考えております。

なお、本協会では、証券局から通達、事務連絡等約五十本を協会規則に移したいという御連絡をいただいておりますので、目下その具体的な取り込み方について細部の検討を進めているところでございます。

第四は、店頭市場における不正取引の規制についてであります。

月の証券取引審議会報告「株式市場の機能拡充について」を受けて、将来性ある中堅・中小企業の資金調達、円滑化及び投資者の資産運用の多様化等の面で、取引所市場を補完する機能を有効に果たしていくことを目的として、その機能整備の努力を重ねてまいりました。

その結果、近年、株式店頭市場の登録銘柄数や取引規模が増大しておりますが、店頭市場につきましては、これまで行為規制の面で取引所市場に比べて整備ができていたために、証券取引審議会において店頭市場に対する行為規制の適用について審議され、昨年六月、インサイダー規制や相場操縦の禁止といった不正取引規制を株式店頭市場にも適用する必要がある旨の報告書が取りまとめられております。

今回の改正法案におきましてこの整備が行われることとなりましたが、本協会といたしましては、これらの店頭売買有価証券に対する新しい規制措置が十分徹底するよう、諸般の努力を続けたいと考えております。

第五は、誠実・公正の原則の法定、行き過ぎた大量推奨販売の禁止についてでございます。

昨年四月、証券審判不正取引特別部会におきまして、証券監督者国際機構、いわゆるIOSCOでございまして、その行為規範原則の我が国への適用についての報告書が取りまとめられたこと等を踏まえまして、今回の改正法案では、誠実・公正の原則が法定されることになりました。また、行き過ぎた大量推奨販売につきましても、今回、証券会社の禁止行為として規定されることとなりました。

私は、これらの改正は、いずれも必要かつ重要な措置であると存じます。

なお、これに関連して、本協会では、最近、証券会社における基本的な営業ルールでありまして大量推奨販売の禁止、誠実・公正の原則等につきましても易しくかつ具体的に解説した「証券営業ガイドライン」というものを作成いたしました。これらの基本的なルールが第一線の営業員に十分理解さ

れるように周知徹底を図ったところであります。

そのほか、今回の改正法案で、投資者の苦情処理について本協会が積極的な役割を果たすべきことが規定されていることにかんがみ、現在、特別な作業部会を設け、本協会の紛争処理制度の見直しを進めているところでございます。できるだけ早い機会に新しい紛争処理制度を発足させ、投資者の信頼回復の一助としたいと考えております。

また、証券会社の引受業務が適切に遂行されるように、最近、引受業務に関する規則、利益配分に関する理事会決議等を制定いたしまして、関係者の協力と理解を得ながら健全な発行市場の機能回復を図っているところであります。

以上、改正法案に関する証券界の考え方を申し述べさせていただきます。いずれも我が国証券市場における取引の公正の確保、市場に対する投資者の信頼を保持する観点から基本的に重要な改正内容でありまして、大変意義深い改正であると考えております。

以上をもちまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。

次に、長岡参考人にお願ひいたします。

○長岡参考人 東京証券取引所の長岡でございます。

本日は、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、意見を申し述べる機会を与えていただきました。大変ありがたく存じております。

大蔵委員会の諸先生方には、平素から何かと証券市場の諸問題につきまして御指導を賜っておりますが、特に昨年来、損失補てん等証券取引をめぐる一連の問題に関しまして御高配を煩わし、恐縮に存じております。御高承のとおり、証券市場は長期間にわたり低迷しておりますが、私どももいたしましては、一刻も早く市場への信頼を回復し、その健全な発展を期したいと存じておりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

す。

さて、今回の法律案につきまして私の意見を述べさせていただきます。昨年来の一連の問題を契機に東京証券取引所がこれまでとてまいりました措置につきまして、概略御説明させていただきますと存じます。

まず第一点は、取引所運営への公益の反映についてでございます。より公正、中立な立場に立つて東京証券取引所の運営を行う観点から、公益理事を二名増員するとともに、会員委員会における公益委員等を増員いたしました。

第二点は、会員規律の強化についてでございます。会員活動の公正性、健全性を高める観点から、規律委員会の機能を強化するとともに、会員に対する審査の充実を図りました。また、規律違反者に対してより厳正に対処するため、過怠金の上限を五百万円から一億円に引き上げるなど、処分内容を強化いたしました。

第三点は、証券取引の公正性、透明性を確保する観点から、価格監視、売買取引の審査機能を一段と強化いたしました。まず、市場部門におけるリアルタイムの価格監視体制を強化しております。こうした監視により、価格形成状況等が自然であり、不適正な取引となるおそれのある取引が発見された場合には、会員に対し、その都度その旨を通知し、取引内容について照会を行うことといたしました。また、売買取引の審査基準を強化するとともに、価格監視と売買取引審査両部門の連携強化のため、副理事長を責任者とする審査連絡会を設置いたしました。

以上が、昨年来の一連の問題を契機に東京証券取引所がとてまいりました主な措置でございます。申すまでもなく、流通市場を預かる証券取引所の責務は、公正、透明で、効率的かつ流動性の高い市場を維持運営することを通じて、よりよく資本市場の機能を発揮させ、もって国民経済の円滑な発展に資することにあります。東京証券取引所といたしましては、このような観点から、市場の公

正性、透明性を一層確保し、内外の投資家の信頼を回復すべく全力を挙げて取り組んでまいりましたが、このたび、証券取引等の公正を確保するための法律改正が行われますことは、証券市場の運営に携わる者として極めて有意義なことであると

考えております。それでは、今回の改正案のうち、証券取引所に関連するものを中心に、簡潔に私の意見を申し述べさせていただきますと存じます。

まず、証券取引等監視委員会の設置についてでございます。同委員会が設置されますことは、より一層証券取引等の公正を確保するとともに、我が国証券市場に対する内外投資家からの信頼を確保する上で、まことに適切であると存じます。東京証券取引所といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年来の一連の問題を契機に、売買取引の審査及び会員に対する審査部門の体制整備を図っておりますが、今後は、同委員会と有機的な連携をとりながら、公正確保へ向け一段と努力をしてまいりたいと存じます。

次に、私ども東京証券取引所を初めとする自主規制機関の機能強化についてでございます。今回の改正案では、証券取引所の運営目的が明定され、「有価証券市場は、有価証券の売買取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない」とされ

ております。私どもの定款ではこれと同じものを既に規定しているところでございますが、今回の改正により法律上もこのことが明定されたわけでございます。今後とも自主規制の利点を生かすつ、有価証券市場の公正かつ円滑な運営に一層邁進してまいりたいと存じます。

次に、会員に対する取引所の調査権限等についてでございます。現在は、定款に基づき会員から資料等の提出を受け、売買取引の審査あるいは会員に対する審査等を行っておりますが、今回の改正案におきましては、会員の法令、法令に基づいてする行政官庁の

処分、定款その他の規則または取引の信義則の遵守状況の調査に関する事項を定款に記載しなければならぬこととされ、法律上会員に対する取引所の調査権限等が明記されたわけでございます。

東京証券取引所といたしましては、今後この改正案の趣旨に沿って定款等の規定を整備し、売買取引の審査及び会員に対する審査等を一層充実強化させてまいりたいと考えております。

以上が今回の法律改正に関する私の意見でございます。最後に、私は、昨年来の一連の問題は証券市場にとつて投資家の信頼がいかに大切であることを示したものであると考えております。証券取引の国際化がますます進展する中であつて、市場に対する信頼を早期に回復し、国際資本市場として基盤強化を図っていくことが、私どもにとつての喫緊の課題であります。その意味におきまして、本法律案の早期成立を期待し、それを踏まえまして東京市場の一層健全な発展に努めてまいりたいと存じておりますので、引き続き格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。私の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございます。

次に、河本参考人にお願ひいたします。

○河本参考人 私、現在神戸大学の名誉教授の資格を持っております河本でございます。

最初に一言、今回の改正案に対する基本的な気持ち申し上げさせていただきますと、二十四、五年前に私初めて「証券取引法」という本を書きました。そのころはほとんど証券取引法についての体系書というものはなかったわけでありまして、それ以来数回の改正をずっと見てまいりました。今回のこの改正は、もう一度証券取引法をつくり直すようなものだと考えております。

従来の法律は、御承知のようにまさにアメリカの占領下でつくられたものであります。その間、日本の経済の非常な発展、しかもそこには非常に独特の形態を持っておる、それが証券市場にも及

んでおりますが、それを踏まえた上での独自の証券取引法が初めてできる。そういう意味で、私も研究生活がばつぱり終わる年代に達しておりますが、非常に深い感慨を持って今回の改正案を見ておる次第でございます。

それで、まず証券取引等監視委員会の設置について申し上げますと、現行証券取引法によりまして、大蔵大臣は、証券会社に対して営業、財産の状況、帳簿書類等を検査する権限を有しておりますが、証券会社の取引先である投資家に対しては、証券会社の営業、財産に関する参考となる報告、資料の提出を命じ得るというだけのことであります。昭和六十三年の証券取引法の改正に当たりまして、インサイダー取引を禁止する規定を新設いたしましたときに、この規定の実効性を確保するためには、監督機関に調査権限を与えてそれを投資家に対しても拡大できないのかという議論を私もいたしました。しかし、当時は到底それが実現できるような雰囲気ではありませんでした。今回、証券不祥事という不幸な出来事を契機としてではありますが、やっと強制調査権を備えた監視委員会ができることは、私も証券取引法の研究者といたしましては喜ばしいことであると考えております。

もともと、この権限を行使する機関、すなわち証券取引等監視委員会のあり方につきましては、随分議論がございます。しかし、証券業の免許制を今登録制に変更するといふような大変革を行えるような客観的情勢ではありません。そういったしますと、この免許制を維持しながら、免許制に固有の予防監督行政と証券取引等に関する犯罪事件の監視、すなわち市場監視との双方が両立し得るような制度をつくり上げていくほかございません。法案によりまして、同委員会は、大蔵大臣のもとに置かれる組織ではありますが、その任命には国会の同意を要しますし、委員の身分は保障されており、独立して職務を行うのだということが法律に明記されております。これによってその独立性と中立性は制度的には保たれておる、こう考え

ております。同委員会は、行政処分権は有しておりますが、大蔵大臣に処分を勧告することができるといふことになっておりますが、これも証券業についての免許制を維持していくといふこととの関係から生じる必然の結果ではないかと考えております。

次に、この委員会の活躍に対する期待でございますが、いわゆる市場監視を主たる任務といたします同委員会に対する最も大きい期待は、相場操縦とインサイダー取引に対する効果的な監視であります。このうちインサイダー取引につきましては、昭和六十三年の改正により、既にどのような行為が違法であるかということについては極めて詳細な規定が設けられております。したがって、今後は同委員会による有効、適切な法の執行が強く期待されるわけであります。

それから相場操縦につきましては、それを禁止した百二十五条の条文の適用の困難さが従来から指摘されておりました。そこで、この問題につきまして証券取引審議会の公正取引特別部会で、立法技術的な面をも含めまして詳細にわたり審議をいたしました結果、新たな監視委員会の発足に備えまして、百二十五条、つまり改正法案では百五十九条になっておりますが、二項一号の運用についての考え方を明らかにするということにいたしました。それが、平成四年一月二十日付の証券取引審議会公正取引特別部会中間報告書でございます。そこでは、今まで同条を適用いたしました三つの下級審判例、事件としては二つでありましたが、それを素材といたしまして詳細な検討を加えました。最大の問題点は、条文の中の「有価証券市場における有価証券の売買取引等を誘引する目的」、この存在が犯罪成立の構成要件になっている。しかし、こういう目的につきまして、それが存在したといふことを積極的な意思の立証まで要求いたしますと、到底これは犯罪として摘発することは難しいことになります。そこで、この判例の中に、そこでは積極的な意思の立証まで必要なく、第三者が誘い込まれることの可能性

の意識、認識、その立証で足りるという考え方を示しておりますので、この判例の考え方に従って百二十五条、新しい改正法案では百五十九条、これを今後積極的に活用していくことが望まれる、こういう答申を私どもしておるわけでございます。

なお、証券会社が大量推奨販売を行うに際しまして、特定の投資家と共同し、あるいは自己売買や売買一任勧定取引を利用いたしまして、意図的に株価のつり上げを図るといふような場合には、これはもう相場操縦の罪に当たりますが、そのような行為は認められないといふような場合には、この罪の成立を認定することは難しいのでございまして、そこで、改正法案はこのような行為を五十条の定める禁止行為の一つとして明確にし、違反行為に対しては直ちに行政処分を課することができるようにしております。

なお、法案では相場操縦、インサイダー取引の禁止規定の適用を店頭登録銘柄にも拡張することにしておりますが、最近の店頭市場の活況にかんがみれば、これも当然のことであると思ひます。それから、最後に簡単に申し上げますが、法案では自主規制機関としての証券取引所、証券業協会、なにかんなく証券業協会の機能強化が図られております。私も、証券取引の規制は本来自主規制機関を前面に立てて行うべきものであると考えておりますので、これも当然の改正であると思ひます。

以上、私の御報告を終わらしていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○太田委員長 どうもありがとうございました。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○太田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 四参考人の皆さんには、大変お忙しいところ、きょうこの委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は社会党の中村正男でございます。今渡辺さん、長岡さん、そして河本先生、お三方から基本的な認識についての御意見が述べられました。私が当初予定しておりましたお聞きをした点もかなり触れられておりますが、さらに重ねてお聞きをする点もあろうかと思ひますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、業界言葉で温州のどんなという言葉があるようですが、この意味は当然皆さん方、まあ河本先生はともかくとして御存じだと思ひます。もう一度申し上げますと、証券市場の業界言葉で温州のどんなという言葉があるんですが、会長御存じですか。長岡さん御存じですか。いや、結構です。恐らく本当は知っておられるんじゃないかと思ひますけれども、私が申し上げたいのは、飛ばしという言葉が最初出てまいりましたときには、恐らく大方の一般の国民の皆さんは何のことか全くわからなかったと思ひます。その後、報道を通じてその意味がわかってきたわけですが、これも、証券業界にはこういう業界独特の符號、隠語があるわけですね。ちなみにこの温州のどんなの意味は、御存じだと思ひますけれども、温州ミカン種がない、温州のどんなというのは金のないお客、こういうこと言われておるようです。

もう一つ紹介しますと、あんこという言葉があります。これも御存じですか。関東事務理事は御存じだと思ひますが、首をかしげておられますが、これも、安値で仕込んで値上がりした株や債券をその日のうちに売り、利益を確定させたところで、売買を顧客の勘定にそのまま渡すこと、一番おいしいところを与える、そこから来たようでありまして、こういう独特の言い回しが証券市場にはたくさんございます。中には極めていかげつな行爲を指す言葉もあるわけですね。もともとこういう符號だとか隠語は閉鎖社会の産物と言えらるるのではないのでしょうか。そういう隠語から証券市場といふのはどうしても一般の市民の見方からいたし

ますと隠微な世界ではないか、こんなことが言えると思うんです。

私はなぜ買頭こんなことを申し上げたかといいますが、今回、昨年の一連の不祥事、これはまさに証券業界が閉鎖社会であり、開かれた公正なそういう市場ではない、そのことを端的に物語つておると思います。

今それからお三方から御意見が述べられました。改めて、昨年六月証券不祥事が発覚をいたしましておおよそ一年たちます。この補てん問題、暴力団に実質的に資金提供を図るようなこと、さらには飛ばし等々、こういったことについて協会長の渡辺さん、それから東証理事長の長岡さんから一言本音で反省の言葉をお聞きをしたいと思ひます。

○渡辺参考人 ただいま中村先生からいろいろと業界の持つておられます古い体質といったような点につきましてお話がございまして、中には私の存じない言葉などがございまして、大変勉強になり、反省させられました。

しかし、概括的に申し上げまして、証券市場が担つております役割は、今さら申し上げるまでもなく、あるいは証券界の人間として別に大げさに胸を張って申すわけではございませんけれども、やはり経済の中で非常に大きな役割を分担しているというふうに思ひます。それからまた、特に国内だけでなく国際的に組み込まれておるといふような状態になつておるわけでございます。したがって、それが特殊な社会であつたりあるいは閉鎖的であつたりという御指摘がございましたが、そういうことであつてはならないというのはいささか明らかなでございます。ただ、そういう点につきま改革というものは一つの大きなきつかけなり、あるいは大きな改革をするモメントというものが必要なのだらうと思ひます。決して望ましいことではございませんけれども、昨年来の一連の不祥事件といつたようなものは、これはなるほどバブルといつたような異常な経済

状態の後遺症とも言えますけれども、御指摘のよう証券界が長い歴史の中で持つておりました古い体質が表面に出てきたといふふうに言えないこともございませぬ。したがって、これを冒頭申し上げましたような証券界が担つております使命に照らして改革していくということが絶対に必要だと思ひますし、私もその使命感に燃えておるわけでございます。

それで、昨年以来いろいろな対策をとつてまいりました。証券取引法も昨年改正されておりました、いわゆる損失補てんとかいうような問題あるいは暴力団との過度の取引とか、いろいろな点について、まだ一年弱でございますが、その間に過去に例を見ないような改革の動きがございました。我が証券業協会といたしましてこれに取り組んでまいつたつもりでございます。

今度の飛ばしといったような問題も表面化しておりますけれども、これも行き過ぎた法人営業のとかめだと思ひます。個人のなせるわざということもございませぬけれども、しかし社内でもそれを十分にチェックできなかったという点は一つの大きな問題でございまして、その点についても証券業協会は内部管理体制の強化で、きちつと決めております。こういった点につきまして、これを機会に今後とも証券界が非常に公正で健全で活気のあるものになるように、自主規制機関としての我々協会の使命も非常に重いと申しておりますので、先生の御指摘を十分踏まえて努力してまいりたいと存じております。

○長岡参考人 証券市場の公正性、透明性を確保し、また証券市場が健全な発展を遂げていくためには、何と申しましても投資家の信頼というものが基礎になければならない、私は基本的な認識としてそういう考えを持つております。そしてその投資家の信頼をしつかりとつなぎとめていく場合に、でき得る限り数多くの個人投資家が安心して参加できるように市場をしつかりとつくつていくということが一番大切なことではないかというふうに考えておるわけでございます。

そういう点から考えますと、中村委員も御承知のように平成二年以来株式市場は低迷を続けておりまして、三年の半ば以降に発生しました損失補てん等の一連の証券不祥事というものがいかに証券市場に対する信頼を大きく傷つけたかというのを考えますと、本当に深刻な問題として受けとめております。私もそういったしましては、何とかして一日も早くそういったような一種の不信任感を払拭いたしまして、市場に対する一般投資家、なにかんずく個人投資家の信頼をつなぎとめ、これを回復していきたいということで、今後とも全力を挙げて市場信頼の回復に努めてまいりたいと考えている次第でございます。委員御指摘の今までの問題をどう受けとめたかという点につきましては、私も本当に深刻にこの問題を受けとめて現在対処している所存でございます。

【委員長退席、中川委員長代理着席】

○中村(正男)委員 昨年の一連の不祥事の中でいろいろな新聞報道があつたわけですが、一通達への依存つこういうことがございました。「一通達への依存」「情けない」、こういう見出しでありまして、七月末に大蔵省証券局長の通達で「証券会社の社内管理体制の強化等について」、こういうのが出たときに、「ある大手証券幹部は、こんな通達を受け入れる業界の体質が情けない」ということで、以下、この書かれた方は行政からの自立を強く主張されているわけですね。

今回の一連の不祥事、これを招いた原因はいろいろ複合的なものがございます。例えば証券市場の変化、これは非常に速いスピードでもって変化をしてきたわけですが、制度改革の方が市場の変化のスピードについていけなかった、それも一因だと思ひます。行政のおくれもあつたでしょう。ただ私は、一連の昨年からあの特別委員会の論議、今日まで続いてまいりましたさまざまな議論の中で、一番重大な受けとめておりますのが大蔵省と証券業界との関係、これが一番大きな要素ではなかったのかな、こう思つておるわけですね。今まで大蔵省が出した通達は約四百

五十本、これを六月中に見直しをやり、最終的には五十本ぐらゐに集約する、こういうことが言われておるわけですが、一通達という形で業界、証券会社は経営の重要な部分を大蔵省にゆだねてきたのではないかと。言ひ方を変えれば、厳しい見方をすれば、国営企業と呼ばれてもよいのではない、それだけ協会にも証券会社個々にも主体性というものが見えなかった。この責任が大変大きいのではないかと。証券会社そのものが独自の経営判断能力を持てなかつた、これが一番大きな問題ではなかつたかと思ひます。

今回監視委員会の設置等、法律が出されましたけれども、これが行政からの自立ということを確認する絶好の機会ではないか、この機会を逃したまままた大蔵省に依存していく体質がそのまま残つていく、それがまた多くのこれから不祥事を誘発させていく一因にもなる、私はそういうことを考えるわけではございまして、日本の証券規制を改善するべきというのは、規制機関の形態だけではなく取り組む姿勢である、こういうふうにも言われております。行政からの自立について、渡辺参考人と長岡参考人に御意見をお伺ひしたいと思います。

○渡辺参考人 ただいま先生から御指摘の点については十分に理解いたします。

それで、前の答弁にも申し上げましたように、例えば内部管理体制につきましても、一通達ということに、ただいまは自主規制機関である私ども協会がこれを定めて協会員にそれを守ってもらう、また、各証券会社の内部にそういう体制をきちつとつくつていただくということでもう既に進んでおりますから、そういう体制で動いておりますから、今後は自分たちの手でそれをやつていくということになると思ひます。

今回の法律改正によりまして、冒頭に申し上げましたように自主規制団体といたしまして証券業協会の役割が非常に明かになつたわけでございます、私もそれはそこでも申し上げましたように、自主規制の理念が実現できるように全力を尽くし

てまいりたいというふうに思います。そのためには、さらに協会の内部も体制整備をいたしまして、その役割と責任を全うできるように今後も努力したいと思っております。

自主規制団体の運営におきまして、先ほども自治の精神が大切であるということをお話しました。これは、証券市場は非常に、今先生のお話も、変化の激しい、変化が速いというお話もございましたが、変化も激しいというお話も、それから市場の動きも非常に速いものでございます。それに対する自主規制というところでございますから、これは自分たち一番仕事なり情勢なりをよく知っている人間が、それをどういうふうに関制していけば公正で透明な市場になり得るかという意味で一番よく物を知った人間が集まってそれをよく議論をし、そしてルールを決めたらそれを今度自分たちで必ず守るというのが自治の精神だと思っております。そういう物の考え方でも進めてまいります。

しかし、行政との関係でございすけれども、これも先ほどちょっと触れましたように、きちっと決めなきゃならぬことは法律で決めているんだし、あるいは自主規制団体に任せられるところは自主規制でルールをつくり、今申し上げたような物の考え方でも運用していくということ、今後は通達なり行政の指導といったようなものの範囲はかなり大幅にきちつと整備されるということではないかと思ひますが、しかし、我々自主規制団体も、自分たちで勝手に物を考えて決めればそれでよいというわけにもまいらないと思ひますので、日本では証券は免許会社になっておりますので、やはり大蔵省の監督といったような面は当然残ると私は思ひます。

したがいまして、そういった行政とそれから我々の自主規制との間には密接に連絡をとることは必要だと思ひます。それは決して、行政との間もたれ合いとかなれ合いとかそういったような面とは全く異質のものであるというふうに思ひております。密接な連絡や調整や、そういう調和を図っていくことは今後とも必要なのでは

ないかというふうに思ひております。

○中村(正男)委員 もう長岡参考人、結構でございす。今の協会長のお話で結構でございす。次に、自主規制機関の問題、お尋ねをしたいと思います。その中で、体制を強化されたことについては冒頭の陳述で十二分にお述べになりましたので一応理解をいたしております。

そこで、昨年の十二月十八日に発表されました自主ルールですね、今日までまだ半年足らずであります。これを適用した具体的な事例はあったのか、まずそれをちょっとお聞きをしたいと思ひます。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕
○渡辺参考人 ただいまの御質問にございましてけれども、私どもの協会では、改正証券取引法の施行に対応いたしまして一連の自主規制ルールを昨年整備いたしました。ことしの一月からそれを実施しておりますが、これまでにこの自主規制ルールに違反するような事例は把握しておりません。

○長岡参考人 東京取引所関係の自主ルールにつきましては、実施以降今日に至るまで、違反した例はございません。

○中村(正男)委員 一連の飛ばしで山種証券それからコスモ証券、これがいろいろな行政処分を受けた、こんなふうになっておりますが、これらはいわゆる自主規制機関の自主ルールに抵触した、こういうことではないのですか。

○渡辺参考人 お答えいたします。
山種証券の飛ばしの問題につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、我々としても思ひない事件でございまして甚だ残念に思ひますが、その金額が非常に多額でございまして、それから法令違反といったような問題がございまして、損失補てんと同じように、投資家の市場の公正性、透明性への信頼を非常に損なうということでございますので、本当に残念なことだと思ひます。

それで、去る四月二十八日に大蔵省の処分がございまして、これは、本店事業法人部及び法人資金運用部の十日間の業務停止ということで大蔵省の処分がございまして、私どもの協会におきましては現在事実関係の掌握に努めておるところでございますが、法令違反行為によりまして行政処分が行われたということも含めまして、この協会においてはどのような手段、措置をとるべきかというところで今月中には規律委員会を開くことにしております。この規律委員会は外部の、証券界以外の方々が多数でございまして、ここで議論していただきまして、同社に対する処置を決定したいというふうに存じております。

○長岡参考人 昨年十二月十八日の自主ルールとの関係についてだけ限定してお答え申し上げますと、いわゆる山種証券の飛ばし行為が自主ルール制定以前の行為でございまして、溯及適用は難しいというふうに思ひております。

しかしながら、こうした行為が自主ルール制定以降に仮に行われたといたしますれば、適正な取引の範囲を逸脱する行為でございまして、自主ルール違反と言わざるを得ない場合があるかというふうに考えております。

○中村(正男)委員 長岡参考人に今の件で尋ねをするわけですが、仮にこれがルールの適用の期間の中で起こればどの項に該当するの。証券事故について一、二、三あるのですが、ちよつと参考までにお聞きをしておきたいと思ひます。

○長岡参考人 正会員の行う媒介の取り扱いについての項目がございす。この媒介の取り扱いについての項目、「適当と認める範囲内の値段」というところを逸脱するということになるのではないかと今度お尋ねをいたします。

○中村(正男)委員 次に、自主規制機関として、ルール違反をした場合、この処分権の範囲というのはどの程度のものなのか、これをお聞きをしたと思ひます。
○長岡参考人 まず、東京証券取引所の関係からお答え申し上げますと、会員が行ったルール違反等に対します本所の処分権の範囲は、昨年来の一

連の不祥事にかんがみまして処分を強化したわけでございます。一億円以下の過怠金、それから戒告、それから売買取引等の停止もしくは制限、六か月以内の会員権の停止、そして最後に除名というふうになっております。

○関参考人 証券業協会におきましても、協会の定款に「協会の処分」という規定がございす。協会員が法令違反とか協会の規則に違反をした場合においては、ただいま長岡参考人が取引所のことを申されましたけれども、協会においても制裁を加えるということができることになっております。それで、制裁の内容につきましては、「譴責、一億円以下の過怠金の賦課、六か月以内の会員権の停止または除名の処分」、こういうことになっております。

○中村(正男)委員 そういう処分の段階があるようでありまして、今回この監視委員会を設置されたとき、この自主規制機関との相互の関係は一体どうなるのか。協会の監督、取引所の調査等々あるわけですが、この辺はどういう形で線引きをされ、あるいは相互にどういう連絡をとりながら処分をしていくのか。わかりやすく簡潔にひとつお願いを申し上げます。

○関参考人 協会におきまして、証券取引法あるいはそれに関連いたします法令の違反というふうなものももし起きますと、これは先生御承知のとおり、当然大蔵省の処分の問題が発生し得るわけでございます。また、そういった事態が、今度新設されます委員会におきまして強制調査、あるいは任意の立入検査、従来の証券検査でございす。そういうことで発見されまして、それが、大蔵省の証券局の方にこういった報告が行く、あるいは、それに対する処分の勧告が伴って行く、こういうことになって行政の方の処分が行われる、こういうことになると思ひます。

それと同時に、そういった法令違反が起きたというところにつきましては、それぞれ自主規制機関の取引所あるいは私ども協会の規則との関連において同時にそれが問題になるところがあり得

るわけでございます。そういった場合については、行政のいろいろな措置と連動いたしまして、それぞれ自主規制機関の制裁措置がとられるということになるわけでございます。

また、先ほど来参考人が御報告申し上げておりますけれども、協会は監査、それから証券取引所は審査という自主規制の立場からの検査機能を持っていくわけでございます。そういった活動の結果協会のルール違反というようものが発見された場合は、これは協会とか証券取引所がそれぞれ立場から判断して制裁の内容を決めていく、こういうことになると思います。

○中村(正男)委員 次に、河本参考人にお尋ねをしたいと思います。

この一連の不祥事の後、日本じゅうを挙げて日本版SECをつくれという大合唱が起こったわけでございます。その後、アメリカと日本のいろいろな司法制度の違いとか、もちろん証券業界の免許制、登録制の違い、あるいは片や一万二千社、日本はせいぜい二百社余り等々、この違いがやはりあるから、今日では日本版SECをつくれ、こういう強いといいますが、何が何でもという意見はちよっと下火になったのではないかと、こういう理解をしております。ただ、例えば予算の面で見ましても、アメリカの場合は九二年度で二億二千五百億ドル、約三百億円、今回の監視委員会にかかる予算はたかだか九千八百万円、一億円、果たしてこれでどの程度のものができるのかという危惧がございます。

そこでお尋ねしたいことは、こういった予算の面それから人的対応、これで十分なのか。昨年あんな事件がありましたから、業界そのものは大きな反省をしておりますから、当面はという見方もありますけれども、ちよっとその危惧がございます。

それから、基本的に国家行政組織法三条の委員会にせよ八条委員会にした。これも我々としてはいささか問題にしておるわけでございます。冒頭参考人の方から、大蔵省からの独立性について

てもこれは十分担保できている、こんな御意見もございましたけれども、改めてそういった点についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

○河本参考人 よくアメリカのSECとの比較がなされるわけですが、御承知のようにアメリカのSECは、いわゆる証券というものの範囲が極めて広いわけでございます。ところが今回の法案では、まさに流通性のある有価証券、それに対象を限定いたしまして監視委員会が動くことになっております。

ところで、その証券会社の数だけ見ましても、米国は登録制でありますから一万二千数百ある。ところが日本の場合は、外国証券等を除きますと現在で二百十六、全部入れましても二百六十五。数からいいますと大体六十の一ぐらい。それでよく言われますように、アメリカは二千人から抱えておるが、日本の場合予定されているのは、各財務局等々も全部合わせますと百十八人。こうしますと、日本のそういう官庁の検査能力というのは非常にすぐれておるといことも聞いております。ですので、規制の対象との比較でいましてこれだけでいけるのではないかと、私はこういうふうに考えております。

それから予算の点であります。私もその点を十分存じておる点でございますが、今回、お挙げになりました九千八百万円というのは委員会の業務に直接必要な経費とされておるもので、今後それがどうなっていくのかというところは私はよく存じませんが、しかしアメリカでも、SECの方からこれだけの金がかかるという予算の要求をするというふうなことがありますから、国会でこういう制度がもし御承認いただけましたら、今後恐らくそこでの十分な活躍のためにどれだけの金がかかるかということがこの委員会の方からも要求がされてくるのではないかと存じております。したがって、結論的には、さしあたって考えますと、その規制の対象、それからその規制の仕方等々から考えまして、この委員会、一応十分期待しているのではないかと私も考えております。

○中村(正男)委員 次に、証券監督者国際機構と

いうのがございます。IOSCOというのがあるのですが、これが一昨年の十一月に採択をいたしました証券業者が守るべき七つの原則、一応申し上げますと、一つは誠実・公平、二番目は注意義務、三番、能力、四番、顧客情報の把握、五番、顧客への情報開示、六、利益相反の回避、七番、規則の遵守、こういうものを一昨年十一月に採択されたわけですね。日本のあいつた一連の不祥事に對してこれを日本にも適用しよう、こういう審議がされたというふう聞いております。それに對して大蔵省としては三月一日付で一定の通達を出して一応カバーしたといいますが、そんな対応をとられたと思うのですが、国際的に日本の今回の一連の不祥事に對しての見方は、非常に措置は甘いのではないかと、甘かったのではないかとという評価がある、そういうふう聞いておるわけですが、

そういった上に立つて今回この監視委員会の設置になったわけですが、この監視委員会そのものの設置については国際的にはどういう評価をされているのか。また、先ほど申し上げた七つの原則というものが今回の法改正にどういうふうに取り入れられたのか。この辺を河本参考人にお尋ねをしたいと思います。

○河本参考人 今回の証券取引法の改正、これにつきましても、まだ私も直接海外の学者等々からの意見は聞いておりませんが、もう既にこの秋には、まずヨーロッパの学者と日本の学者が京都に集まりまして、それぞれの銀行、証券、保険、それに對しての監督のあり方についてのシンポジウムを開くことにしております。実は私も、まさにそのときに、この日本でこれだけの監視体制ができたというのを保持していけるということに非常に心強く思っております。恐らく、少なくともヨーロッパとの関係では、これは全く日本の方が進んでおる。これを進んでおると言っているのか、こんなものが要るということが果たして進んでおると言っているのかどうかかわりませんけれども、とにかく巨大な資本市場を抱えた

国といまして、ここまでの監視体制を整えたというところを、口幅つたいようでありまして、胸を張って言えるのではないかと、こういうふうにしております。

それからアメリカとの関係では、まだそういう計画はございませんが、恐らくこの監視委員会の権限というものはアメリカのSECよりもはるかに強いものになっておりますから、日本の実態を踏まえて、まさに日本的な機能を備えた、そういう制度ができた、恐らくこう見てくれるのではないかと、こういうふうにしております。

それからIOSCOとの関係でございますが、これも私もメンバーの一人に加わっております。証券監督者国際機構、IOSCOの「行為規範原則の我が国への適用について」というリポートに名を連ねております。そこで先生お挙げになりました七つの項目につきまして、それぞれ一体これをどういうふうに取り扱うかということと詳細に検討いたしました。その結果、具体的には誠実・公正の原則とそれから適合性原則を法案の中に入れましたが、それ以外については特に法律上の手当てをしておりません。

そのわけは、現在既に民商法等々の規定、例えば信義誠実の原則等々を使っておりますと、注意義務であるとかそういうものが十分手当てできまして、それから既にそのほかの条文の上ででき上がっておりますものもございます。例えば利益相反等々につきましても、改めて条文をつくらなくてもいい。一般的な行為規則それから協会、取引所の規則、そういうようなものを活用していきますと、十分現在あるものを、さらに運用さしていきますとしていけば得られるということでありまして、この二つだけを特に条文の中で取り上げた、こういうことでございます。

○中村(正男)委員 冒頭申し上げました八条委員会に理由、これをちよっと。

それから、委員長以下委員は三名、こういうふうになっておりますが、先生のお立場から、どういう職能の人あるいはどういう立場の人が委員に

はふさわしいのか、具体的な氏名はともかくとして、そういう監視委員会の性格からして、不正部会長としてのお立場から御意見をお聞きをしておきたいと思ひます。

○河本参考人 この監視委員会の法律上の位置づけでございすが、私が先ほど御報告させていたいただきましたように、今免許制を再び登録制に戻すという事はとてもできない、そしてまたこの免許制というのは十分それだけの効果を上げてきたという面もございします。そうしますと、この免許制につきましては、私も自分の本の中にかなり詳しく書いておるのでありますが、結局これは千防監督行政を行うことができるというところにこの免許制のメリットがございします。これを崩さずに、さらに独立した監視委員会をつくっていきます場合に、この二つがうまく両立するという上で考えますと、やはり行政処分権、これは免許を与えた者がその責任において行うべきだということはどうしても筋として出てまいります。そうしますと、三条委員会では、それ自体がそういう処分権を持つという仕組みにならざるを得ませんので、この二つの間にちよつと調和のとれない矛盾が起こつてくる。そこで、免許制のもとでこういう独立の監視委員会を設けるとすれば、この法案のような制度が最良のものであるし、またちよつとそれ以外に制度としては考えにくいのではないかと、こういうふうにご考へております。

ただ、この場合に最も大事なことは、たとえ大蔵大臣に任命されるにいたしましても、それが完全に独立して、中立の立場でその監視の権限を行使し、その職務を行ひ、そして必要があれば処分を勧告するという、それが行われなければならない。法律上は身分保障があり、選任に当たっては国会の同意を得る、職務は独立して行ひ、こういうふうになつておりますが、結局やはり私は人を選ばなきゃならぬと思ひます。単に法律知識、経済知識がある、それは大事なことでありますが、それ以外にこの法律の趣旨をどこまでも貫いていける、そういういわば非常に強い意思を持った方、

そういう方がこの制度のもとでは最も望ましいのではないかと、こういうふうにご考へております。

○中村(正男)委員 冒頭河本参考人の方から百二十五条の見直しを行った、こういうお話がございましたが、今日までこの五十八条、不正取引の禁止についてはいまだかつて適用されたことはないわけですね。百二十五条、相場操縦につきましても、二回適用された、こういうふうに残つておりますが、我々としては、まだまだこれだけの複雑化した証券市場に対してより有効な証券取引法にしていかなければならぬと思ひます。緊急に改正すべき問題点、これは先生として御指摘があればお聞きをしておきたいと思ひますが、

○河本参考人 まず、この五十八条について、その適用が今までなかったという御指摘でございしますが、実はたつた一件、たつた一件というやうなことで、そう偉そうなこと言えませんが、最高裁まで行った件があつたことは確かでありまふ。ただ、これは私も本来的な適用場面とはちよつと言えない、つまり全くのばら株を価値があるようにして売りつけた、これは全く詐欺なんですね。そういう場合にわざわざ五十八条を使つた。その場合に最高裁は、決してこれは、内容が極めて不正で、こんなもので罰則をかけるのは憲法違反だという被告の主張に対して、いや、そうではないというふうにご五十八条の合憲性を認めた最高裁判例が一つございします。しかし、これはそのケースで見れば全く当たり前の話であります。

しかし、先日にも不正取引部会で出ました議論で、例えば前回六十三年の改正のときに、インサイダー取引については非常に詳細な、日本の檢察が使いやすいやうなインサイダー取引禁止の規定をつくりました。ところが、そのときの議論として、今後インサイダー取引が行われたときは新しくできた条文だけで処罰できるのか、つまり、それが五十八条で使いますと、これはもう三年、それから懲役というやうに非常に重い刑罰になつてきます。

五十八条はもうインサイダー取引には使えないのか、こういう議論も出ました。

しかし、先日の不正取引部会のごとき、私、一体今後この五十八条はどうなりますかと。そのときに刑法の専門家の間で、いや、例えばインサイダー取引につきましても五十八条は使われない、新しくできた、現行法でいいますと百九十条の二と百九十条の三だけでいくんだというわけでは決してない、非常に悪質なものが出ましたら、金額が大きいとか極めて巧妙な手段を使つてインサイダー取引をやつておるとかいうやうなことになる。とやはり五十八条が使えるのだらう、そういう意味で、五十八条がインサイダー取引にも適用される理論的根拠が前回の改正によつてむしろ与えられた、こういうやうな議論もありまして、ただこれにつきましても今後とも詰めて部会で議論していきたい、こういうふうにご考へております。

それから、百二十五条につきましては、これは先ほども申しましたやうに、これをどういうふうな規定に変えたらもう相場操縦を摘発するのに便利になるか、これは非常に難しいわけでありまふ。といひますのは、株というものは買えば上がる、売れば下がる、こういう性格を持っておりますので、そういう正常な取引、それが引かからぬやうに、しかし相場操縦として悪質だと言われるものを抑える、そのためにもしも条文をつくり変えらうとしたらどういふ条文をつくらうかといふことは非常に難しいわけでございます。

そこで、今回は百二十五条の改正に手をつけましても、とても立法技術的に着地点が見出せない。そこで、先ほども申しましたやうに、幸い判例が、この条文適用の上で最も困難だと言われている一般の投資家に対して株の売りあるいは買ひの誘引をする目的、そのことを本来の目的犯の、それを目的としておるといふやうな証明じやなく、それを意識しておればいい、認識しておればいい、そういう段階にまでこの要件を解釈基準を少し下げまして、それでしっかり今後委員会においてこれを運用していただきたい、こういうところ

ろでおさまらざるを得なかつたわけでございます。

○中村(正男)委員 時間があつたわけになつてまいりましたので、次に、中長期的な資本市場対策、こういう意味合いで基本的な方向をどう考へておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

今日までのいろいろな論議で、日本の証券業界というのは大手の寡占、これが一つの牽引車でもあり、同時にまた問題発生の一つの要因でもあつた、こういうふうにご考へております。それから、どうしても取引が大口中心の取引に力点が置かれる、これはやむを得ない一面もあるのですが、これに関連して、やはり法人が中心である、こういう要素があつたと思ひます。

そういうことで、個人の持ち株比率をアメリカと比較してみますと、アメリカは五六%、日本は二三%、昭和二十五年には七〇%であつたものがこまごま下がつていふ。これからの新しい投資資金というのは、私は、今さら特金とかフアントラ、ましてや仕事集団、こういうものに頼ることはまかりならぬわけでありまして、この新しい投資資金というのは個人の金融資産とそれから年金の資金を導入していく、これを中心に考えるべきだ、こう思ひます。

この個人の金融資産の中で、株式に対しての投資比率も、アメリカと比較してみますと、アメリカは一七%、日本はせいぜい一千兆円あると言われておる個人金融資産のうちたかだか七%、こういう現状なんですね。

したがって、これからの中長期的な方向性なんですけれども、いわゆるアメリカ型のピリアルキャピタリズムの方向に行くのか、あるいは従来の日本の一つの特性である株の持ち合いをこのままにした形で法人資本主義で行くのか、当然のことながら簡単な問題ではないと思ひますが、協会の立場なり、それから河本参考人のお考えを一言お聞きしたいと思います。

○渡辺参考人 時間の関係もございしますので、大

重要な問題であり、広範な問題でございすけれども、先ほど来いろいろ申し上げておりますように、我々協会としてもこの証券界改革のためにいろいろな点について手をつけておりますし、また今後とも真剣に取り組まなければならぬわけでございす。その問題の一つは、御指摘の個人株主が減少している、ないしは資本市場に個人株主がもつと登場してまいりたいということが一つの大きな問題でございす。

これは協会といたしまして、昨年の四月に個人投資家の証券投資促進についてという報告書を取りまとめておりますので、その線に基づいて今後とも努力してまいります。しかしこれはもう先生の御指摘の中長期の対策でございまして、証券界はもういろいろの努力しなければなりません。特に信頼回復とか市場の公正性、透明性を確立するといったようなことは私どもの任務でございす。

ただ、そのほかにも、経済界が例えば個人投資家を大切にする配当政策なりそういったものにも考慮してもらい、あるいは税制の面でもいろいろ検討していただく面があるかとも思ひます。また最近問題になっております、法人資本主義と先ほどおっしゃいましたが、自社株の問題なんかもこれに関連するかと思ひます。それから手数料の問題なんかも関係してくると思ひます。いろいろ問題について、まだ申し上げませんが、広範に関係してくる問題だと思ひます。

しかし、繰り返しますけれども、やはり中心になってそれを努力しなければならぬのは証券界でございす。御指摘のように何とかして個人株主をふやす、個人投資家に投資意欲を高めてもらうということに今後とも努力いたしたいと思ひます。これについてはこちらにいろいろの長期理事長も常日ごろ大変に強調しておられますし御努力になっていらっしゃると思ひます。我々も御一緒になって努力したいと思ひております。

○長岡参考人 市場を預かる者といまして一

言申し上げたいと思ひますが、機関投資家の投資の判断と申しますか売り買いの判断は、どちらかというと我が国の場合にはとく一方に偏りがちでございす。そうなりますと、株価の変動の幅が大きくなる可能性がある。その場合に、それを緩めてくれるのが多様な判断を持つ個人投資家でございまして、私は、市場の安定的な運営のために何としてでも個人投資家を呼び戻すべく努力いたしたいと考えております。

○河本参考人 この問題は、本当に私も学者が一体どうしたらいいのかという悩む問題でございまして、先生御指摘の法人資本主義、これは日本の社会で起る諸悪の根源だといってこれを攻撃する学者がおられます。御承知のように龍谷大学の奥村君も、例の不祥事の新聞に顔が出なかつたことはいくらに活躍しておりましたか、私も私を見ても、一体おまえら商法学者は何をしておるんだと言つてしかるわけでありす。

ところがまた片方で、日本の代表的な経済学者の中には、法人資本主義のどこが悪いんだ、これで日本の経済はここまで発展してきたという積極の評価をする人もあります。それからまた、私どもの仲間で商法学者と経済学者と両方兼ねておられる方の中には、日本は大体資本主義ではないんだ、それははっきり認識しろと言ふ人もあります。したがって、結局制度として一体どうするか、それは常に法務省の商法部会へ持ち込まれるわけでありす。

しかし結論的に、何としてもこれ以上法人資本主義が進むことはやはりよくないというので、例えば前回の昭和五十六年の商法の改正のときには、子会社は親会社の株を持つてはならぬとか、あるいは二五%以上持つておる会社は、この持たれておる会社の株の議決権を行使できないとかというふうな形で何とかこれを抑えようとしてきたわけですが、しかしもう到底そのような商法上の規制ではおさまりがつきません。という、それじゃ会社は会社の株を持つてはならぬというような原始独禁法のような規定を置くかといつても

これまた到底できるはずがありません。したがって、先ほど来協会長あるいは理事長がおつちやつたように、せめて個人投資家が減らないように、それをふやしていくような措置を地道にうけていくよりは何か方法がないか、こういうふうな考えております。

○中村(正男)委員 時間がはばち参りましたのでこれで終わりたいと思ひますが、最後に、一連の昨年六月以降のいろいろな大きな問題がありまして、それに対する対応策等々をとられてきたのですが、私率直に思ふのは、約一年かかってようやく監視委員会の設置、こうなりました。国を挙げての対応としてはちよつと遅かつたのではないかと。また、国を挙げての対応策の協議あるいはどういう対応策を出していくのか、そういう本當に集中した議論が行われたというふうな感じは持っていないのです。

御案内のように、アメリカでは一九八七年のあのブラックマンデー、五百八ドル下げた大変なこれは世界の経済を揺るがしたわけですね。あのときにアメリカがとられた措置というのは、三日後に大統領がブレイディ委員会の設置を決める、さらに会計検査院それからSEC、商品先物取引委員会、ニューヨーク取引所等々七つの機関が寄り集まって暴落の原因を分析して逐次対応策を出していった、こういうふうな聞いておるわけですね。それに比べると日本の今回とられた対応というのは、一つは拙速であり、一つは大蔵省にかなり依存したそういう対応ではなかつたのか。もっと経済界あるいは公取、顧客を代表する立場の人あるいは学者先生、そういうものが一つのテーブルに着いて、本當にこれしかない、これでいい、そういうものが感じられない。率直なところ私そう思ふわけですね。

これで終わりますが、最後の最後として、きょうは信頼回復のためにそれぞれの立場からいろいろな施策が述べられました。大変結構なことでありす。ぜひそれを実行してもらいたいと思ひますが、ただ懸念するのは、株価さえ戻れば、こう

いうのが過去からずっとあつたのではないかと。確かに今ちよつと底を脱した感じがするわけですが、株価が少々戻つたとしても、ぜひ今の情熱を失わずに抜本的な改革を大蔵省からの自立を含めて推進していただきたい、そういうことを申し上げまして、四参考人の皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○太田委員 笠勝之君。

○笠勝之君 参考人の皆様方には、公私ともにお忙しいところ、大変に御苦勞さまでございす。公明党・国民会議の日笠勝之でございす。先ほど中村委員の方から概略的にお話がございしたので、私、持ち時間も少のうございすから、個別具体的なお話をし、お答えをいただければと思ひます。

まず、渡辺日証協会長にお伺ひしたいのですが、先ほど今後の業界の改革推進への力強い御表明がございしました。一方また、ごく最近の大きな話題になりました飛ばしの件が頭を交錯するわけですね。と申しますのも、損失補てんもそうなんです。この飛ばしというのは業界の中ではもう周知の事実、そういうことはあり得るということでも多くの人が知つておつたのだ、こういうふうなマスコミなんかの報道もございす。そこで、会長はこの飛ばしというのはまさに覆耳に水だつたのでしようか、お伺ひしたいと思ひます。

○渡辺参考人 まことに申しにくいことで、おまえ、そんなことを知らなかつたのか、よほど現場のことを知らずに協会の仕事をしているのかというおとがめを受けるおそれがございす。正直に申し上げて飛ばしという言葉は私はあの事件が起るまでは存じませんでした。

○笠勝之君 今回の証券取引法の改正は、どつちかというところでは治療的なものが多いわけですね。だけれども、今後日証協が自主規制団体としてきちつと位置づけられていくに当たっては、私は、やはり治療的なことで今後自主ルールをつくつたり、いわゆる検査、監査強化とかではなく

て、予知能力といひましようか、そういうものこそが大切じゃないか。出てきたものをたたくのではなくて、出てきそうなものはしっかりと協会の中で議論をして出ないようには、国民の市場への不信を招かないような予知能力がこれからは自主規制団体の日証協さんには強く要請されるんだと思います。この点はいかがですか。

○渡辺参考人 御指摘のとおりだと思います。そういう意味で、従来の大蔵省の行政指導に特に依存していたような物の考え方から、今度は協会が改めて自主規制機関としての機能を強化するというところで先ほど来申し上げているとおりでございますが、この自主規制ということになりますと、実際の業界の中身のことをよく知っている人間がいろいろと話し合い、問題点を取り上げて、そしてそれが公正性なり透明性なりに欠けるところがあるということであればそれに対するルールをつくって、そしてそれを守っていくというふうには先ほど申し上げましたが、そういう意味では、予知能力というのは人から与えられるのではなくて、自分たちが自主規制機関として当然持つべき仕事であり、またそれを期待することができるところではないかというふうには私は思います。

○日笠委員 その点は強く要望しておきたいと思っています。

それから、私は昨年の証券・金融問題特別委員会、あの証券不祥事、金融不祥事が起こって、衆議院に設置されたあの特別委員会の委員として、終始一貫一つのことをもうねちこく訴えていることがあるのは、巨額の脱税の温床でもありましていわゆる匿名口座の禁止ですね。今回はこれは法律事項にはなっておりません。今回はこれは日証協のいわゆる自主規制というものの取り入れていく、このように証券局長もこの前答弁されましたが、いわゆる匿名口座禁止についてどのような対応をとろうとされておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○閣参考人 ただいま御指摘がございましたけれども、昨年九月二十六日、本院の特別委員会にお

きまして「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」というものが行われまして、その中で、顧客の行いいわゆる匿名取引の受託等の禁止については、その徹底のため指導を強化し厳正を期することとされております。この匿名取引の問題につきましては、協会としては、従来から匿名受託の禁止について何度か証券局長通達も出ておることもございますし、また、最近では御承知のマネーロンダリングとの関係で、本人確認の励行ということも非常に重要な課題になっているわけでございます。何となくその徹底を図ったところでございまして、証券会社の役員員については、この匿名取引について既に規範で禁止行為として運営してきているわけでございまして、今度こ

ういった特別な決議もいただきましたし、また今回証券取引法の改正もございまして、そういった中で通達の見直しという作業が行われておりまして、その通達のうち、自主規制機関の方に移すことが適当であるものについてはそちらできちっと措置をとろうというものが、先生御承知のように一般的な方針でございまして、したがって、この顧客に行う匿名取引の受託に関する禁止に関する部分につきましては、行政当局と御連絡をとりながら、その具体化を検討しているところでございまして、実際どういうふうにするかということでございますが、まだ最終決定には至っておりませんけれども、私も、私どもの規則におきまして、顧客の行う株式の匿名取引の受託の禁止、この規定、それと裏腹の関係にありますそういった場合の本人確認の義務について所要の規定を定める、こういう方向で行きたいと考えております。

○日笠委員 ぜひひとつ、自主規制団体でございまして、この辺のところもきちっと押さえたルールをつくっていただきたいと思います。それから、これは突然お尋ねするかもしれませんが、いわゆる野村証券の野村ファイナンスと日興証券の日興クレジットのいわゆる暴力団への便宜供与、三百六十二億円の供与がございましたね。これはなかなか回収が難しいということですが、

協会としてはこの件については何か両証券会社に指導といひましようか、やっではおられるんですか。また、その両証券会社の対応はいかがでしうか。

○閣参考人 暴力団と証券界とのかわり合いの問題につきましては、原則として暴力団との信用取引等を行うことはやめようとか、一般に慎重な対応をすべきであるということとは、既に理事会決議で決めてあるわけでございまして、ただ、先生今御指摘の、証券会社のグループの中にありますいわばファイナンスカンパニーの具体的なその処理の問題については、直接協会があれこれ申し上げる問題ではないんだらう、こういうふうには思っております。

○日笠委員 いわゆる両証券会社本体の経営に影響を与えるようなことがあつてはいけないという意味で、私は、どういふ対応をされているのかとお聞きしているのですが、これはもう完全に各社の経営判断だということ、協会とすればノータッチ、こういうことですか。

○閣参考人 グループの中の関連会社に経営上まづい事態が生じまして、それが本体であります私どもの協会員である証券会社に影響が及んでくるということとは、当然あり得る話でございます。しかし、それは私もからいたしますと、その証券会社の財務の健全性が保たれているかどうか、こういう観点から見ていく、こういうことになるんだと思います。今の現状では、自己資本比率規制におきます指標等を見ましても、当面そういう事態にはなっていないわけでございまして、今のようにお答えした次第でございまして、

○日笠委員 これで時間を費やしてもいけません。財務の健全性だけでなく、いわゆる証券市場そのものの四社の二社ですから、信用という問題を言っておるわけですね。ぜひそういうことで、六月末までに回収するということに、再延長になつていくようございしますが、それを見守りながら、またこの点についてもいろいろと議論をしていきたいと思います。

それから、この証取法のいわゆる監視委員会の問題とはちよつと外れるかもしれませんが、せっかくきょうは会長も専務理事もいらつしやつていますので、金融制度改革に関連してちよつとお聞きしたいと思ひます。

実は、昨夜大蔵省から、今回の金融制度改革に対する政省令の骨子といひましようか、概要が発表になりました。既に御承知のことと思いますが、何となくまだ隔靴掻痒の感があるという声が多いのですけれども、どういふ政省令が明確になれば日証協さんすればありがたいなと思われておるか、お聞かせ願ひえらばと思ひます。

○渡辺参考人 今度の、今の法案の方ですね、制度問題につきましては、もうこれも先生御承知のとおり、何年来金融制度調査会あるいは証券取引審議会等で議論されてきたことでございまして、一言で申せば、証券界に、証券界だけではございませんが、競争原理を導入して、フェアな競争に基づいて効率的なそういう市場を形成していくというところでございまいしょうか。したがって、いろいろな業界から相互に参入していく、そしてそういった競争を確保するというような精神でつくられていくものだと思います。それにつきましては長い間の議論を重ねてきたところであります、我々の証券界ということに限定いたしますと、証券界としてもこの業界に新規に証券会社として参入してこられることには別段異存はないということになつております。

ただ、その場合にいろいろ問題がございまして、は、それぞれの業界、特に銀行と証券の関係でございますけれども、これは金融制度調査会でも、あるいは証券取引審議会でも、両方の仕事はきちつと本来の仕事を確認すべきである、確立するといふのはそれぞれの仕事を守るべきであるという考え方が打ち立てられております。したがって、例えばユニバーサルバンキングといったようなことは、これは日本では否定されておるわけでございますし、また、証券取引法六十五条の精神も今日の意義を認められるというふうには、こ

これは議論の末そういうふうになりきつと整理されたわけですね。したがって、その観点で相互の参入が図られるというふうには私は理解してありますし、そういうふうにあつてほしい、こう思うわけです。

法律の上でもいろいろと規定されておりますけれども、御指摘のように、政省令に委任される事項がたゞさんごさいます。その辺について今の物の考え方がきつと割り切れておるであらうかという点でございまして、具体的に申しますと、例えば日本の銀行はアメリカなどと非常に性格がある意味では違つておる、ないしはその銀行の力が非常に強いということが言えるかと思ひます。例えば、銀行は株式を持つことができます。アメリカの場合はそれが禁じられております。ですから、産業界に対して非常な力を持つてゐるということだと思ひます。

そういう銀行が、子会社の形式による今度は参入でございまして、上げられども、その場合にも、先ほど来申し上げましたようなユニバーサルバンキングなりあるいは六十五条の精神なりから考えますと、いろいろな点で制約が必要なのではあるまいかということもございまして、それは何も証券だけの話ではなくて、例えば銀行のサウンドバンキングにとりましても、あるいは競争と申しました場合にも、フェアな競争という意味ではイコールフッティングが必要である、同じ立場に立つてフェアな競争をすべきではなからうかとか、あるいは銀行と証券との仕事の間には利益相反というやうなことが間々起るのではあるまいか。

そういう点で、アメリカでもファイアウォールといったやうなもの、つまり障壁がきつと決められておりました。そしてその上に両方の業界がそれぞれ進出してフェアな競争をするというふうになつておりますが、日本の場合には、先ほど申し上げましたやうな銀行の特殊な力から見ますと、アメリカ以上にそういったやうなきつとした実効あるファイアウォールの確立が必要なのではあるまいかということで、証券取引審議会の報

告にもこれがある書き上げられておりますので、そういった点についてきつと政省令で決められるやうなものは決めていたのだというふうに思ふわけですね。これは決して競争制限という意味にやなくて、両方の業界がそれぞれ機能を十分に發揮するために必要な障壁ではあるまいか、そういう意味で申し上げてゐるわけでございます。

そのほかにもいろいろとございまして、例えば有価証券の証券化の商品というものが今後ふえてまいりますが、その場合に、有価証券の範囲といたつたやうなことにしても政省令にゆだねられてゐるというふうになつておりますから、その点を明らかにしていただきたいというふうに思ひます。また社債が、最近非常に私募形式の社債がふえております。本来、資金の調達方法として社債は非常に大切なものでございまして、公募という形の社債が本筋だと思ひますが、公募と私募は私募にまたそれぞれ意味がございまして、その私募社債の、私募の業務の内容は、新たにできます証券子会社等の業務の範囲について、業務の内容について明確にしてもらいたいといつたやうな点について我々としては希望を持つております。それは、再度繰返しますけれども、証券取引審議会が長年議論されましたその精神そのものの整理がきつと法律の上で、ないしは今後の政省令の策定もしくは運用の上で確保されることが望ましいというふうな考へておるわけでございます。

○日笠委員 時間が迫つてきました。長岡東証理事長、昨年の特別委員会では本州製紙株の株価操縦について御調査いたしたということ、こゝういふチャンスがなくてその後の結果を聞いておりませんので、この際、本州製紙株の株価操縦の東証の調査はどうなつておつたのか、どうなつたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○長岡参考人 お答え申し上げます。東証といたしましては、本州製紙株につきまして、平成元年十一月から平成三年五月までの間、委託者内容を含めた売買内容につきまして、大蔵

省の再調査に合わせまして調査内容等の精査を改めて行つたところでございまして。

その結果、当該銘柄の売買は複数の大口委託者及び同グループの売買が認められるものの、大半は不特定多数の委託者の売買注文によつて形成され、いわゆる全員参加型の売買となつており、株価急騰日の価格形成状況におきましても、特定委託者による継続した買い上がり、買い付け等の技巧を凝らした売買は認められなかつたことから、株価操作があつたとの確証を得るまでは至らなかつた次第でございまして、この旨を大蔵省に報告をいたしております。

以上でございまして。

○日笠委員 最後に、じゃ河本先生に、一つ二つ時間がある限りお尋ねしたいと思ひます。一つは、今度の監視委員会は、いわゆる国家行政組織法で言う八条委員会なんですね。公正取引委員会は三条委員会。その公正取引委員会ですら最近のあの埼玉県のいわゆる談合罪につきましても排除勧告で終わつてゐる。恐らくあの問題が起つたときには国民の多くは、いろいろな外国からのプレッシャーもあるわけですが、これは告発されて、いわゆる日本の土建業界における談合罪についてメスが入るのではないか、それでこそ公正取引委員会であり三条機関だ、こゝう強い希望もあり、私も実はその個人的には思つておりました。しかし、何か排除勧告ということで腰抜けといひましようか、腰を引いたやうな、お茶を濁したやうな格好に現在なつておるわけでありまして。

ですから、この監視委員会がその意味では、たとへ三条委員会でも長年の年数がたつていきますと、いろいろな癒着とかいろいろな人間関係が出てきますやうな。ですから、三条委員会ですら本場に公正中立的な業務ができるのかといふ心配も、今の公取を見ればわかるやうに、八条委員会ですら、その辺が本当に実効性が確保されるのかというものが、最近の公取の排除勧告のニュースを聞きながら感想を持つわけですが、先生、その辺の話と関

連して、八条機関でも実効性が保たれると、何か胸を張つて京都のIOSCOの会合では言えるとおっしゃつていましたけれども、今後の経過を見れば、日本の独特の人間関係もありまして、いかがなお考えでしょうか。

○河本参考人 公取の建設業者の談合についての問題につきましては、当初は、私もまことに日笠先生おっしゃつたやうなふうに思つておりました。でもございせんが、これも全く新聞の情報だけですけれども、どうもだれがやつたのかといふその特定ができなかつた、こゝう言われてみると、ああどうもしようがないかなという気がするんですね。これは、証券不祥事に關して出した公取のあの文書を見ましても、本場に責任といふことになると、やはりどの取締役がどうなる、そういうことはほとんど書いてないのです。ああいうものには、ところが、刑事責任あるいは民事責任を追及することになりますと、そこが最も大事なところ。したがつて、それがつかまへられないことになると、これは一遍やつてみいといふだけのことになつてしまひまして、結局検査がやう立件できないといふやうなことになるしまつたんで、それこそ信用を失つてしまふ。

そこで、新しい委員会につきましてもそういう問題、全く同じことだと思ひますが、ただ私が非常に期待しておりますのは先生御承知のやうに、前回のインサイダー取引の規制の規定をつくりましたあの直接の動機になつたのは、私どもの地元のある会社、それをめぐつてのある銀行の株の売却、これがインサイダーをやつたものではなかつたか、こゝう言われて、大阪の証券取引所などは随分一生懸命調べたわけですが、事実とはつかめません。それは、全く証券会社の取引先である投資家に対しては、ただお話を承るといふことしかできないうえなんですね。そこで私も、これはとにかくやはり強制的な調査権がなければ到底こゝういふ経済犯罪といふものは立件することはできないんだといふやうに強く感じましたわけなんです。

が、ただ、だからといましてそれをやってみても、今のようになんかいかんことをやったかというところがつかめないということになれば、これはもう仕方ないことなんですから、私は、それぐらいのことはやれる、また、それがやれないようではこの制度はもう全く何にもなりません、制度的にはもうこれ以上のことではできないのではないかなというふうに思っております。

○日笠委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 まず、長岡参考人に伺いたいと思っております。

新聞報道によりますと、参考人は四月十三日ごろでござる、個人金融資産は一千兆円を超えている、個人投資家をいかに市場に呼び戻すかがきだというように訴えられまして、種々地道な努力の継続を企業と証券界に求められた、こういうふうになっております。もちろん、長い時間講演されたのでしようけれども、その御真意と骨子をお述べいただきたいと思っております。

（委員長退席、持永委員長代理着席）

○長岡参考人 そのときの講演の内容も、今まさに正森委員のおっしゃいました個人投資家、個人株主をいかに市場に呼び戻すかということが、私個人といたしまして、また証券業界といたしましても、一番真剣に取り組まなければならない問題ではないかという問題意識を率直に申し述べた内容でございます。

と申しますのは、我々の国よりも進んでおりますアメリカですら、手数料自由化後、一方、機関化現象が進み、手数料自由化によって個人投資家の方に手数料がしわ寄せされたときに、個人投資家の持ち株比率が六割を割ったところで、果たしてこれで健全な市場と言えるかという議論が起きたという話を聞いております。現在のはたしか五五％程度だったと思うのですが、それに比べまして我が国の場合にはわずかに二三％である。一体どういふ点が問題かということでございます。

すけれども、一つには、機関化現象、これは当然進むとは思いますが、機関投資家の投資行動というのとはかく一方に偏りがちでございます。そして、それによって市場の株価が大きく変動しがちである。そういう場合に、アメリカのように、半分以上も持ち株比率のある個人投資家というのは、投資が非常に多様な判断になりまして、売りも出れば買いも出るということで、これが一種の緩和剤になりまして市場の価格の変動を和らげてくれるという要素がございます。ということは、すなわち市場の安定につながるというわけでありまして、そういう点から考えましても、二三％にまで低下している我が国の個人持ち株比率を何とかして上げたいというのが私どもの最大の関心事と申します。また努力の目標であろうというふうに考えております。

そのために、私といたしましては、昨年と本年と二回にわたりました経団連の常任理事会に出席を認めてもらいまして、上場会社の幹部の方々に、もう少し株主の方に顔を向けてください、配当性向も上げてほしい、それから、千株単位で取引をする場合にサラリーマンでは手が届かないような金額になりつつあるので、これはくり直し、あるいは株式分割等をやっても少し手の届くぐらゐの単位にまで下げてほしいということを熱くお願いをいたしましたところでございます。今後ともこの努力は続けてまいりたいというふうに考えております。

○正森委員 それに関連して、もう一問お伺いしたいと思っております。

たしか長岡理事長の前の前の理事長の谷村さんですね、「株主勘定復活論」というのを書きになりました。その中で、今の時価発行増資が既存の株主を非常に無視している傾向がある。だから株式の従来の株主に対する割り当てを行い、そして時価発行の長所も取り入れた中間発行増資、株価が三千円で株の額面が五百円だとすれば千五百円ぐらいで株主に割り当てる。そうすれば、ずっと持つて増資に応じるかもしれないし、権利がつい

たまま売られるかもしれない。ともかく配当のほかに増資の楽しみもあるというふうなことがあるのではないかとこのことを著書に書いておられます。私は、ほかの点では意見は違いますが、こういう点については非常に傾聴すべき意見だと思っております。理事長はお立場上お答えが難しいかもしれませんが、御見解をお示しいただければありがたいと思っております。

○長岡参考人 谷村元東理事長がたしか昭和五十七年に出版されました「株主勘定復活論」の中で、中間発行論を強く主張しておられます。

その主張の論拠は、まさに正森委員のおっしゃったようなところであり、また私がそんたくいたしましたのに、その背景には、時価発行、時価発行でいく、先ほど来私が非常に大事だと申し上げております個人投資家が、いわゆるインカムゲインのことを考えずにキャピタルゲインだけに走らないか。キャピタルゲインに走り過ぎるということ、投資ではなくて投機になるわけでございます。それは決して健全な市場とは言えないというお気持ちもあつてであらうと思っております。基本的に株主をもっと大切にすること、それからそれを通じて証券市場を健全なものにするということ、この二点につきましては谷村さんのお考えに私は全く同感でございます。

ただ、時価発行、現在時価発行が行われておるわけでございますが、時価発行にも全く、それでは中間発行に比べていい点がないのかというところ、必ずしもそう言えませんで、広く一般からの資金調達が可能になる、多くの人の市場参入を可能にするといったようなメリットもあるわけでございます。しかも現在時価発行が続いておるわけでございますから、私といたしましては、企業が中間発行を行つていただくことは自由であり、これはある意味では結構なことだと思いますけれども、一方、時価発行が定着しております今日におきまして、時価発行をなさいます企業がやはりもっともつと株主の利益を尊重してほしいということ、今後ともお願いをし続けてまいりたいというふう

考えております。

○正森委員 時間の関係もござりますので、次に河本参考人に伺いたいと思っております。

参考人の御意見、いろいろございましたが、その中で、今度の新しくできました監視委員会が行政処分を持つておられないという点につきまして、免許制の必然の結果ではないかと思うという意味のことを言われました。これは果たしてそう言えるのだろうか。

例えば雑誌などを読んでみますと、もとの証券局長でござりました坂野常和さんなどは、免許制のもとでは、行政当局は、自分が免許したものが不始末をしかしたということで処分をするというのには自己矛盾のようになるので、何かそういう不祥事があつたときにできるだけ内々に済ませようとするという意欲が出てくるということを指摘されておるわけでありまして。

今度の法案でも、調査をいたしました不都合な点があれば行政処分の勧告はできるということになっております。したがって、免許制のもとで、免許の取り消しというのは免許に準ずることでございますから大蔵省が持つとしまして、勧告と同時に独自に役員の処分あるいは営業の停止といったような行政処分権を持たせても、免許制と何ら矛盾するものではなく、逆にその短を補うということ、行政処分を一切与えないことが免許制の必然の結果だとは言えないのではないかと気がいたしますが、御見解はいかがですか。

○河本参考人 私、先ほど申しましたところを結局繰り返すようなことになるわけでございますが、免許制はまず入り口のところで、この会社なら十分証券業を営んでいけるだろうという条件を判断いたしました上で、いわゆる入場させます。それから後、予防監督行政等々を行つていって、そしてそれでうまくいかない、違反等々があつた場合に、最初入り口で入場させた免許権者が、それについての責任をとつて処分するというのが免許制そのものの本来の性格だろうと私は位置づけておるわけでございます。

ところが、ここに別の機関ができて、しかもそれが全く独自に処分を上げてくるということになります。後の処分権を免許権者から奪って行かなくては、両方が処分権を持ったままの状態で行きますと、いわば二元的といえますが、処分権の出どころが二本で上がつてしまふ、これは非常に混乱を招くのではないかと気がするのです。

そこで、本来の免許制の持つておる仕組みをそのまま生かしておいて、しかし、それを十分チェックできる体制をつくるというのがこの新しい委員会でありまして、そしてまた、これは単なる勧告といつておられますけれども、勧告した結果、大蔵大臣の方がそれを聞かなかつたら、それについてのどうしてかという報告を求めるとなつておりますし、それからまた、尊重であるというだけのことではないかということでありまして、しかし、これも処分権者が本当に処分するときには、今の法律制度では審問手続も経なければなりませんし、その結果、別の事実が認定されるということもあるかもしれない。そういうことを考えますと、免許制を置きながらということではこの制度しか仕方がないのではないかと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○正森委員 私の見解は違いますが、参考人ですから、御説は承つておきたいと思ひます。

最後に、渡辺参考人に伺ひます。
去年の十二月三日に、証券団体協議会というのが「株式会社店頭市場の現状と今後の課題」という報告を出しております。それを拝見しますと、店頭登録企業が去年の十一月末現在で四百二十四社、東証の二部上場企業数を越えた、時価総額でも昨年の四月以降二部市場を上回り、売買代金も二部市場を凌駕するようになっております。それから、地方の証券取引所と比べてみますと、これは東京、大阪、名古屋以外のすべてを上回るといふような状況であります。そうなりますと、しかも、この方が時価発行増資はできるし、規制は割と緩やかだということになりますと、そこにメリットがある

ということ、アメリカにもそういう例があつたやうですけれども、取引所に上場する資格が十分あるのに店頭市場にすつとどまつておるといふようなことも見られまして、これは証券法百九十一條の類似市場の禁止というのにも合致してゐるのではないかと危惧が持たれております。今、店頭市場は証券業協会がいろいろ面倒を見ておられてゐるようですが、これについての御見解を承りたいと思ひます。

○関参考人 株式会社店頭市場につきましては、先生も御承知のように、昭和五十八年の証券取引審議会の答申に基づきまして、将来性のある中堅・中小企業の資金調達と投資家の資産運用の多様化等を図るため、その活性化の努力を重ねてきてゐるわけでありまして、これは、店頭市場に関する規制は、今回の改正法案によりましていろいろ整備されてゐるところでございます。

そこで、百九十一條との関係につきまして、それを解釈するといふのは果たして協会が適当かどうかはわかりませんが、店頭取引は基本的には協会の相対取引でございます。それから、今実際に店頭取引を主として動かしておりますJASDAQの売買システムといふものの基本的な性格は、証券会社間の取引を仲介する日本店頭証券株式会社の内部分システムといふ考え方でございまして、それからまた、取引所との差異といふことを十分考えまして、取引所取引のように集中義務もなく、売買の仕組みと決済手法等も取引所取引とは異なるということにいたしておりました。百九十一條との関係では問題はないのじやないか、こういうふうに思つております。

店頭市場につきましては、その整備の出発点から、取引所市場に對します補完的な市場、あるいは企業が成長いたしますれば、取引所市場の方に卒業していつていただく、こういう市場であるといふ性格で運営してございまして、別に具体的な規定をまだ定めてゐるわけでもございませんけれども、多分、全体的に見まして、日本の場合は企業が上場企業になりたいといふ志向が非常に強うござ

いますから、いつまでも店頭市場にとどまつていふことは余りないのではないかと、こういうふうにも思つてゐるわけでございます。

○正森委員 JASDAQでも、オンラインでリアルタイムで処理できるようになつてゐるといふような点がございまして、それから、なかなか卒業したがいらない企業と、一方では、店頭市場に登録してゐる中で倒産だとか借り受け金の返済猶予を求めているところが出てゐるといふようないろいろな問題が出ておられますので、きょうはもう時間が参りましたのでやめさせていただきますが、また別の機会に論じさせていただきますと思ひます。

ありがとうございます。

○持永委員長代理 中井治君。

○中井委員 民社党の中井治君です。

お忙しいところを御出席いただき、貴重な御意見を承りまして、ありがとうございます。特に証券業界と東証の理事長さんにはたびたびの御出席で、本当にありがとうございます。短い時間で、簡単に御尋ねいたします。

渡辺参考人と長岡参考人に共通でお尋ねいたします。

自主ルールを制定され、信用回復にいろいろと御努力なさつてゐるわけでございますが、そういう中で、この法律で委員会がつくれます。それに合わせて、証券業界あるいは取引所におかれましては、監査あるいは検査、審査ですか、それぞれの部局の人数あるいはそういう部局の人たちの充実といったものの対策をおとりいただいてゐると思ひますので、その対策をお聞かせください。

同時に、証券局あるいは大蔵省からこの委員会が独立性を持つことが大事だといふことで、過去一年、いろいろな議論がなされてまいりましたが、皆さんの自主規制団体のチェック機能において、やはりそういう独立性といふのが必要じゃないか。特に、会費をおもらひになつていらつしやる会員の方々の不正行為のチェックをやるわけですから、日本の情態からいへばなかなかやりにくい

ところがある。そういう意味でそれぞれの部局の独立性、同時に思い切つた処分をするという勇氣、こういったものが要すると思ひます。たびたびお尋ねいたしましても、皆さん方がおやりになつてゐるのは大蔵省の証券局と同じような方向ばかりでは、自分たちで自主ルールをきつとつてやるよと言つても国民の信頼というものは返つてこない、そういう意味では思い切つたルールづくりが必要だと私は思ひます。そういう意味で、おやりになつていらつしやること、お考え等を両参考人からお聞かせいただきます。

(持永委員長代理退席、委員長着席)

○長岡参考人 お答え申し上げます。
私も自主規制機関といひまして、今回の法律改正によつてその自主規制機関たる性格の位置づけが特にはつきりいたすわけでございまして、その責任の重大さを真剣に受けとめております。

東証といひましては、現在、公正取引を確保するための検査あるいは管理の人員は、主たるところを申し上げますと、株式部が百五十人、債券部が七十一人、売買審査部が四十三人、審査部二十七人、また上場されてゐる株式の管理に当たつておりました株式部等と常に連絡をとりまします上場部に四十六人、合計三百三十七人の者が直接こういった部門に關与してゐるところでございます。

そのような部門に關与する職員に對しましては研修にも非常に力を入れてございまして、初任者研修、これは新入時に大体十日間ぐらい行うほか、若干なれたところで商法の基礎講座、証券取引法の講座等も開いております。それから入所後二、三年たつた若手の男子職員を中心にしてまた若年の職員研修をやる。さらに昇進、昇格をしたときに新任課長代理研修とか新任課長研修、新任次長研修、また広く昇進、昇格者研修といったようなものも開きまして、何度かにかわつて研修を繰り返しながら、検査や管理の質を高めるといふことには努力をしてゐるつもりでございます。今後とも私どもの課せられた使命の重要性にかんが

みまして、ただいまおっしゃいました会員組織で運営されている取引所ではございますけれども、厳正な態度で管理なり検査なりを行っていただくに努めたいと思っております。

具体的に申しますと、最初に私が参考人の意見陳述のところで申し上げましたように、昨年来の一連の事件の発生にかんがみまして、私どももいたしましては、現在できるだけ早く問題になりそうなる事項をつかまえて、これを直ちに相手の証券会社に連絡をする。その受けとめる証券会社の方は、責任者を私どもの方に登録をしてもらいまして、その受けとめる相手の方が責任を持つて現状を調査して私どもにすぐ答えを返してくるというような、いわば早期警戒信号発生装置のようなものをつくりまして、現在厳正に実行しているところでございます。

○渡辺参考人 協会が自主規制機関である以上、監査体制が非常に大切だと思ふが、どういふふうと充実させてきたかといったような意味の御質問と受け取りまして、そういう点について答弁をさせていただきます。

今申し上げましたように、協会の自主規制機能の強化の一環として監査体制の充実強化が要請されましたので、昨年の九月に監査の方に重点を、今までは内部監査の整備といったような指導監査でございましたけれども、それを協会が営業活動に関しましていろいろな規則、ルール、法律といったようなものの遵守の状況を中心にして監査をするように重点を移しました。それに基きまして専任監査員もふやさなければならぬ、監査項目を見直さなければいかぬ。監査結果に基づく処分等を含みます。監査体制の強化策について」というのを協会決定いたしました。

さらに、来年度の監査計画におきましても、昨年の十二月に制定いたしました一連の自主規制ルールのうちで監査の対象とすべき事項を監査項目に加えるというふうにいたしましたし、再度専任監査員を増員することもいたしました。体制の強化を図って、それを今年度も実施していくとい

うつもりでおります。

ちなみに、監査員の人数でございますけれども、専任監査員と兼任の監査員とありますが、これが九十一名でございましたが、この四月末現在で百十三名、二十二名の増員ということにいたしました。今後ともそういった監査については、十分自主規制機関としての機能を全うできるように努力いたしたいと思っております。

○中井委員 長岡さんにお尋ねいたしますが、そういう大勢の方で日々の取引所の動きをチェックなさっているわけですが、そういう中で不審なところあるいはこれは少しというところが、専門家ですからおわかりになる。そのときにはすぐ、今度できます委員会に連絡をなさるか、それとも自分たちでまずやって、その結果を委員会へ報告なさるか、どういふことになるかと考えますか。

○長岡参考人 お答え申し上げます。ただいまの監視、検査の体制でまいると、極めて軽微なものについてはその部局で処理ができると思ふ。しかし、相当の部分のものは、私どもの東京証券取引所の中に副理事長を長とする審査連絡会議を設けましたので、ここで審査をするということになるわけでございます。

なお、新しく監視委員会が発足いたしました場合には、これはやはり相当程度問題のあるもの、私どもは御承知のように顧客等に対する調査能力などは持つておりませんから、そういうことまで含めまして調査の必要があると思われるものが監視委員会の方へ上がっていくということであろうかと存じます。

○中井委員 河本参考人にお尋ねをいたします。この法案の中で、法案自体が大改正だ、そして一番は強制調査権を持ったことだというお話は、私もそのとおりだと思います。同時にまた、一番うまく運用するには、この委員長によつてどすばらしい人を選ばなければならぬ、このお話もそのとおりだと考えております。

不法があつた、このときの罰する法律というのが証券法の中できちっと整備されているのだから。実は、去年の法改正の中でも、相手方をどうするかというところでいろいろ議論がございました。結局その認識なければ罰せないなんという、私どもから見ればおかしいじゃないかというふうな形で法律ができたわけであります。

そういうことで、信用回復というものがなかなか出てこない。お金にまつわることで、常に悪いことをしてもうけようと思ふのはおるわけでありまして。両方罰する、そういう意味でもう少し証券法を考えていかなければならぬのじゃないかと私は思ふが、参考人の御意見をお聞かせいただきます。

○河本参考人 我々証券取引を勉強しておるもの、殊に立法にある程度参画しておるものといつたしましては、今先生がおっしゃったような点も絶えず考えておるわけでございます。

それで、先ほど申しましたことでありますが、数年前にインサイダー取引の疑惑が大きい浮かび上がった関西の事件、その後、とてもあの五十八条では使えない物にならぬというので、ああいう非常に細かな規定ができてきて、これなら検査が使ってくれるだろうというふうなことがありました。もちろんそれから後もほんの一件か二件、まだそれも小さなものしか上がっておりませんけれども、一応インサイダーに関しては、非常に詳細な、使えるような法律ができております。まだ残つておる一番難しいのは、先ほど申しました相場操縦に関する百二十五条でございますけれども、ただこれも、株は買えば上がるし、売れば下がるという性格を持つておりますので、その中で通常の取引が違法としてひつかからないような、しかし悪質なものをつかまえるにはどんな条文をつくつたらいいの。これは、同じ答えの繰り返しになるのですが、随分刑法学者等とも集まつてもらつて検討したのですけれども、条文をつくりかえていくということになりますと非常に難しい。難しいところをもつとしっかり考えろと言われる

のでしようけれども、とにかくしめたつては、先ほど申しましたように、誘引の目的というものを認識の程度ぐらゐにまで解釈上げまして、あとは客観的な行為で、例えばある値段がついたらすぐそれに追随していくとか、寄りつき、終値の少し前ぐらゐでばたばたと買つてくるとか、そういう客観的な行為をつかまえて違法性を認定していく。そういう現在の法律の解釈を、難しい、難しいと言わずにもっと積極的に適用する方向へ持つていくべきだ、そういう程度の報告でしか現在のところはできておりませんが、まだ不正取引部会が残つておりますので、さらにその点は五十八条も含めて詰めて考えていくという予定にしております。本日はその程度しかお答えできません。

○中井委員 ありがとうございます。

○太田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分再開

○太田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。細谷治通君。

○細谷委員 細かい質問に入ります前に、現在の証券市況の低迷とその原因みたいなことについて考えてみたいというふうに思ふ。

もちろん現在の証券市況の低迷というのは企業業績の不振というものが一番大きいでありまして、うし、それから大衆投資家が証券不祥事に嫌気が差した、市場離れを起こしているということもござ

ざいまいしよう。たまたま決算期にかかるというこ
とで企業が株を放出して会計処理をするというよ
うなこと、そうした現象的な要因というものが当
然あるわけでありませうけれども、より根本的とい
いましょうか構造的な問題、本質的な問題につ
いて考えてみますれば、これはもう先日本の審議の
中で同僚議員からも述べられておりますように、
日本の株式市場のあり方というものが問われてい
るのではないかと、すなわちキャピタルゲインを中
心とした市場の構造といひましようか、こういうも
のがあって、その辺が欧米の市場なんかと根本的
に違ふところだらう、そしてそのことは同時に、
株主資本に対する配慮というものが著しく欠けて
いる、そうした市場構造に根差すものだというふ
うに指摘せざるを得ないと思ふのです。

そして当面の緊急的な課題として申し上げれ
ば、何といつても一番大きな要因として挙げなけ
ればならぬのは株の供給過剰状態、いわゆるオー
バーシュートのツケというものが、過剰ファイナ
ンスのツケというものがここに来て一挙に露呈し
ているということじゃないかと思ふのです。そし
てそれがまさにバブルがはじけて崩壊するといふ
形で、現在あらわれているのじゃないかと思いま
す。いろいろと株価対策というものを政府でもお
考えのようでありませうけれども、しかしこの過剰
ファイナンスの問題というものを抜きにして、真
の株式市場の回復というものはあり得ないのじや
ないかと私は思ふのです。このバブル経済のも
とで、いわば財テク目当ての資金調達、エクイ
ティファイナンスが行われてきた。実体経済とい
ひましようか、本来市場のあるべき姿、設備投
資資金というものを市場から調達するという機能
を忘れて財テクに走ったツケじゃないかと思いま
す。

そして、もう少しこれを掘り下げて考えてみま
すとこの一連の損失補てんの問題というものは、
結局株式市場の特異な、異常な姿というものに私
は根本的な原因があるのじやないかというふう
に指摘したいと思ひます。

損失補てんは、御承知のように、考えてみます
と、大口の顧客だからという理由だけで平均的に
証券会社が損失の補てんを行ったということでも
どうもないようでありませう。その証拠に、四大証
券の補てん対象企業百五十四社のうちほとんど大
半、九十数%というものが、まさに幹事証券の役
割を担っている。まさに損失補てんというのは、
証券会社が発行市場での企業との、事業法人との
永続的、安定的な関係を重視して、そのために流
通市場での損失を補てんしていくという仕組みにな
っているのじやないかと思ふのです。損失補てん
というのは、証券会社トータルとして見てみれば、
流通市場では損するけれども発行市場ではメリッ
トがあるということ、ある意味ではごく当たり
前の商売だといふふうな受け取っている向きが
あつてもいいし方がないんじゃないかと思ふ
に思ふわけでありませう。

こういうふうな考えていきますと、その根本的
な対策というものは、そうすると発行市場と流通
市場双方に証券会社がかかわることを遮断する、
できないようにすることかといひます。こ
れもまた非常に難しいことだと思ふのでありま
す。

それから、今度言われておりますけれども、流
通市場で固定委託手数料、固定売買手数料の超過
利潤というものがあつたからこそ損失補てんがで
きたんだという指摘がありますけれども、じやこ
れを一挙に自由化することによつてこの過剰利潤
というものを解消して、そうした原資が生み出さ
れないような仕組みにするということも、これも
また難しい問題ではないかと思ふに思ひま
す。そしてまた、今度は発行市場での発行手数料
のあり方についてもいろいろ言われているわけ
でありますけれども、これも一挙にこれを改善して
いくということも大変難しいんじゃないかといふ
ふうに思ひます。そういうことからいいますと、
先ほど申しましたように、株式市場における過剰
なエクイティファイナンスというものをどう
やって自制し、規制していくかということが、当

面今一番大きな問題としてあるのじやないかとい
うふうに私は考えます。

去年の証券・金融特別委員会の総括質疑の中
で、私は、有価証券の届出書で、大蔵省として、行
政としては債券発行の使途について把握できる立
場にあるわけだから、もっときちんとした厳正な
把握をすべきではないかといふことを指摘をいた
しました。これからお伺ひいたしますけれども、
その後、この問題については行政当局としてはどう
いふふうな検討をなされ、どういふふうな手を打
たれたのか、それが一点、それから、この問題は、
言つてみれば証券会社と発行会社、事業会社との
問題といふものが大きいわけでありまして、そこ
の節度といひましようか、自主規制といひましょ
うか、そういうものが大きな要素であるといふこ
ともまた事実であります。その辺について、自主
規制ルールみたいなものの制定についてどういふ
ふうな検討がなされたのか、その二点について、
まずお伺ひをいたしたいと思ひます。

○松野(元)政府委員 御指摘のように、過去にお
きます過剰なファイナンスといふものが財テクに
回つたといふような指摘もございますし、あるい
は損失補てんの原因になつていふことが、
我々としてもそういう感じを持たざるを得ない
ケースが多いわけがございます。

今御指摘のように、いろいろな対策を考える必
要があるわけでございますが、今御指摘のありま
したファイナンスの資金使途といふ問題につきま
しては、私も従来から事前の届出書の段階で
は把握してありますけれども、その届出書とあり
に資金が使われたかどうかという事後のチェック
といふのは、お金には色目がございますので非
常に難しい問題ではございますけれども、やはり
今回の問題を考えたときに、フォローアップとい
うものがぜひ必要であるといふふうに考えたわけ
でございます。

そういう観点から、証券業界ともあるいは協会
を中心にしていろいろと検討を要請してまいりま
して、このたび証券業協会におきまして、引き受

けに関する規則というものを制定いたしました。
この規則は、いわゆる公正慣習規則と言つており
まして、この規則に違反いたしますと証券業協会
の処分を受けるということになるわけございま
すが、その引き受けに関する規則の中に、もちろ
ん引き受けに当たつて十分引受証券会社が審査を
すべきであるといふことはいろいろと書かれてい
るわけでございますが、その中の一つに、資金使
途について、特に現在引受審査の対象としており
ます資金調達についての資金使途に加え、前回の
ものについてもそれをチェックするといふことを
引受証券会社に対して要求をするといふことを
ルールの中に織り込んだわけでございます。

○細谷委員 業界サイドで、自主規制ルールとい
う形でエクイティファイナンスのあり方につ
いて検討されたといふことでございませうけれども、
行政サイドにおいても、せっかく届出書といふも
のをとるわけでありませうから、事前だけではなく
て、とつた以上は資金使途まで当然明らかにさせ
ていふということであるならば、それがどういふ
ふうに使われたかといふことのチェックもきち
んとしたいたくことをぜひお願いしたいと思ふの
です。そういう中からこの自主規制、そして行政
当局の指導といふものと相まって実効あるもの
にしなければならぬといふふうに思ひますので、
ぜひそれは要望をいたしておきたいと思ひます。
続きまして、証券取引等監視委員会の独立性の
確保とその機能といふことについて、逐一、少し
詳しく具体的にお話を伺ひたいと思ひます。

まず監視委員会、略称監視委員会と言つてい
ただきますけれども、監視委員会の独立性を担保
する措置として一体どんな制度上、運用上の配慮
がなされているのかといふことについて考えてみ
たいと思ひます。これは本会議でも、大蔵大臣の
趣旨説明にもございまして、それから当委員会
の質疑に対する回答でもございしましたが、この委
員会は合議制になつていふといふことが、何と
いふてもこの独立性を担保する極めて大きな要素
なんだといふことを言つておられました。合議制

だとして独立性が担保されるのか、その辺について、まずお伺いしたいと思います。

○小川政府委員 ごく通常の考え方で申し上げますと、ある仕事をやる時に大臣等から指揮命令を受けて行く、その監督に従って行くのは、いわゆるヒエラルヒー的な上下関係で行っていくわけでございます。そうした場合に比べて、ある仕事を複数の人間の意思決定によって行うということになりますと、そうした指示を通すということが困難になりまして、複数人間の議論あるいは意見交換によって、そのボディーとしての意思決定を行っていくかなければならない、そこに牽制効果もございまして、上下関係での指揮というのが困難になるわけでございます。逆に申し上げますと、その点が、その合議体が意思決定を行動するときには独立性を持っているということを目指しているものであろうかと思えます。

したがって、講学によりまして、行政事務を通常合議体で所掌される趣旨は、一つは当該事務の処理に中立性が強く求められたりあるいは専門的知識が必要とされるような場合、これらの事務を所掌する組織の独立性を高め、公正中立の立場で慎重な判断に基づいて処理せしめることが必要であるからとされているわけでございます。

○細谷委員 一人よりも合議制の方がいろいろな意見を交換し合つてやるから、その分だけ独立性が高まってくるのだということ、それはなるほどそういうことでございましょう。しかし、なるほど制度としては合議制をとり、独立性を担保する形でつくられていても、しよせんは運用次第によつてこれはどうでも変わるわけであります。合議制であってもそこに独裁的な運営だつて当然あり得るわけでありまして、制度がそうであるからといって私は必ずしも独立性、自主性を担保することにはならない、あくまでも運用の問題

であるということでありまして、その辺については十分これから見きわめをしていかなければならないというふうに思います。

次に、委員会は検査等の結果に基づいて、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができるようになっておりまして、大蔵大臣は委員会の勧告を尊重しなければならない、そして、「勧告に基づいて採つた措置について報告を求めることができる」とされております。勧告、尊重、報告ということでありまして、まず「報告を求めることができる」としてあるわけでありますけれども、なぜ大蔵大臣は、みずから行ったその措置について報告をしないのか。委員会の要求がなければしないのか。私は当然、大蔵大臣として委員会を尊重するならば、必ず報告するというふうにすべきだと思ひますけれども、この辺についてはいかがでございましょうか。

○小川政府委員 法文では確かに、委員会が報告を求めることができるという書き方になっておりますが、その趣旨をいたしましては、ただいま委員がおっしゃられたとおり、大蔵大臣は報告をしなければならぬという趣旨でございまして、それでは、なぜ報告を求めることができるという書き方に法文上しているかと申しますと、まず一つは、委員会は勧告を行うことができるというふうに、勧告の権限が置かれております。そこで、勧告を行うことができる勧告権者の報告聴取権として規定することが、実はほかの立法例でも大変多いでございます。勧告することができ、その結果を聞くことができるという形になっているというのが一つでございます。

それからもう一つは、どちらかと申しますと、大蔵大臣が報告しなければならぬというふうに書きますと、何か報告の内容は、大蔵大臣が自分が行ったという分だけ報告をすれば足りるというふうな感じのところが出てまいります。つまり、大臣の裁量が非常に大きい感じがいたしますが、委員会が報告を求めることができるという言い方にいたしますと、委員会が納得のいくまで報告を

求めることができる、実質的な意味においてもこちらの方が立法技術としてはよいのではないかと、いうことで、こういう規定にいたしているわけでございます。

○細谷委員 承りました。ぜひ、その都度必ず御報告をしていただくようにしていただきたいと思ひます。

次に、処分権でありますけれども、もちろん大蔵大臣にあるということでありまして、この処分権の大蔵大臣の裁量の範囲でありますけれども、具体的に委員会は勧告する場合に、例えば免許剥奪をすべきであるとか、いわゆる処分の中身に立ち至つた勧告ができるというふうに考えていいの、いやそうじゃなくて、あくまで処分の内容、そういうものは大蔵大臣の裁量権の範囲内なのだから、それは処分をすべきかどうかの勧告だけであつて、内容については大蔵大臣が判断するのだ、そういうことなのではないか。そこを伺つておきたい。

○小川政府委員 大蔵省設置法第十九条第一項、御提案しております中には、委員会は証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる」と規定いたしております。したがって、この文言からいたしますと、委員会が処分の具体的内容にまでわたる勧告を行うことが法的にできないということではないというふうに考えております。

それでは、現実には委員会がどういった勧告を行うか、これはこの法律を受けて委員会でお考えになることとございますが、これを準備いたしましたものとしたしましては、恐らくは検査の結果というのとは各証券取引法等の法令に違反するところがないかというところを調べているわけでございまして、処分勧告を行う前提として、こういう違反をしている事実があるということを明らかにするというのが最低必要であらうかと思ひます。その次に、処分の内容あるいは業務改善命令といったようなことについて、具体的に何日の営業

停止をしなければならないというような処分内容まで入ることは、ちよつと委員会としてはいいのではないのかなという感じがいたします。と申しますのは、やはり行政処分の前提をいたしまして、法律上その処分に至る前に、大蔵大臣は当事者に対する審問を行わなければならないということになつていくわけでございます。

行政処分の内容については、このように審問を行つて当事者に弁明の機会を与えるということが一つございまして。またもう一つは、証券行政全般については責任を負つております大蔵大臣といたしましては、そうした具体的な処分を行うことが、例えば当該証券会社の経営あるいは事業内容が著しく危殆に瀕するようなことがないか、そしてそれがかえつて関係の投資者の保護に欠けることにならないかとか、あるいはかえつて資本市場の安定といったようなものを損なうことがないかとか、さまざまな要素を十分勘案して具体的な処分を決めることになるのではないかと存じます。

ただ、そのことは、勧告に従つて処分を行った後には委員会に報告をしなければならぬわけでございますから、当然委員会にとつてもなるほどと思ふ合理的な内容のものでなければならぬというふうに考えるわけでございまして。

○細谷委員 こう申しましたのも、何も大蔵大臣を信用しないというわけじゃないので、行政処分というものを有効性あるものにするために、せつかく委員会ができるわけでありますから、ぜひ処分の内容についてもやはりできる限りの範囲内で委員会の自主性を尊重する、判断を尊重するということをぜひやっていただきたいという意味において質問したわけであります。

ところで、業者行政にかかわる問題でありますけれども、委員会は検査等の結果に基づいて大蔵大臣に所要の施策についての建議を行うことができるようになっております。この施策についての建議でありますけれども、上記の行政処分の勧告と異なりまして、実はどうするとも書いてないのです。できると書いてあるだけなのです。この建議の

実効性の確保というものはどうなるのでありま
しょうか。これは言い放し、聞き放しという
ことが、大蔵大臣が裁量でこれを判断するとい
うことなのか。

と申しますのも、市場の監視とか公正かつ透明
な市場の形成という立場に立ってみても、業者行
政のあり方と密接に関連していると思うのです
ね。そここのところの施策がうまくいかなければ
結果として資本市場の公正、透明性を確保する当
初のねらいが実現できないということだって十分
考えられるわけであります。そういうことになり
ますれば、監視委員会の施策の建議についても
大蔵大臣としては十分尊重するということでなけ
ればならないと私は思うのでありますけれども、
この辺については規定には盛り込まれておりませ
んけれども、運用上どういうふうに考えていけれ
るのか、お尋ねしたいと思います。

○小川政府委員 確かに、委員会が行います検査
の結果、行政処分を必要とするときには勧告を行
うことができるようになっておりまして、これに対し
まして、一般的な施策の方向あるいはルールのあ
り方等についての意見を申し出るのには建議とい
う形になっております。

そこで、どうしてこういう違いがあるかとい
う点でございしますが、今回の経緯に顧みまして、本
省の行政部局から独立した委員会が検査・監視機
能を担う、そして、この検査の結果行われる勧告
に基づく行政処分といふのは、繰り返しにな
りますが、委員会が個別具体的にを行った検査、調
査の結果として、そのケースについて処理される
事項でございします。したがって、委員会と大蔵大
臣との関係の中で、大蔵大臣がより厳格にフォ
ローアップしていくことがとりわけ強く要請され
ていて、勧告でございします。その意味にお
きまして、こうした個別の検査結果については明確
化しているわけではございします。

これに對しまして、取引の公正を確保するため
に必要と認められる事項について意見を申し出

る、建議することができるといふのは、個別では
なく一般的な施策のあり方でございしますので、法
律の書き方を異にいたしましたわけではございします。た
だ、しかしながら、そのことは建議をそのままに
しておいていいという意味ではございしません。各
種の審議会、調査会の答申であるとか建議とやは
り同じように、行政を所掌する立場から、建議さ
れた施策については、それこそ各方面、国会での
御議論等も含めまして各方面の意見等を踏まえ、
誠実に大蔵省として検討していくべき課題であ
る、このように考えております。

○細谷委員 議事録に書きとめられることで
ございします。その辺については十分その精神を
尊重して運用に当たっていただきたいというふう
に思っています。

さらに、委員会の独立性についてお尋ねをいた
したいと思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、委員会
の独立性を担保するものとして委員会の合議制が
あるということではございしました。問題はやはり、
合議にあらずる委員の人数というものが大きな問
題であると思っております。大蔵大臣が任命権者
であるわけでありまして、国会の同意を得るとい
いながら、大蔵大臣が任命権者です。大蔵省の業者
行政にとつて、口幅ったいようでありまして、け
れども都合の悪い人を任命するはずがないわけであ
ります。大臣は、人選に当たりまして、その要素と
して、経済の知識を持った人、中立的な人、そして
当分の間OBの起用はないというふうに御答弁に
なりました。大蔵OBはどうなるのか、当分の
間とは一体どんな感じでお考えになつてゐるの
か、お考えをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ重要な点でありますけれど
も、事務局体制であります。事務局長、次長、実
人事というものは大蔵大臣の権限であることはも
ちろんわかります。しかしながら、事務の実質的
な責任者の立場にある人事については、委員会が、
委員長が全く関与できないというのは、独立性確
保の見地から大変重要だというふうに私は思つて

いるわけでありまして。私は、当然事務局長、次長の
人事については委員会の同意を求めざるべきであ
る、要件とすべきであるというふうに思っています。
それが大蔵大臣の人事権、任免権を侵すというこ
とであるとするならば、せめて事務局長、次長以
下、事務局の職員の人選については委員会の方に
協議するということをやつていただきたいと思
います。これは法制面では何ら手当てをさ
れておりませんが、この二点について大蔵
大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○羽田國務大臣 まず、委員会の委員長の人事で
ありますけれども、この点につきましては、確
かに行政事務、実務といったものに通曉している人
がいいという意味で、大蔵省OBであっても適当
な人がいればいいじゃないかという御議論が実は
あるわけではございします。ただ、この委員会を設
置することになりました経緯というものを考えまし
たときに、やはり少なくとも当面は大蔵省関係者
を委員に充てることは見合わせるべきであらうと
思つております。

ただ、今御指摘の中に、当分の間はどうかとい
うことであらうと思ひますけれども、まさにこの
経緯がそういうことであるというところで、今後こ
れが運営されていく中で、本当にいい人があり、
また国民に理解される、そういう状況になつたと
きというところで、一年後とか二年後とか三年後と
か、そういう年数を限つてどうこうと言ふべきも
のではないだらうということ。いずれにしまし
ても、きちんと皆様の理解を得られる、しかも本
当にいい人、この人だったらいじやないかとい
うような人が出てくればまた話は別でしょうけれど
も、私もそれはそのことを今、当面という言い方を
していることをひとつぜひ御理解いただきたいと
いうふうに思つております。

なお、事務局長あるいは次長について大蔵大臣
が任命するということとはよろしいけれども、少な
くとも委員会の委員長と協議をすべきじゃないか
というお話でございしますが、最終的には任命権者
の責任におきまして、公務の要請に基づいて、適

材適所の原則に従ひまして人事を行つていくとい
うことでありますけれども、必要があれば、それ
ぞれの段階の管理者の意見を聞くこともあらうと
いうふうに思つております。いずれにしましても、
最終的には任命権者の責任において任命していく
ということにならうと思つておりますけれども、
今御指摘の点もよく我々の方も踏まえながら、こ
の間にありまして、話し合いをして意見を聞くとい
うようなことも十分気をつけていきたいと思つ
ております。

○細谷委員 三条委員会である公取ですら、委員
長は大蔵省OBがほぼ独占するといふ形になつて
いるわけではあります。まして大蔵大臣のもとにある八
委員会長の長であるならば、当分の間が過ぎたら、
これはもうほとんど大蔵省OBで占められてしま
うのではないかとこの危険があるから実はお聞き
しているわけでありまして。大蔵省のOBの方々は
天下り先はいっぱいあるわけでありまして、ひ
とつこの八委員会委員がはいはせて天下りしない
といふことで、当分の間を継続していただきたい
と思ひます。それはさうです、実際に使つて
監視委員会の委員なんですから、大蔵大臣、そ
う権力を振り回さずにぜひ、任命権を汚すわけじ
やないんだ、委員会が言うことを聞かなかつたら最
終的には自分が決めればいいのですから、ぜひ協
議をしていただきたい。特に事務局長、次長それ
から検査官ぐらゐですね、ぜひこれは協議をして
いただきたいといふことを要望しておきたいと思
ひます。

それから、事務局体制といふものは、すべて従
来の大蔵省の役人で占めることになるのかどう
か。そういうことになりましたら、今国民の間に、本
当に大丈夫なのか、この大蔵省の検査体制とい
うものは今回の一連の不祥事の中で極めて不信感
を抱かせるわけでありまして、当面は別にし
て、大蔵省の将来にわたつても本当に全部そう
なのかといふと、大変危険が出てくるのじゃないか
というふうに思つております。それが一点。
それからもう一つは、この委員会と大蔵部局と

の職員の人事の交流というのは、一般の職員でございませうけれども、その辺の交流は一体どうなるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。それからもう一つ、最後につけ加えて、委員会OBの、特に委員クラス、証券業界への天下りについては、大変また癒着構造を生むものとして、そして委員会の独立性を担保するという意味において大変問題だと私は思うのです。それについてはぜひ自制をしていただきたいと思ひますけれども、それについてお答えいただきたい。

○小川政府委員 まず、委員会の事務局の職員でございませうが、これは証券取引法による証券取引法についての知識を持つてゐること、あるいは経験の有していることのほかに、強制調査といった面での知識経験を持つてゐる人、こうした幅広い人を集める必要があるわけでございませうが、多くの部分はやはり現に証券につきましても経験を持つておられます大蔵省の職員が当たることになりませう。しかしながら、ただいま申し上げましたような事務局の職務から考えまして、検査庁とか警察庁とかあるいは国税庁など、そうした専門知識を持つてゐる省庁からも人材の派遣をお願いしたいと思ひつゝ、そのほかに民間の人材の登用ということ

が考えられないかという点につきましては、やはり我が国の公務員制度というものが、基本的には、こうした事務に携わる人間は国家公務員の中でこれを確保して養成していくというのが適当であるというふうに現に運用されてきております。そういう意味において、当面そうした職員に充てることは予定をしていない次第でございませう。

この委員会の事務局のスタッフと大蔵省職員との間の交流でございませうが、今申し上げましたようなことからいまして、また、大蔵大臣のもとに統一した人事権がございませうので、人事交流といひますか、異動の際には行政部局からこの委員会に動く、あるいは委員会からまた行政部局に動くということが当然あり得るわけでございませう。

す。ただ、そのことは、人事面では確かに交流がございませうが、お話をございませうと、今回の経緯からいまして、委員会が国民的に見て、確かに検査・監視について独立した中立の機能を営んでいるかという点が大事な点でございませう。その仕事のやり方につきましては、委員会の委員は独立して職務を行うわけでございませうし、したがひまして、事務局の職員もまた委員長の指揮命令に従つて仕事を行うわけでございませう。そういう意味での独立性は十分確保されているのではないかと申すわけでございませう。

なお、委員会の委員をお務めになられた方が退職をされた後にどういふ仕事につかれるかというのは、特別職の公務員でいらつしやいますからそれぞれのお立場でございませうが、ただ、これらの特別職の公務員は、その在職中の仕事について退職後も秘密を守らなければいけないといったような規制がかかつてゐるわけでございませう。

○細谷委員 いずれにいたしましても、国民から見ても、委員会を独立して市場の公正、透明な市場形成のために信頼に足る存在にしなければならぬ、そういう意味において、委員をやめたらすぐ証券業界に入るといふようなことでは必ずしも納得性がなないのではないかと申ひます。十分配慮した人事運用がなされるべきだと思ひます。

この証券行政には大変数多くの通達がありまして、四百七十本を上回る証券局長通達があるというところでございませう。この整理統合というものが今回大きな問題になりまして、図られたというふう

に聞いております。これについて、整理状況がどうなつてゐるのか、そして現在まだ作業中のものがあれば一体どういふめどがあるのか、法令化したのが何本、廃止したのが何本、そしてその他の扱いでどうなつておりますか、口頭による行政指導の整理等はどうかの、それについて現況をお伺いしたいと思ひます。

確保しろという御指摘を受けまして、現在すべての通達の洗い直しをしてゐるところでございませう。私どもの考え方としては、証券会社に對して一定の義務を課したり、あるいは権利を制限する、いわゆる指導通達と申してございませうが、これにつきましてはできるだけ法令化するものは法令化し、残りは協会等の自主規制機関のルールに移行するというのを考えております。それ以外の通達としては、部内の事務委任通達あるいは法令解釈通達といふようなものがございませう。これにつきましては、できるだけ簡素合理化、廃止、整理統合するという方向で検討してございませう。また、いわゆる口頭による指導通達というのがございませうが、これは原則として廃止をするという考え方の方で検討を進めてゐるわけでございませう。

現在までの作業状況、最終的には四百六十本ぐらいございませうが、まだ全部の洗い直しが終了してございませうが、法令化した通達は十五本ございませう。これは、今回お出ししてございませう。二つの法律案の中に盛り込まれてございませう。それから、協会等の規則に移行するものが六十本ございませう。それから、廃止をするのは百五十本ございませう。整理統合が二百六十本。これは、実は合計いたしますと四百九十五本ということになります。若干重複してゐる面がございませうので、そういう数になります。

いずれにいたしましても、そういうようなことでございまして、最終的に残る通達は、整理統合等もいたしますので五十本ぐらいのものになる。しかもそれも、先ほど申し上げましたような事務委任通達あるいは法令解釈通達といふようなものになるというふうに考えてございませう。

作業の進捗でございませうが、これは、現在御審議いただいております法律の中に法令化を考へております通達もございませう。いずれにいたしましても、私どもは、法律の施行までには作業を完了したい、できるだけ早く、できれば来月中旬にでも完了できるように鋭意検討してございませう。

ただ、協会、取引所の規則に移行するということになりませうと、向こうの方の手続が要るものでございませうので、その辺は少し時間の余裕を見る必要はあるかといふふうに考えてございませう。

○細谷委員 次に、飛ばし問題について若干立ち入った御質問をしたいと思ひます。

現段階で、証券トラファルに係る訴訟事件、いわゆる損害賠償請求事件といふのはどうなつてゐるのか。前回の大蔵委員会で尋ねましたところ、三月三日までの合計で、二百三十五件、三百十四億九千万円、今後さらに見える見通しだといふことであつたわけでありませう。大手四社が八十三件、二百三億、その他が百五十二件、百十億といふこととございませうけれども、いわゆる飛ばしに絡む係争中の訴訟事件といふのは現段階においてどうなつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○松野(九)政府委員 飛ばしにかかわるものとあわせて、私どもは、証券会社が訴訟を提起したりあるいは訴訟を提起された場合は報告を受け取ることになつてございまして、今御指摘の数字は、飛ばしだけではなくて訴訟案件すべてといふふうには私は理解してゐるわけでございませう。

現在私どもが把握してございませう中で、昨年つまり平成三年一月一日以降証券会社から報告を受けました訴訟事件は、本年四月末現在で集計いたしますと、全国で三百件の訴訟が起つてございませう。その請求金額は五百九十億ぐらいの数字になつてございませう。そのうち、いわゆる飛ばしにかかわる訴訟といふふうに私どもが考えてございませうのは六件でございませう。六件で訴訟金額が二百七十一億ぐらいの数字になります。

四社について申し上げますと、平成三年一月一日から四年四月末までで、全体で九十八件の訴訟が提起されてございまして、訴訟金額が二百十億弱になつてございませう。そのうち飛ばしにかかわる訴訟は一件で、三十五億五千万といふ数字になつてございませう。

○細谷委員 今日までに、確定判決を受けたり、

裁判所の和解をしたり、民事上の調停によって何件解決されておりますか。そして、解決された金額、解決金は一体幾らだったのか、総額は幾らだったのか、お尋ねをいたします。

○松野(元)政府委員 いわゆる飛ばしにかかわるもので訴訟が起り、和解が成立したものが三件ございます。この三件で、証券会社の支払い額で申しますと、全部で二百三十一億円ということになります。それから、民事調停が成立いたしましたのが七件ございまして、これは支払い額が千五百二十四億円ということになっております。

○細谷委員 今後の見通しでありますけれども、監視委員会なんかができるということで、できる前に駆け込みの問題解決をしておこうというのが出てくるのじゃないかと思っておりますけれども、今後の見通しについてはどういふふうなお考えをお持ちですか。

○松野(元)政府委員 飛ばしと申しますのは、いわば営業マンが会社の帳簿を通さないで無断で取引の仲介を行っているというケースが多いものですから、完全に把握をすることはなかなかできないわけでございます。ただ、こういうものが訴訟なりあるいは民事調停で出てまいりまして、各証券会社とも一生懸命になって、そういうものがなにかチェックをしております。これは、営業マンを中心とした取引相手先にもで照会をするということでもチェックをしております。私も現在まで聞きますところでは、いわゆる表面化しております飛ばしというふうなものに類するものは、その後見つかったりしません。

ただ、今申し上げましたように訴訟が三百件起こっているわけございまして、この訴訟は投資家と証券会社との間のトラブルがもとになっているわけでございます。そのトラブルの中身の事実関係については個々の訴訟の手続の中で明らかになっていくわけございまして、その中に飛ばしに類するものが全くないかどうかということは、私も実は現在のところ把握をしていないとい

う状況にございます。

○細谷委員 四月二十八日に大蔵省は、山種証券と東京証券金融ほか三社との間のいわゆる飛ばし事件について、証取法五十条違反、すなわち、特別の利益を提供することを約束して勧誘する省令違反、そしてまた同時に、断定的判断を提供して勧誘する行為として同じく証取法五十条違反ということで、山種証券に対する業務停止命令並びに外務員の登録抹消というものをいたしました。要するに、これはあくまで外務員個人じやなくて、会社の判断・関与というものを認めたからであります。

この事件は、詳しく言いませんけれども、外務員が一定期間後に一定の利回りが得られると数字を示して、そして約束した、そして外務員の行為が五十条違反にされ、そしてこれに会社が関与したということとを認めた上での処分であったわけでありまして、当然これは五十条の二の利回り保証に当たると私は判断するわけです。それは明らかだと思えます。新聞報道によりまして、大蔵省はこの判断を避けた、回避したと報道されているわけでありまして。

こういうふうな明白な、どこから見ても五十条の二の利回り保証の違反事件でありながら、これすら適用できないということでありまして、監視委員会ができて、一体どれだけこの種の事件に對して機能し得るのかということについては、私は甚だ疑問に思わざるを得ないわけでありまして。何ゆえに大蔵省はこの判断を回避されたのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○松野(元)政府委員 この山種証券のケースにつきましては、私も、行政処分を行いましたときに、大蔵省としては、今御指摘がございましたように、その事実の中には、今御指摘がございましたように、私どもとしては、この営業マンの行為、後ほどは会社の行為自体が、営業マンの行為としては断定的判断の提供と、それから一定期間後に一定時価を大幅に上回る価格で買い取る約束を行ったという事実がございまして、会社の行為としては、一定期間後に時価を大幅に上回る価格で買い取る

という行為を会社として行ったという認定をしたわけでございます。それに基づいて、証取法五十条一項五号の省令に基づきまして、いわゆる特別の利益提供を約して勧誘する行為だという認定をしたわけでございますが、この行為自体が行われたのは昭和六十一年から平成三年まででございます。改正証取法が施行される前の行為でございます。改正証取法が施行される前の行為として考えますと、この特別の利益提供を約して勧誘する行為であるという認定ができるというふうに考えたわけでございます。

今御指摘のございました改正後の五十条の二にありますが利回り保証に該当するかどうかということにつきましては、今回のケースについては、その判定をする必要はなかったというふうに私もは考えているわけでございます。形式的に見ますと、利回り保証の疑いが非常に強いということではないわけでございますけれども、行政処分を行います行為は改正証取法の改正前の行為でございます。改正後の五十条の二に該当するかどうかという判断をあえてする必要はないということでございます。しかも、改正証取法の五十条の二の利回り保証ということになりますと、構成要件の一つとして、損失補てんの目的というふうなことがございまして、行われませんでした行為というものは、当事者間ではどうもいわば担保金銭的な認識を持っていたというふうなこともございまして。

いずれにいたしましても、私どもの態度としては、別に五十条の二の解釈をわざと回避したということではなくて、今回の行政処分には当たらないかどうかというのを認定することで足りるというふうな考えでございまして。

○細谷委員 それでは、仮に監視委員会が新たに設立されたら、今度は監視委員会の立場で、刑事事件になるかどうかという、利回り保証に当たるかどうかという判断を委員会としてすることがあり得べし、こういう理解でいいですか。

○松野(元)政府委員 改正証取法は本年一月から

施行されております。したがって、施行後に今のような行為があった場合には、監視委員会が事実関係を調査の上、利回り保証に該当するかどうかということとを判断することになるかと思えます。

○細谷委員 私は、今回の行政処分に対する行政当局の責任の問題というのがあると思うのです。免許権者として、行政当局として責めを十分果たさなかったという意味において、ただ業者だけを責められない面があるのじゃないか、免許権者なるがゆえに行政当局の責任というのがあると思えます。これは指摘にとどめておきたいと思えます。

もっと重大なことは、この山種証券の飛ばし事件については、九〇年夏の証券局の検査の際に、大蔵省は飛ばしの事実について報告を受けていた、その後一年半にわたって明確な指導もしていない、放置し黙認してきた。言葉は語弊があるかも知れませんが、結果としてはそうになっている。この九〇年八月の大蔵省検査のときに飛ばしの内容について十分説明し、これに対して大蔵省から、不明朗な取引がある、透明な形で解決を山種側に指示された、橋本社長自身が四月二十八日、処分発表後の記者会見で明らかにされております。しかも、そこでこの問題の早期解決を具体的に指導した形跡は見られないのであります。大蔵省の対応はどうだったのか、経過を追って説明していただきたいと思えます。検査で発覚した時点で、なぜ早期解決を図るための指導をしなかったのか。

山種の橋本社長は証券局審議官OBだということでありまして、証券局の大先輩だそうでございます。こういうことが何となく、遠慮といいたしうか、まあまあというところがあったのではないかと、まあまあに勤められても仕方ないわけでありまして、この辺がどうなっていたのか。しかも、昨年の八月といえは、御承知のように、あれだけ全国民注視の中で証券・金融の特別委員会が衆参で開かれていた。この中では何ら、この

飛ばしの事実すら具体的な説明もありませんでしたし、まして、この事件については何の報告もなかったということであり、この検査との関係について、経過を追って御説明いただきたいと思ひます。

○松野(元)政府委員 山種証券に對します定期検査は、平成二年の八月から十二月にかけて行われております。十二月の時点でその立入検査は一応終わったわけですが、その検査で検査官が把握した事実関係をもとに、山種証券に對してその考え方はあるいは事実のさらに詳細な説明を要請するというのが検査の通常の手続でございますけれども、それを私どもは推問書と称しておりますけれども、その推問書を立入検査が終わった段階で会社側に出して、それに対する会社の見解を求めるわけでございます。

その検査で把握した中に、山種証券が会社として一部の法人顧客との取引において非常に不自然な価格の取引があるという事は指摘したわけでございます。それは会社が行った行為でございます。その点については、そういう不自然な価格での取引があるという指摘をし、それについての事実の解明あるいは会社の考え方というものを求めたわけでございます。

それに対して山種証券は、社内での事実関係の調査、解明に当たっていたわけでございますけれども、今申し上げましたように、その取引の中に会社が関与した取引だけが把握できたわけでございます。それ以前の、営業マンが会社の帳簿を一切通さずに行っていた行為というのはなかなか解明に手間取ったというわけでございます。そういったようなことで、その事実解明に非常に時間がかかりまして、時間がかかっている途中で当該顧客との間でトラブルが発生をいたしまして、むしろ事実関係そのものについて争ひが起つてきたというような事情がございます。そういったようなこともございまして、私どもが山種証券に對して事実解明を急ぐように再三要

求をしたわけでございますけれども、完全な事実解明ができないままで、私どもに對する山種証券からの事実解明に関する、あるいは会社のそれに對する見解、意見に関する報告がなされないままに過ぎ去ったわけでございます。その過程でこのトラブルが裁判になり、裁判上の和解が成立し、それによつて事実関係が、可能などところでございませうけれども確定をした。その中に、先ほど申し上げた営業マンによる断定的判断の提供あるいは特別利益提供を約しての勧誘という行為、途中からは会社みずからがそういう勧誘行為というものをを行ったという事実が判明したわけでございます。

その事実の判明したのに従つて今回行政処分を行ったわけでございます。確かに御指摘のようには非常に時間がかかっているではないかということとは、私どももその点は大変認識をしておるわけでございますが、何分事実解明に非常に時間がかかり、証券会社自身、私も行政当局が検査の過程ですべての事実関係を把握してしまえばいいのですけれども、なかなか時間的制約もあり、今申し上げたように検査官が把握した事実に基づいて一応質問を發し、それに対して会社の回答を得るというふうな形で検査結果を確定するというふうな手続を踏んでいるわけでございます。そういう関係で、検査が行われて、それに基づいて私どもが会社に要求したものと、その要求に關連して事実関係が確定するまでに非常に長い時間がかかったということについては私も非常に反省する点がございますけれども、何しろ会社の外で行われた行為ということで、営業マンあるいは取引先に對して証券会社がどこまで事実解明ができるかというのが、飛ばしの場合の非常に難しい問題であるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷委員 今ある経過の御説明がございましたけれども、思い起こしてみますと、ちょうどそのころ、去年の八月というのは特別検査が入っていたわけでありまして、詳細な日には忘れましたが

けれども、その後中間報告という形で国会に對しても報告がありました。しかし、その中では何も触れられておりません。だから、やはりその辺については非常に納得できない面があるのではないかと、私には思ひます。

さらにもう一点、少しさかのぼつてこの構図といふものを描いてみたいと思ひます。まさに飛ばしが起こったのが、山種の場合であれば去年の八月ですね。そして大蔵省は、証券法の五十条の二の三項に基づいていわゆる健全性省令第四十四条のものを定めた。そして確定判決のほかに裁判上の和解、民事上の調停というのを省令をつくつたのが十二月二十六日であります。さらに言えば、大和証券と東急不動産の訴状が出されたのが去年の十二月十七日、省令の前であります。それから山種と東京証券金融の訴訟も去年の十一月十二日、こうなつてゐるのです。そして訴状が出た。山種事件や大和証券と東急不動産の事件が出てくる。訴状も訴えもあつた。その後この健全性省令というものができて制定された。そしてみなここに駆け込み寺のように駆け込んでいって、全

部裁判上の和解や民事調停に逃れ込んで、証券事故としての処理をしたという形になつてゐるのですね。刑事事件化するのを免れた、こういう構図になるのじゃないでしょうか。

これは結果というふうにおっしゃるかも知れませんが、全体を描いてみたらそういう構図になるのです。だから、飛ばしをずっと抑えておいて、そして健全性省令四条で和解事項をつくつておいて、ここへ逃げ込んで刑事事件になるのを免れた、こういう構図になるのじゃないでしょうか。それについて、どうせ違ひのだからお答えでありませうけれども、ちょっと何かありませうと言つて下さい。

○松野(元)政府委員 今の御指摘は、私どもとしては全くそういうことはございませぬ。

これは証券法改正が行われ、五十条の二といふものができて、損失補てんが罰則をもつて禁止される行為となつたわけでございます。その施行を

一月にという事で健全性省令を整備したわけでございます。そのときの考え方としては、証券事故といふものは法律で例外的に認めるといふことになつております。

その証券事故について、原則として大蔵大臣の確認行為といふことで、何でも証券事故に流れ込むのを歯止めをつけるというふうな制度にしたわけでございますが、健全性省令をつくり出すときに、その確認事項を確認するまでもないケースとして三つ考えたわけでございます。それが確定判決でありあるいは裁判上の和解であり、民事調停法上の調停でございます。

これは大きく申し上げまして、二つの要素が考えられると思ひます。一つは、今申し上げた民事調停法上の調停あるいは裁判上の和解といふのは確定判決と同一の効力を持つといふこと。それからもう一つは、やはり裁判官が関与して行われた手続において決定されたものであるといふようなことを私どもは重視をしたわけでございます。

その改正後の証券法五十条の二に触れるような行為を前提にして裁判官が調停なり和解をするといふことは、我々としては考えられないといふふうな考え方でございます。仮に改正法が施行された後で五十条の二の損失補てんに触れるような行為を民事調停なり裁判上の和解で解決するといふようなことは、裁判官が認めるはずがないといふふうなことは私どもは考えているわけでございます。

○細谷委員 いずれにしても、時系列的に事件をたどつていけばそういう形になるのです。そして、どうもうさん奥さを感じる。きのうも同僚議員が言つておりましたけれども、裁判上の和解といふ民事上の調停といふのは、世間の人はみんな知つてゐるのです。言葉は悪いけれども、そんな難しいものじゃない。両者合意をしていけばすぐお墨つきをもらえるのだとみんな知つてゐるのです。それが実態なんです。ですから、こういうのを、一連の事件とこの省令の制定時期を考へてみると、どうもうさん奥さを感じてゐるというところを指摘せざるを得ないといふふうに思ひます。

次に、もう一件、時間もなくなつてまいりましたので、急いで御質問いたします。

野村証券に対する寄託金返還訴訟というのがあります。提訴したのは三井ハイテック、それで相手は野村証券北九州支店。これは民法六百六十六条に言う消費寄託ということだそうであり、事件の内容としては、寄託金として預けた十億円の返還を求めたのに三億四千万しか戻らなかつた。そこで、未払い利息を含む七億九千万円の寄託金返還措置請求をしたということ。

そして、三井ハイテックは八九年十月に株式運用禁止の内規で解約をした。株式運用の契約を解約したということなんです。ところが、解約の正式な手続がなされたかどうかということが一つ問題でありますけれども、その直後に、十一月に野村証券の北九州支店長が、必ず二けたの利息をつける、すぐに解約しないでほしいとの勧誘で、そこで三井ハイテックとしては同意をいたしました。契約をそのまま継続した、こういう形になっているのじゃないかというふうに思うわけがあります。すなわち、寄託金契約というのが新たにされたわけでもないわけでありまして、どうもこれは株式を運用するという従来の契約のまま継続されているというふうに考えるを得ないというふうに私は思っています。

そこで、野村証券側は、これは争いになりましたけれども、通常の株式取引だ、提訴までは再三再四にわたって通常の株式取引だと主張したわけでありまして、そこで四月六日に、なお通常の株式取引だと野村が言つて譲らないものですか、三井ハイテックが訴訟を起こしたということでありまして、これは新聞報道によりますと、勧誘に際しまして、必ず二けた以上の利息をつける、野村の全組織を挙げて実現する、三井側と北九州支店側では、口頭約束とはいえ、定期預金と実質同様の扱いにする約束をして、それを条件に十億円を三井ハイテックは預けたとされております。しかも、これは確定利息でありまして、会社預け

分が年六％、会長分が毎月二百万円、これは年利に私が計算しますと四・八％に相当する、こういうふうに決めたということでありまして、

これは野村側の言い分と三井ハイテック側の言つてみれば利回り保証の約束をあわせて考えてみれば、明らかにこれは利回り保証と言わざるを得ないと思ふのです。証取法違反と言わざるを得ないと思ふのです。野村側は利回り保証の株式取引であるということを確認しているにもかかわらず、三井ハイテックとしては、たまたま証取法五十条の二違反を回避するために、寄託金というふうにするかえてはいるにすぎないのではないかと、うふうに私は思ふわけですが、大蔵省の認識は一体どういうふうになって、調査はどういうふうになつておられるのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

あわせて、これもまた両者が裁判上の和解とか、訴訟ですから、起こされておりますから、裁判上の和解をすれば、これもまた証券事故として証取法の五十条の二の利回り保証という違反を受けない、こういうことになるのでしょうか、それについてお伺いしたいと思います。

○松野（元）政府委員 御指摘のケースは私も報告を受けておりますし、また訴訟が提起されております。訴状の内容についても把握をしております。訴状の内容は、今御指摘がございましたような内容になっておまして、四月二十四日に訴訟が提起されております。野村証券側の言い分は、訴状とはかなり内容が異なるわけでございます。まして、もちろん利回り保証というようなことは否定をしております。いすれにしても、訴訟が現在係属をしております。私も、私どもとしてはもちろん事実関係を野村証券から聞くということもやっておりますけれども、訴訟における司法当局の判断というものも見ていきたい、そういう中で証取法に抵触する行為がありまして、それは厳正に対応するというようにしたいと思つておるわけでございます。

なお、利回り保証、これ自身もまた、行為自身は改正証取法以前の問題ではございすけれども、もし利回り保証というものが改正証取法のもとで行われたといたしますと、それは恐らく裁判になつても、裁判上の和解というようなことはできないのではないかと、うふうに私もは考へるわけでありまして、仮にそうなりまして、先ほど申し上げました証券事故というものの前提としては、営業マンの違法、不当な行為ということになるわけでございますが、利回り保証ということになりますと、これは罰則をもつて禁止をされております。行為でございすから、それについての効力の問題は、また別途判断があるわけございまして、形式的に証券事故に該当しないようなもので証券事故にしないというわけにはなかなかないわけでございます。

民事裁判上の和解、確定判決あるいは民事上の調停といつても、これはあくまでも証券事故に該当するものについて、大蔵大臣の確認を要しない場合といふことで規定をしております。ございすから、もし、もとより証券事故に該当しないようなものであれば、これはそもそも五十条の二に例外として認められてはいる証券事故にはならないという解釈が成り立つわけございまして、いすれにいたしましても、この件につきましては訴訟係属中ということと事実関係が確定し得ないという状況にございす。

いすれにいたしましても、そういうものが確定する段階で、私も証取法上の問題点をチェックし、厳正に対応するというようにしたいと思つております。

○細谷委員 これも多分、やがて裁判上の和解といふことになるのではないかと、うふうに私は考へております。

きのうも同僚議員が言いましたように、私はこの健全性省令四条の見直しを要求いたします。なぜかといへば、あれだけ議論があつた中で、これが政府で定められた。それは法律の委任事項かもわかりませんが、立憲府に対しては何の説明もなされておられません。こんなしり抜けの省

令がつくられるということは私は予想だにしないかつたわけでありまして、これについてはぜひ見直しをしていただきたいということを私は要求いたします。

まだいっぱい御質問したいことがありますが、私も、最後に、去年の証金特におきまして我々は熱心な議論をいたしました。その中で、衆議院で十項目にわたる附帯決議をつけさせていただきました。まだまだこれは途中経過のことでありまして、から何とも申し上げられない面がありますけれども、私も熱心なまなざしで見守っております。どういふふうにかの附帯決議が実行されているのか、守られているのかといふことは大変重大な関心を持って見ておるわけでありまして、本日は時間がありませんから一々をお尋ねいたしませんけれども、次の委員会の質問の折にはぜひお尋ねしたいと思ひますので、この十項目がどういふふうにより具体化され、実現されているかといふことについて、御検討をぜひお願いをしておきたいと思ひます。

これで質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○太田委員長 小野信一君。

○小野委員 最初に、確認という意味の質問です。で、イエスカノーカ、あるいはそれに準じた簡潔なる答弁を求めています。

昨年の百二十一臨時国会で証券取引法が改正されました。本年の一月一日から損失補てんが禁止されました。刑罰を伴ひ禁止されました。だとしますと、それ以前は損失補てんは法律違反ではなかつた、こう考へてよろしうございすか。

○松野（元）政府委員 事後に有価証券の売買で生じた損失を補てんするという行為は、証取法では禁止されておるものでした。

○小野委員 損失補てんが行政通達違反となつたのはいつからですか。

○松野（元）政府委員 通達を出したのは、平成元年の十二月二十六日でございます。

○小野委員 この通達の法的根拠は何ですか。行

政府である大蔵省がその権限を握る根拠はどこにあったのでしょうか。

○松野(元)政府委員 この通達には、大蔵省設置法にございまして大蔵省の所掌事務の中に、証券会社に対する監督というのがございまして、その設置法に基づいて所掌事務を遂行するために発出されたものというふうに考えております。

○小野委員 この行政通達はどんな条件のもとで、どこで、だが、どのような方法でもって決定されるのですか。

○松野(元)政府委員 これは証券局長から出た通達でございまして、今申し上げましたように、設置法に基づく権限で証券局長が各財務局長あて、それから証券業協会長あてに出したものでございまして、当時証券局の中で議論をした結果、それを通達にまとめて証券局長の通達ということを出したというふうに考えております。

○小野委員 どうして一省庁の通達がこれほど大きな強制力を持つのか、世界の皆さんは大変不思議に思っています。理解をしかねております。大蔵省はこの通達の効力、まことに大きな威力を持つ通達なんでしょうか。市場と大蔵省との関係をどう理解しておりますか。

○松野(元)政府委員 この通達は、事後的な損失補てんを禁止したわけではございまして、けれども、この通達が出る以前から既に、特定の投資家に利益提供するというような行為は取引の公正を害する、あるいは証券会社の仲介業者としての公正性を害するものだというようなことで指導していたことも事実でございまして。そういったようなことを受けまして、証券会社の仲介業者としての公正性を維持するというところから出したものでございまして、特に急に損失補てん行為が、この通達によって証券会社が行うべき行為でないということになったというのではなくて、むしろ一般的に、証券会社の仲介業者としての公正性というものをきちんと認識して、こういうことをしないようにということをお願いしたわけではございまして。したが

いまして、この通達はいくらでも行政当局からの指導ということではございまして。

○小野委員 市場操作や利回り保証等が明らかに法律違反であるというならば、政府は当該企業を告発して、正式な法的手続を踏むべきだと思いませんか。例えば暴力団をもうけさせたのではないかと、いう株価操作の疑いが出ました。大蔵省は、野村証券の社長を査問した結果、証券法五十四条の違反と認められたために、一部の営業店に営業停止を行うという行政命令を出して決着をつけました。大蔵省は、捜査権に加えて司法権まで行使した、そして決着させたとは考えられます。本来こうした行為は、違法性があるならば司法当局が十分捜査を行って、告発に基づいて真相を明らかにすべきだと考えます。短絡的で拙速な対応は、市場の発展にとつて、少なくとも長期的に見ますと、むしろマイナスになると思います。

○松野(元)政府委員 金融・金融スキャンダルが露見をいたしました。七月中旬に監視機関のあり方の検討を依頼いたしました。海部総理が行いました。損失補てんの原因、真相がよく解明されないうちに、この監視機関のあり方が諮問され、結論が出、答申を受けてスタートいたしましたけれども、私は余りにも拙速過ぎるのではないかと考えます。大臣、いかがですか。

○羽田国務大臣 行革審におきまして、行政全般にわたりまして豊富な経験と高い見識を持たれた委員から構成され、また、特に証券問題の審議に当たりましては、これらの委員の皆さんに加えて、経済問題ですとかあるいは企業実務に経験の深い専門委員の方々にも参画をいただいたというふうに私も承知をいたしております。行革審も述べられておりますとおり、一連の証券等の問題の緊要性、今の状況というのにはまさにそこにあるというふうに考えますけれども、行革大綱につきまして、早急に提示する必要があるとの考え方に立ちまして精力的かつ集中的な審議を重ね、答申を御提出いただいたものでございまして、御指摘のようなことは無いというふうに考えております。

す。

○松野(元)政府委員 いわゆる損失補てんが行われ、今般の証券あるいは金融不祥事に対する国民の厳しい御批判を反映したまことに厳しい内容のものであろうというふうには、実は厳密に受けとめて対応してきたところでございまして。国会等におきまして御議論をも踏まえまして、今後、検査・監視体制の見直し等の具体策を御提案申し上げたところでございまして、ぜひとも御理解をいただきたいというところでございまして。

○小野委員 今大臣から、証券・金融に造詣の深い行政改革推進審議会のメンバーである、こう答弁をいただきましたけれども、メンバーを見ますと九人でありまして、この中で証券についての専門家は長岡さんのみでございまして。あとの人は証券・金融について全く素人とは思いません。常識的にはかなり造詣の深い人だとは思いますが、今この大改正を行うような、法制を改革するようなことを行うには余りにも違った畑の人ではなかったか、私はこういう感じがしてなりません。したがって、先ほど申し上げましたように拙速であると同時に、証券・金融のプロである大蔵省の皆さんに對立して自分の意見を通すためにはやはり拙速過ぎたのではないかと同時に、この審議会では日本SECの制度改革のためにつくられたものではございまして。したがって、本来の任務から外れた任務が付加されたわけですから、拙速過ぎたのではないかと。また、今回の損失補てんの本質的な真相、結論がまだ出ないうちに結論が出されたとしたこと、拙速過ぎるという批判をいたしておるわけではございまして。

○松野(元)政府委員 大蔵省といたしましても、行革審答申は、今般の証券あるいは金融不祥事に対する国民の厳しい御批判を反映したまことに厳しい内容のものであろうというふうには、実は厳密に受けとめて対応してきたところでございまして。国会等におきまして御議論をも踏まえまして、今後、検査・監視体制の見直し等の具体策を御提案申し上げたところでございまして、ぜひとも御理解をいただきたいというところでございまして。

○松野(元)政府委員 大蔵省といたしましても、行革審答申は、今般の証券あるいは金融不祥事に対する国民の厳しい御批判を反映したまことに厳しい内容のものであろうというふうには、実は厳密に受けとめて対応してきたところでございまして。国会等におきまして御議論をも踏まえまして、今後、検査・監視体制の見直し等の具体策を御提案申し上げたところでございまして、ぜひとも御理解をいただきたいというところでございまして。

○松野(元)政府委員 大蔵省といたしましても、行革審答申は、今般の証券あるいは金融不祥事に対する国民の厳しい御批判を反映したまことに厳しい内容のものであろうというふうには、実は厳密に受けとめて対応してきたところでございまして。国会等におきまして御議論をも踏まえまして、今後、検査・監視体制の見直し等の具体策を御提案申し上げたところでございまして、ぜひとも御理解をいただきたいというところでございまして。

せんが、法人でございまして。法人取引という中でございまして。法人が取引したわけではございまして、それは一つには、法人が株式運用、いわゆる財テクを行って、それが失敗して、証券会社が法人との取引関係を維持するという観点から補てんを行ったということになるわけではございまして。法人の財テクというところから、法人は大口の投資家であり、かつ、証券会社と法人との関係というように関係に基づいて補てんが行われて非常に不公平だ、一般の投資家と差別をしているというふうな批判が出たわけではございまして。

○松野(元)政府委員 法人との取引は長期継続的関係が長いわけではございまして、いろいろな面でサービスが行われるということは十分考えられるわけではございまして。

○松野(元)政府委員 法人との取引は長期継続的関係が長いわけではございまして、いろいろな面でサービスが行われるということは十分考えられるわけではございまして。

○松野(元)政府委員 法人との取引は長期継続的関係が長いわけではございまして、いろいろな面でサービスが行われるということは十分考えられるわけではございまして。

○松野(元)政府委員 法人との取引は長期継続的関係が長いわけではございまして、いろいろな面でサービスが行われるということは十分考えられるわけではございまして。

○松野(元)政府委員 法人との取引は長期継続的関係が長いわけではございまして、いろいろな面でサービスが行われるということは十分考えられるわけではございまして。

て、そういった観点から申し上げますと、いかに大口投資家であつても、損失補てんという形でサービスをすることには問題があつたと言わざるを得ないと思ひます。

○小野委員 今回の金融・証券不祥事について、大蔵省や、当時の大臣でありました橋本大臣の発言を聞いておきますと、監督不行き届きに尽きるのですけれども、大蔵省は何をどこまで監督すべきだったのか、当時私は理解することができませんでした。大蔵省の責任範囲とはどういうことなのか、監督の範囲とはどこまでなのか、もしそれらの合意事項がありましたならば説明願ひたいと思ひます。

○松野(九)政府委員 大蔵省の監督責任でございますが、これは証券会社が、証券市場における仲介業者ということで証券市場の公正な運営ということに非常に大きな責任を持つ、公共的な役割を要求されているということで、日本は免許制をしていてるわけでございます。大蔵省としては、その免許制のもとにおきます免許会社に対する監督権限もございまして、それに伴う責任というものもあるわけでございます。

私どもは、証券取引法に規定されております証券市場における取引の公正を確保するためのいろいろな措置、規制がございまして、そういった規制を証券会社に対して十分守らせなければならぬという監督責任が証券法で与えられた権限の範囲内であるというふうに考えているわけでございます。もちろん一方では、証券投資の基本原則であります投資家の自己責任原則というものも十分認識していただくように努力をしなければいけないわけでございまして、基本的には、証券市場における仲介業者として公正な市場を維持するといったための証券法上のいろいろな規定を適正に執行するというのが私どもに与えられた責任であるというふうに考えるわけでございます。

○小野委員 今の答弁、私は残念ながら理解することができませんでした。いつの機会にか、またやらせていただきます。私は、これで確認という

意味の質問を終わらせていただきます。

これから本格的に入りましても、私は、今回の損失補てんの問題に関して、三年前に大蔵省証券局のつた態度は正しかったのではないかと考えておるものであります。通達は、九〇年の三月までに営業特金の運用を投資顧問会社に移すことを条件に損失補てんを黙認するというものであつたと私は解釈をいたしております。ダウ平均が四万円以上になると言われ、株価が上昇しているときに、利回り保証の営業特金を解約させることは大変大蔵省には勇気が要つたのではないかと私は思つております。株は下がることもあり、これは当然であります。利回りの事前保証であるニギリは危ない、ある程度解約のときに補てんをして、ニギリをやめさせることは正しいと大蔵省は判断したと思ひます。その意味で、私は評価するものであります。もし、あんな営業特金を続け、ダウ平均が当時二万三千円まで下がりまして、現在のようにならば、割る株価になつていたら、証券会社は間違いなくすべて倒産をいたしたと思ひます。

大蔵省は今まで、このことについて一言も弁解をいたしませんでした。しかし私は、古武士といひますか、日本の感覚ではいけないのではないかと、当時の事情を、当時の大蔵省の考え方を国民の前に、市場の皆さんに、関係者の皆さんに、今しっかりと説明することがあなたたちの任務ではないかと考えますので、局長と大臣の考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○松野(九)政府委員 確かに、御指摘をいただきまして、私どもも平成元年十二月に通達を出しましたが、そのときの通達の考え方というのは、もちろん誤った通達を出すことはございませぬから、基本的には当時正しかったというふうに確信をしております。

それは、営業特金というものがいわば売買一任的に運用されるというふうなことで、損失補てんが行われる温床になるという問題意識を持つて、その営業特金の適正化を図る、つまり、売買一

任的な営業特金ということではなくする、原則として投資顧問契約を結ぶというふうな指導をしたわけでございまして、十二月に出しましたその通達の内容そのものは、私どもとしては、当時の状況からすれば、証券会社の今後の営業あるいは証券市場を考えたときに、方向としては極めて適切であつたというふうに考えるわけでございまして、それが結果として、平成二年の年初から株価が急落し、そういう営業特金の適正化がなかなかうまく図れなくなつたという客観的な情勢があつたわけでございまして、基本的には、御指摘のようにな、この通達の考え方というのは、もちろん一年間の期間を置いて適正化を図るという指導をしたわけでございまして、その指導の方向性について正しかったというふうに私どもとしても考えているわけでございまして。

○羽田国務大臣 ただいま局長の方からお答え申し上げたとおりでございまして、あの事態の中における行政のとりました措置というものは正しかったというふうに考えておりまして、その点について御評価いただくことに対して心から感謝したいと思ひます。

ただ、私どももいたしまして、そこに至るまでの間にもう少しいろいろなことができたのかなというのを考えますときに、今後とも投資者の皆様方を保護するという観点から行政は進めていかなければいけないというふうに考えておりまして、今後とも我々もよく状況等を見守りながら適切な対応ということが大事であろう。特に、今度委員会をつくつていただくということになるわけでございまして、そういうことから、本当に信頼される市場というものをくり上げるために、我々もさらに努力することを申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

○小野委員 だからといって、大口にだけ補てんいたしまして、小口を無視したということをお私認めてるわけではございませぬけれども、大局として、証券業界を救つた一つの通達であつたということをお述べておきたいと思ひます。

そこで、昨年の六月に大手証券会社による大口の顧客への損失補てんが表面化したいたしましたけれども、その後、四社ではなく中堅、小会社まで補てんを行つていくことが明らかになりました。この損失補てんは、日本の証券会社の個人による、あるいは会社の方針による間違ひだったのか、過ちであつたのか、それとも日本の証券業界が持つておる体質から来る必然的な結果であつたのか、大蔵省はどう判断をいたしておりますか。

○松野(九)政府委員 確かに、中堅の証券会社におきまして、ほとんどは法人取引との間で生じたものでございまして、損失補てんが見られたわけでございます。

これにつきましては、今御指摘のありました二つの理由、どちらともなかなか言いにくいわけでございまして、一方では、証券会社の営業体質として、営業の方針、営業方法にやや行き過ぎがあつたということをお認めざるを得ないと思ひます。これは、法人との取引とはいへ、やや一任的な行為を受けたというふうなこと、あるいは過度の売買が行われたというふうなこともあつたと思ひます。

しかし一方では、法人でございまして、当然その有価証券投資についての最終的な損益の帰属は自分だという自己責任の原則というものも十分認識をしていただかなければならぬわけでございまして、そういう自己責任原則の認識が十分でないところで、証券会社の営業の行き過ぎも重なつてこういうふうな問題が起きたというふうに考えるわけでございまして。

○小野委員 先ほど私が、臨時行政改革推進委員会に日本型SBCのあり方を諮問した、監視機能のあるべき姿を諮問したことは余りにも性急過ぎるのではないかと、拙速過ぎるのではないかと申し上げましたのは、この損失補てんが日本の証券市場の体質から発生している、生まれてくるものとして判断するならば、私は余りにも拙速過ぎたと思ひます。個人の考え違い、あるいは道徳心、業界の良心に依存するような形で、この

損失補てんがもし行われたものであるとするならば、監視機関のあり方は、先ほど申し上げました市場の本質的な問題から出てくる要因とは、その対策はおのずから大きく違ってくるはずであります。

したがって私は、今回の損失補てんは日本の証券市場が持つておる構造的なものである、したがって、必然的に生まれたものであるという判断に立ちますので、今回の監視委員会の結論は余りにも拙速過ぎると判断いたしておるわけでございます。

そこで、お尋ねしますけれども、今回の損失補てんが生まれた背景、要因は何であつたと分析いたしておりますか。

○松野(元)政府委員 これは一つには、基本的な背景をいたしまして、金融緩和基調の中で企業の財テクが非常に盛んに行われ、御指摘がありまして、そのような営業特金というものが非常に膨らんだ、これはある意味では、企業にとつては余剰資金の効率的な運用ということになろうかと思ひますけれども、しかし、その財テクが証券投資の自己責任原則の認識が十分ないままに行われた、あるいは証券会社と企業との間の取引関係が非常に日本的な中で重視されたというようなことがあつたと思ひます。その企業の財テクが盛んになるということに加えて、そういう株式市場の非常なブームの中で、証券会社の営業姿勢にも行き過ぎがあつたということが言えるわけでございます。

基本的には取引関係の維持というようにことで、こういうような補てんが行われたわけでございまして、そういったような観点から申し上げますと、一つには、今、構造的な要因という、確かに証券市場自身の構造的な要因というものもあるわけでございまして、その中には、今申し上げた自己責任原則が欠如しているという基本的な問題があらうかと思ひます。

それから、ルールというものの対する考え方、つまり自己責任原則の裏腹になるわけでございまして、ルールを適正に守れば、そのルール

のもとで、証券投資というものの対する結果というのとは自分が負うのだというようなことになるわけでございまして、基本的には企業と証券会社との間の関係というものが引受業務あるいはブローカー業務というものを通じて、その関係を維持するということになり重点が置かれ、それが結果的には自己責任原則が守られないで済むという形でこの補てんが行われたというようなことが言われると思ひます。

もちろんそれ以外にも、ルールが明確でなかつた、行政上の問題、責任もある、保護行政もあつたといういろいろな御指摘もございします。私どももその批判を十分受けとめておるわけでございしますし、また、手数料問題についても言及がなされております。

いずれにいたしましても、御指摘がございしましたように、現象的には、財テク、それに伴う問題だということには言えるわけでございしますが、その裏には、証券市場に対する参加者、関係者、証券会社、資金運用者あるいは資金調達者を含めての考え方というものに大きな問題があつたというふうに考えるわけでございします。

○小野委員 私は、先ほど申し上げましたように、この問題は個人的な心情の問題、ルールの問題ではなくて、日本の証券業界が持つておる本質的な、構造的なものであると考える一人でございます。そこで、第一に、損失補てんが行われた最大の要因と私が考えるのは、機関投資家や証券会社が資金を運用する能力に欠けておつたのではないかと。アメリカの証券会社と比較いたしますと、明らかに、若干ではなかつた明かに劣つておることを考えるからでございます。

株価を見てみますと、一九八〇年から八九年までの十年間の年平均の上昇率は一九％でございします。一九八〇年にTOPIXと全く同じ値動きをする証券、株を一千円投資をいたしますと、十年間待ちますと五千六百九十五円になります。千円の株を買つておきますと、TOPIXで同じ値動きをする株だいたしますと、五千六百九十五円

になります。最初に補てんの対象として明らかになつた取引は、株式市場が依然として上昇している一九八九年のものであります。年率八％程度の利回り保証は、株価が依然上昇基調にあつた十二月までインデックスで展開し、一月以降はすべて確定利回りで運用しても、私は楽に達成できたであろうと思ひます。このような市場環境が最もよかった年に八％の利回りも達成できずに補てんを行わなければならなかつたことは、証券会社の運用能力に問題があつたのではないかと、私はそう思ひます。実際よく調べてみますと、多くのファンデックスを上昇しているときの運用成績がインデックス以上を回つたという実績があるからであります。補てんを受けたところは、こういう保証が後ろにあるということであります。要するに、日本の証券会社は顧客の利益を最大にするという本来最も責任のある行為を怠つておつたと私は思ふからであります。

欧米の主要投資顧問会社の一九八九年の日本市場での株の運用成績は、TOPIXの伸びの七％を上回る二〇から三九％に入つております。ここでは損失の補てんはございしません。したがつて、日本と外資系の証券会社の運用の能力の差が、損失補てんをしなければならなかつた最大の要因ではなかつたかと私は考えるわけであります。いかがですか。

○松野(元)政府委員 まさに御指摘のとおりだろうと思ひます。私たちも、日本の証券会社あるいは今御指摘がございしました投資顧問会社の営業の体質というものが、外国のそういうものとかかなり異なつていた、今御指摘がございしましたように、顧客の利益を最優先するというような方向で果たして営業が行われていたのかどうか、むしろ私どもが聞きますのは、手数料稼ぎの回転売買が非常に行われ、その手数料の方に利益が消えてしまふというようにことすら言われて、そういうケースも聞かれました。

そういうことで、基本的に日本の証券会社は

ブローカー・ディーラー体質というようにことで、今も御指摘がございましたように、株を買つて長期に保有するということがなければ平均的な上昇率というものを享受できるわけでございしますが、その間手数料のために必要以上に回転が早いというやうなことで、これはあながち証券会社だけの責任かどうかという問題があるわけでございまして、日本の株式市場そのものが、信用取引客を初めプロの個人投資家かなり参加をしている、もちろんそういうものも必要ではございしますが、一般的な個人の資産形成の場として成長していかつたということは否定できないことだろうと思ふわけでございします。

やはりそういうことからいいますと、顧客の利益を優先するということがいへば、手数料稼ぎに走るあるいはそれが営業マンの成績評価上大きなウエイトを占めるというやうな点についての見直しというものは必要だし、それを私どもも証券会社に要請し、顧客の利益が優先できるように、顧客の利益が上がるやうな営業マンというものの評価を上げていくという評価体制の見直し、あるいは投資顧問会社、投資信託会社にいたしまして、より外国の業者と同じように、証券会社に引きずられたやうな運用をしないように、その間の独立性を十分確保していくということが必要だし、場合によつては新しい業者を参入させることによつて、そういうやうな体質を変えていくということも必要ではないかというふうに考えているわけでございまして、資金運用技術が未熟であるという御指摘がございしますが、資金運用技術が未熟というよりはやはり手数料稼ぎといひますか、成績評価あるいは営業のやり方がどうも顧客の健全な資産形成の方に重きが置かれてなかつたということができるのではないかとこのように感じるのでございします。

○小野委員 インデックス運用が広く普及しておりますヨーロッパあるいはアメリカでは、投資顧問会社や投資信託の運用するファンドの成績は、インデックスにどれだけ忠実に連動したかによつ

て評価されております。我が国では証券会社のこの利益、これはどんな基準で運用成績の評価が行われておられるのでしょうか。同時に、もし証券会社の市場での運用成績の評価が余りにも拙劣だとするならば、大蔵省はこういう点こそ指導していかねければならないのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

(委員長退席、柳本委員長代理着席)

○松野(元)政府委員 日本にも投資信託の中にインデックスを利用して運用するファンドがございます。しかし、残念ながら、私も聞いておりますところでは、このインデックスファンドというのは成績が非常に芳しくないわけでございます。もちろん、その設定の時期にも大きく左右されることはあるわけでございますけれども、日本の投資信託の場合にはいろいろな商品が出ております。それに対して、それについて一応運用成績を公表するというところで対応をしております。基本的にはその公表された運用成績を見て投資家が判断をするというような仕組みは用意をされているわけでございます。

行政当局としてその運用評価をどういうふうにかえるかということでございますが、行政当局として運用をどういうふうにするかというところはなかなか言いにくいと思いますが、実際問題として私どもにはその能力はございません。やはり実際に運用をし、その運用の成果をバックにして金融商品を販売するというところに直接携わっているところが運用の方法の改善に努力をしなければならぬわけでございまして、私どもとしては、運用が悪いところはどこだ、あるいは運用が悪いファンドはどれで、いいファンドはどれだという情報の提供を通ずることによって、投資家の投資判断が正確、誤りなく行われるような環境を整備するということにならうかと思うわけでござい

ます。各社とも、外国の業者の運用の方法がすぐれているというようにあることを認識をし、その運用方法を何とかまねしようあるいはそれをさらに超える

ような運用方法を考えようということであるいろいろな工夫をしております。私どもとして、どれがいかに、どれが悪いかということはいかにいかに、また言うべきではないと思うわけでございまして、けれども、残念ながらインデックスファンドにつきましては、日本の運用技術というのは外国にはまだはるかに及ばないような状況にあるということではあると思っております。

○小野委員 大蔵省の指導によって、日本の証券会社は間違いなく規模だけは世界一になりました。世界的になりました。しかしその反面、こうした巨大な証券会社も、経営力やイノベーションの面ではアメリカの証券会社、投資銀行に大きく差をつけられております。

現在、アメリカの証券市場には、大手、中堅の多くの日本の証券会社が進出をいたしております。規模だけはアメリカの投資銀行を上回っております。規模だけでも、ほとんどすべての業務面で対等に勝負ができておらぬと私は聞いております。この海外市場での赤字を垂れ流しておるのが現地法人であります。この赤字の現地法人が存続を続けているのは、日本の親会社が資本を追加し続けておるからでございます。もし日本の証券会社が、まだ大蔵省が日本の企業の低いコストでの資金調達を助けていかなければならぬのだ、証券会社、証券市場を守り育てていかなければならぬのだと考えておるならば、大蔵省の任務だとさつき言っておりました。指導しなければならぬと考えるおるならば、私は、日本からアメリカ市場に進出している赤字証券会社の投資こそ防止すべきではないのか、制限すべきではないのか、こう考えるわけでありまして、そんなことはできるわけはありませぬけれども、既に大蔵省が証券会社や日本の証券市場をすべての面で指導しなければならぬという時代は終わったのではないかと考えるからであります。

証券局長、どうお考えになりますか。

○松野(元)政府委員 確かに、日本の証券会社はアメリカのみならずヨーロッパ、ロンドン等に子

会社をつくって証券業務を行っております。もちろん、それはその市場におきます状況に応じて業績が変るわけでございまして、確かに御指摘のように、アメリカで活躍しております日本の証券会社の収益力というのは非常に悪いわけでございます。

そういうことに対応するために、日本の親証券会社がアメリカの証券子会社に資本を出すというようなことも行われたわけでございますが、これは証券会社全体のいわばグローバル戦略みたいなものがございまして、やはりニューヨーク、ロンドン、日本という三大証券市場においてどういふような活躍をするかというようなグローバルの関係がございまして、その辺は私も基本的には各証券会社の経営判断にゆだねているわけでございまして、一々それに対して行政として介入するということはすべきではない。もちろん、親証券会社の経営が非常に危うくなるというようなことになりましたとこれは問題でございますから、そういうような状況になる場合には、行政として何か介入いたしますか、意見を言う必要があるわけでございまして、そういうふうにならない限りは、あくまでも各証券会社の経営方針、経営判断の問題であるというふうに考えるわけでござい

ます。

また、御指摘がありました日本の証券市場において企業が非常に安いコストで資金を調達するということや、私どもの考え方としては、確かに大量のファイナンスのときに、コストの安い調達だという認識で行き過ぎた調達が行われたわけでございまして、本来自はやはり、特にエクイティファイナンス、株価を利用したファイナンスが行われれば、それに対して相応の利益を配当の形で株主に還元するというのはこれは当然のことでございます。まして、やはり証券市場全体に参加いたします資金調達者、資金運用者、それから仲介業者、この三つがうまくかみ合わない、証券市場というのは健全に発展をしないわけでございまして、一

方だけにし寄せをするというような形の証券市場というものを維持するということはできないし、またそういうことをすることは適当ではないというふうに考えるわけでございまして。

行政介入の程度ということになりますと、やはり基本的には、証券市場は自由な市場でございまして、ルールさえきちっと守って公正な取引が行われ、その中で自己責任原則に基づいて資金の調達あるいは運用が行われるということであれば、行政としてはそれ以上の介入をすることは基本的に適切でないというふうに考えるわけでございまして、私どもの役割は、やはりあくまでもそういうルールにのっとった公正な取引が行われている公正な市場かどうかということに、その環境をつくり上げていくということにあるというふうに考えているわけでござい

ます。

○小野委員 一九九一年三月期の野村証券一社の経常利益は、アメリカの上場している投資銀行SIAすべての経常利益を上回っております。要するに、大きいのです。証券会社は、日本でのこの利益をもとにして、世界の主な金融市場に出かけていって大きく活動を展開いたしております。このような巨大な証券会社をいつまでも保護して育成しなればならない、こういう考え方を果たして世界の人々が、関係者が納得するだろうか、私はこう考えておることをまずお伝えいたしておきます。

損失補てんが行われた構造的な原因の二つ目は、運用責任を果たしてない機関投資家ではないか、私どもは考えております。証券会社と同じように、投資家側にも責任があると考えるから負っているプロの機関投資家である年金基金、各種共済組合、金融機関まで、営業特金として証券会社に資金運用を任せてしましました。我が国では高齢化の進展とともに、年金資金はこれからはますます大きくなります。八九年に三十兆円の基金がありましたけれども、九五年には推定六十兆円、倍になると計算されております。その伸び

率は一二%です。したがって、今まで以上に現金は伸びる計算です。これまでも機関投資家の能力が運用資金の増加に追いつかず、営業特金として証券会社に預けることになったと私は思います。今後もまたその傾向が続くのではないかと思います。したがって、厳しい見方をしますと、これが今回の不祥事件の第二の原因ではないかと思うのですが、いかがですか。

○松野(九)政府委員 確かに、損失補てんの相手先には、法人と申し上げましたが、今御指摘のありました機関投資家、金融機関も含めましていろいろな機関投資家が出ております。これは、機関投資家みずからが営業特金を設定し、証券会社にその運用を任せるといふような行為が行われたわけでございます。営業特金という形をとらないものもございましたけれども、やはりそういう形で証券会社あるいは場合によっては投資顧問会社に運用を一任するということで、みずからの運用というふうな形をとっていったというところは事実でございます。それが投資の成果についての自己責任というものを認識するのを薄めたという点も否定できないのではないかとこのように思います。

○小野委員 イギリスでは、悪いですけども、産業は衰えておりますけれども年金はふえております。市場でも、ファンド運用を中心に展開をいたしております。アメリカ市場も、この十年を見ますと、急速に年金のファンド運用に動いております。したがって、私は、これから高齢化社会を迎える我が国にとって、この基金の増大をどう国の産業なり経済運営に安全に、しかも有効に使うかというところになります。既に運用中心の市場に変えていかなければならないのではないかと、こう考えております。今までのように証券業界は発展途上型あるいは産業育成型だけの指導では、年金の皆さんに対して非常に危険を感じるわけでありま。もしこういう資金運用型の証券市場になったならば、今大蔵省の皆さんが天下りをするといつて大変非難を浴びておりますけれども、運

用中心の証券市場であるならば、堂々とそんな批判は追い出すことができるだろう、こう思うわけでございます。

九〇年代の特に後半から、年金受給者に対する支払いが急増いたしています。将来の年金に期待して資金の拠出を続けている年金加入者に対する機関投資家の責任は、私はまことに大きいと考えらるものであります。後になって、運用成績が悪かったもので約束していた年金は払えませんでしたというのでは言えないはずだ、言わせてはならないはずであります。その意味で、特に、プロである機関投資家の基金の運用に対する大蔵省の指導あるいは意見というものは大変重要になってくると私は思います。いかがですか。

○松野(九)政府委員 確かに、機関投資家の成長、保険もそうですけれども、特に年金資金を中心とした証券市場機関投資家の成長というのはこれから非常に目覚めるわけでございます。そういうもののが証券市場に相当なウェイトを占めてくる、いわゆる機関化現象と言われましても、そういう証券市場になっていくというものは、これは先進国を見てもそういう流れはとめられないわけでございます。もちろん、一方では、多様な投資判断を持つ個人というものが市場に参加することによって市場が円滑に機能を発揮できるということも必要ではございますけれども、やはり機関投資家の成長、機関化現象の進行というのは世界の流れであるというふうには考えられるわけでございます。

そういうことからいいますと、御指摘ありましたように、証券市場における機関投資家の資産運用というものがこれからますます大きくなってまいりまして、そのときに、日本の場合にはどうも往々にしてその機関投資家が皆同じ行動をとるというふうな嫌いがございます。それが市場の激化要因になることが多いわけでございます。やはり機関投資家の資金運用者、いわゆるファンドマネジャーでございますが、こういった者が独自に判断をして、特に年金、保険等であ

れば中長期的な観点からの証券投資、株式投資というものをを行うことが望ましいわけでございます。私も、この機関投資家の成長等々に備えて、例えば格付というふうな問題、あるいは評価機関というふうなものをつくる必要があるのではないかと、いろいろな検討を進めております。

いずれにいたしましても、機関投資家みずからみずからのファンドマネジャーを持って、みずからの判断に基づいて証券市場に参加し投資を行う、もちろん中にはそれは専門家をいうという部分があってもいいのかもしれませんが、基本的にはみずからの判断で、みずからの責任で証券市場に参入し、運用を行うということが望ましいと考えているわけでございます。

○小野委員 当然に、投資顧問会社、生命保険会社、信託銀行など、長期的に資金を運用する機関投資家の運用成績が、とっているリスクとの対比ではからなければならぬと私は思います。したがって、リスクとリターンとの関係が、その情報投資家に関与しない伝わるような制度が確立されておることが市場の公正さだと私は考えます。すべての投資家をもうけさせることが市場の公正さではないと思います。リスクに伴って高いリターン、低いリターン、ハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンということが明らかにされるのが市場の公正さだと私は思います。そのためにはどうしても、このリスクも投資家に対して公開することが必要になります。したがって、このディスクロージャーはこれからますます重要になりますけれども、この機関投資家等に対する大蔵省のディスクロージャーの考え方、今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○松野(九)政府委員 機関投資家の場合には、確かにリスク・リターンの関係というものはディスクロージャーというものが最大の決め手になるわけでございますが、個人投資家と比べますと、本来、そういう情報を分析しあるいは入手する能力というものはすぐれていると考えられるわけござい

ます。ただ、それは申しまして、そういうものを分析するいわゆるアナリストといいますが、こういったものを十分その機関投資家が養成し、それを利用することによってそのディスクロージャーされている情報を分析して、リスクを評価しあるいはリターンを図るといふことは必要になるわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな金融商品に備えて、できるだけそういう金融商品に適合したディスクロージャーの内容を求めようということとを今回の法律改正案の中に織り込んでいくわけでございますが、私どもとしては、できるだけ情報の開示することによってそのリスクを評価してもらい、もちろんその専門的な機関として格付機関というふうなものもござい。機関投資家がみずからアナリストを擁して、このアナリストの分析に基づいて投資判断をするということも必要だろうと思うわけございまして、その前提としてのディスクロージャーの充実ということについては、私どもこれからも大いに考えていく必要があると思っております。

(柳本委員長代理退席、委員長着席)
○小野委員 損失補てんを必然とした第三の理由はやはり固定手数料制があるのではないかと、こう思っております。

料金体系を見ますと固定制で、例えば一株千円の株を一千株、百万円買いますと、一・一五%の手数料ですから一万一千五百円になります。百万株、十億円買いますと、〇・〇七五%プラス固定手数料七十八万五千円、〇・〇七五%は七十五万円で、すなわち、プラスして百五十三万五千円になります。つまり、取引金額に対する比率は小口料金は大口の七倍ではありますけれども、絶対額では大口が小口の百三十三倍になります。しかし、千株取引をいたしましても百万株取引をいたしましても、今のコンピュータ時代ですから、取引のコストは余り変わらないのではないかと、私はこう思います。したがって、数量がふえてもコストが変わらないものは、大口取引の料金をパーセントベース

でよほど低くしておかないと、大口に不公平になるという結果になります。

それで、先ほど聞いたのは、大口と小口のどちらが優遇されているのだろうか。損失補てんで大口が大変批判をされておりますけれども、実際の取引の中ではどうだったのだろうかということも背景にあったことをつけ加えておきたいと思ひます。

損失補てんを禁止するということになりまして、大口から取り過ぎた手数料は証券内部に利益として蓄積されることになりました。私は損失補てんを禁止すると言っているのではありません。損失補てんをしたのはこの手数料から来たのだというのとは常識になっておりますから、もしこのままにしておきますと、大口から取り過ぎた手数料は利益として証券会社に積み重なるということになります。こうなるとまいますと、大口の証券会社の利益に対する過度の保護以外のものではないのかという批判が当然、利益から判断されると私は思ひますけれども、それをどのように解釈し、どのようにこの問題を解決していかなければならないのか、その方向だけでもお示し願ひたいと思ひます。

○松野(元)政府委員 株式の売買手数料につきましても、昨年来の一連の不祥事の中で、固定手数料制を見直すべきだという御提言を行革審からもいただいたわけでございます。それを踏まえまして証券取引審議会でもいろいろと議論をしていただきまして、固定手数料制そのものが直接損失補てんにつながったかどうかという点についてはいろいろと意見のあるところだということでございますけれども、それが今御指摘のありましたような超過利潤を生んだ、あるいは、手数料のところではなくて別のところでゆがんだ競争が行われたということになったのではないかとというような意見もあつたわけでございます。

いずれにいたしましても、証取審の議論では、諸外国はほとんど自由化をしておりますので、手数料を諸外国と比べるとは非常に難しいわけでは

ございますけれども、いろいろなデータを検討いたしますと、どうも日本の場合には大口手数料が割高であるということが言えるのではないかと、あるいは、大口の手数は主として機関投資家、法人等でございますから、交渉を行つて手数料を決めるということも市場にそれほど大きなインパクトを与えないのではないか、競争の促進、あるいは大口が割高ではないかという問題、それから市場に与える影響といういろいろなものを考えた場合に、大口手数料から自由化を始めるということがやはり適当ではないかというような意見をいただいたわけでございます。

現在、それを踏まえまして、専門家を含めまして作業部会を設けて、まず大口手数料を自由化する、その大口の水準をどうするかという問題はあつたわけでございますが、そういうことを前提にして、それが市場に与える影響を見ながらその後自由化の展望を調べていく。小口の場合には、自由化すると小口手数料が上昇するということも言われております。確かにそういうような点も見られるわけでございまして、そういうことからのいいますと、やはり大口から自由化し、手数料の割高を是正し、あるいは競争を促進するという方向が適当ではないかというふうに考へて

いるわけでございます。

○小野委員 今回の日本の証券不祥事の発覚は、日本の大手証券四社が自分たちの利益確保をねらつて、これ以上の補てんをしなくても済むように痛みを承知でやったのではないかと、欧米でこういううわさが流れておるのは、手数料問題が背景にあるからだと思ひます。今、損失補てん禁止事項を証券法に加えることで小口の一般投資家の信頼回復を試みようとしておりますけれども、果たしてこれで小口投資家の信頼が回復できるのかどうか、私は不安に感じておるところであります。むしろ、大口投資家の不公平感はずっと強まりそうなきがいたしますし、市場参加を減ずるのではないかと心配される要素もあることを私は

申し上げておきたいと思ひます。

要するに、株式の売買委託業務のコスト、収益構造を反映しない人為的な手数料制度を維持したままでは、どうしても利用者の不公平感も払拭できないと考へるものでございます。まして、大口だけを自由化し小口は固定制などにしたら、よほど小口の手数を高目に設定しない限り、証券会社は収益の悪い小口取引は本気で取り組まなくなるのではないかと、この心配しておるところです。小口投資家はますますないがしろにされるだろうと予想されるからであります。

これらのプラス・マイナスを考へて物を決めなければならぬわけですが、私の考へ方に対して、プラス・マイナスについて、局長はどう考へになりますか。

○松野(元)政府委員 手数料論議が証取審で行われましたときに、今御指摘がございましたコスト論というふうなものも議論の対象になりました。確かに、取引コストというものを考へた場合には、大口と小口とでどれだけ違うものなのか、コンピュータの部分は同じではないか、ただ、小口の場合には営業マンが注文を受けるといふことかというところコストがやや高くなるという点はどうきないところだろうと思つてございまして、しかも、証券会社は、日本の場合には大から小まで非常に企業格差がございまして、なかなか取引コストを平均的に出すというわけにもいかないわけでございまして、しかし、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような作業部会において、取引コストというものを何らかの形で計算をする必要があるのではないかと、それは規模別でもいい、大中小でもいいというようなことで宿題をいただいております。それについて我々も鋭意検討をする必要があると思ひます。

それから、小口の手数料の問題でございます。これもいろいろと御議論がございまして、確かに、今御指摘がございましたように、これを自由化しないで固定化しておくと、小口が低く抑えられて小口の注文を受けなくなってしまうのではない

か、小口に対するサービスが低下するのではないかと、いろいろな意見があり、そういうことからいへば、仮に自由化して小口が上がつても、それだけのサービスが提供できるのであればその方がかえつていいではないか、あるいは、手数料が上がることによつて小口の投資家はそんなに頻りに売買を行わなくなつてかえつて健全な株式投資が行われるのではないかと、このような意見もございしました。

いろいろな意見がございまして、小口の手数料の取り扱いについては、私も現在のところまだ明確な方向を持っては、私ども現在のところまだ先ほど申し上げましたように、イギリスは同時にやりましたけれども、アメリカの例を見ましても、大口から自由化を始めておりまして、七年ほどかかつては、アメリカに並びあるいはアメリカ以上にブローカー業務が中心になっている市場でございまして、非常にオープンな市場でございまして、そこに手数料の自由化というものをどういふステップで導入するかというのには非常に難しい問題でございまして、やや慎重なステップを踏んでいく必要があるのかというふうな考へるわけでございまして、ただ、そのステップを踏んでいく途中で、仮に御指摘のように小口投資家に対して非常に影響が出るというふうなことになるれば、これは非常に好ましくないわけでございまして、そういうようなことになれば、それに対応する措置をとつていく必要があるのかというふうな考へるわけでございまして。

○小野委員 損失補てん発生の四つ目の原因は、企業の不必要な財務投資であると思ひ考へております。本業の設備投資や運転資金等への使用目的がない資金を企業が余剰資金として持っていることが、投資家に対して正当化することができるところか、この私は考へております。仮に余剰資金を大量に持つことに正当性があるとすれば、近い将来その企業に大きな資金ニーズの発生がわかつて

ズの見込みがないなら、企業は余裕資金を本来の所有者である株主に還元するなり従業員への配分の増加、地域社会への貢献という形で還元すべきであります。ましてや、本業に必要なない転換社債やワラント債で資金調達し、営業特金やファンドトラストのよりリスクの大きい投資に向けるなどは、株主や債権者、従業員をないがしろにした行為であると私は思います。いかがですか。

○松野(九)政府委員 いわゆる企業の財テクと言われるものでございます。確かに、行き過ぎた財テクが行われたのではないかと、行き過ぎた指摘がございまして、私どもの立場といたしまして、その企業が仮に余資を持っている場合に、それをどう運用するかという点について行政当局として云々するということではできないかと思っております。したがって、今御指摘がありましたように、行き過ぎた財テクが行われ、それが証券市場に非常に悪い影響を、証券市場をゆがめるといふようなことにならなければ、それは我々としては非常に困るわけではございません。一時的な特機資金というものの運用というものは当然考えられるわけではございません。大量な、行われた資金ファイナンスが財テクに回ったのではないかと、いふような指摘が往々にしてございます。私も、それはどの程度回ったのか分かりませんが、全く否定するということもできないわけではございません。

いずれにいたしましても、結果としてそういったものが証券市場、特に株式市場を必要以上に拡大させたという点があることはある程度認められるわけではございまして、そういった観点からいいますと、財テクの行き過ぎ、あるいはそれはもちろん証券会社の側にも問題があるわけではございますが、そういった問題については、もしファイナンスというものが財テクの行き過ぎの一因になっていたということであれば、これは非常に問題で、そういうようなファイナンスというものの行き過ぎを防いでいく、再発を防止するということが必要であらうかというふうに考えるわけではございます。

○小野委員 今私は、損失補てんの背景と考える四つの要因を挙げてみました。これらはいずれも日本の証券市場の構造的なものであると思えます。したがって、今回の損失補てんはおの個人のよる、個人的な要求による損失補てんではなく、日本の証券市場が持つ構造的なもので必然的に生まれたものだと思えるわけではあります。したがって、単に日本型SECをつくって刑罰を科すれば、それによって解決する問題ではないと考えるものであります。したがって、この重要課題を臨時行政改革推進審議会、ここに答申を求めたということは、行革審の立場上、そのメンバーがその任務のために集められた人たちだけではないだけに、少し拙速過ぎたのではないかと私は考えるわけではあります。先ほど申し上げましたように、メンバーの中に金融の専門家は一人もおりません。同時に、大蔵省が日本の証券業界を指導しなければならぬという使命感にあふれておられる我が国では、法律で厳密に規定してないものは行政機関の裁量で解釈を行い、行政指導、通達という形で業界を指導してまいりました。このようなシステムのものでは、監視機関は厳密過ぎるほどの独立性の強い位置づけにしておかないと当初の目的は達せられないのではないかと私は考えるものでございます。

したがって、スタートしたものを否定したりするものではありませんけれども、日本の証券市場、損失補てんが生み出した日本の証券業界の構造的なものを考えた場合に、大臣が考える以上に独立性をこの機関に与えないと同じ過ちを繰り返すのではないかと心配しておるところでございます。したがって、最後に、大臣の所見と決意をもう一度お伺いして、終わりといたします。

○羽田国務大臣 ただいま小野委員の方から、損失補てんがどうして行われたのか、その背景から、どうもこういう問題が起こったのは市場の持つ構造にあるのではないのかという御指摘から、非常に深く現在の証券市場のあり方についてのお話があったわけではございまして、私もずっと傾聴させていただきます。

せていただいたところでございます。

御指摘の流れの底にありますが、証券市場といふものが一般投資家の方あるいは機関投資家と言われる方にとりまして安定性のあるものでなければいけない、余り投機性であるだけではいけないというのが底におありになるというふうに思っております。また、そういうものこそ国際的にも、成熟した市場であらうというふうに見えております。また、今後そうあり、いわゆる個人の方々も資産形成の場として十分安心して活用できる場所にしていかねばいけないであろうというふうな考えをしております。私たち行政に携わる者もそういった点を十分念頭に置きながら、また、発行される方あるいは仲介される方々、また、みずからのリスクを負わなければならない自己責任ということについては投資家の皆さん方にもそういった点を理解していただく中で本場の運営というものができていくのじゃないかというふうなことを念頭に置きながら対応してまいりたいと思っております。

そういう中で、今度つくります委員会の機能といたしますか、あるいはこれができ上がることによって、本場に中立で、公正で、しかも独立して、そのルールがきちんと守られているかどうかをチェックする機関としてこれを育成したいと思います。か、本場の仕事をやっていただくような環境整備というものは、我々もこれから常々念頭に置きながら対応しなければいけないというふうに改めて感じましたことを率直に申し上げたいと思っております。

○小野委員 終わります。

○太田委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日、本案審査のため、日本銀行理事福井俊彦君に参考人として出席を求め、意見を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○太田委員長 東祥三君。

○東(祥)委員 大蔵大臣、本日の朝刊に本委員会で議論していることと関連する極めて衝撃的な記事が出ました。「全銀協の不良債権情報開示 大蔵省の圧力で後退」との記事です。お読みになったと思いますが、この点についてどのように思われますか。事実はどうなのか。

○羽田国務大臣 お答えを申し上げます。

金融機関の不良債権のディスクロージャーのあり方につきましては、本年一月に取りまとめられた金融制度調査報告書におきまして、「今後の方向として、各金融機関は、「より広範なディスクロージャーを推進していく必要がある」というふうにされております。また、現在、全国銀行協会連合会におきまして、ディスクロージャーの具体的な基準が設けられておりますけれども、その充実につきましても検討が行われておるというふうに承知をいたしております。

私もいたしましては、ディスクロージャーは金融機関の経営の健全性に関する自己努力を促進するための一つの方法としてこれを活用していくべきであらうと考えておりますが、なお検討を要する点も少なくないことから、今後金融制度調査会にディスクロージャーに関する作業部会を設け、専門的な立場から検討を進めていただき、開示内容の一層の充実を図っていかたいと思っております。

なお、きょうマスコミで報道されておるといふような、全銀協のディスクロージャーに大蔵省そのものが圧力をかけた、そういう事実はないというところは最後に申し上げておきたいと思っております。

○東(祥)委員 この新聞記事によりますと、名前は伏せますが、大蔵省の方が、「大蔵省が直接口を

はさんだのは、誤解を招いたかも知れないが、情報開示を遅らせる意図はなかった、事実として直接口を挟んでいるわけですね。事実、認めているのではないですか。

○土田政府委員 具体的な新聞記事についてのお尋ねでございますので、その新聞記事を見まして、誤解とはあえて申しませんけれども、多少この制度の仕組みについて解説をつけ加えておいた方がよろうと思ひまして御説明を申し上げます。

昨今、不良債権の問題に絡んでデイスクロージャーとして話題になっておるものは、仕組みとしては二種類、代表的なものとして二種類ございます。

一つは、証券取引法に規定されております有価証券届出書や有価証券報告書のような、投資家保護のために、投資家に投資判断を行うのに必要な材料を公開し、公示するということを義務づける制度でございます。この制度の運用上は、開示の内容は銀行相互間でそろっていることが望ましいでありまして、これについてのいわば義務的な開示項目をどうするかという問題、これは現在まださしあつた問題に不良債権の問題はなっておりませんが、今後この不良債権をどうするかということは話題になるものと思ひます。

ところでもう一つ、この新聞がどちらを意図して書かれたのかはやや不明でございますが、デイスクロージャーと言っておりますのにもう一つの制度がございます。これは金融機関に固有の制度といたしまして、各業法、例えば銀行法の第二十一条でございますが、説明書類の縦覧という制度がございます。これは一般企業にはない規定でございます。これは昭和五十六年、銀行法の全面改正のときに、銀行その他の主要業法に登場したものでございますが、金融機関が多数の預金者、貸し出しの取引先等と交渉を持つ、いわば社会的存在であることにかながみまして、投資家相手にのみならず、そのような多数の取引先に対しても企業内容を積極的に開示する、そういうものでございまして、いわば金融機関の私企業性

と公共性というものの調和をさせる制度であるというふうに当時御説明をいたしました。これは実は義務規定ではございませんで、訓示規定でございます。それから必要の記載事項というものは定められておりません。そこは各銀行の創意工夫にゆだねる、それがかつて私企業としての金融機関に重大な責任を負わしめて、創意工夫を凝らし合うというようなプラス面が働くのではないかと、このことを期待しておるわけでございます。

そのようなことでございまして、この説明書類の縦覧の方で開示すべき項目について特別に制約はございませんが、やはり多年この制度を運用しておりますうちに、銀行界でいわば最低水準の必要記載事項というふうなものを申し合わせるようなことに現実にはなっております。それにつきまして今いろいろと見ておられますと、大銀行から小さな銀行まで、代表的都市銀行と地方銀行までの間にいろいろ実務的また理論的にも問題があり、議論がやわらなかつた。そこで結局、義務的な記載事項として追加するには至らなかつたというものでございまして。

ただし、今申しましたように、これは各銀行の記載事項に有価証券報告書と厳密な横並びを問うことを期待しておりませんで、むしろ各銀行の自発的な創意工夫を促すという趣旨の規定でございます。ですから、この義務的記載事項にとまらず、みずからの創意工夫によっていろいろと開示項目をふやしていくということは、各銀行の経営上の判断でございまして、この辺を十分に解説すべきでございまして、そのような解説が必ずしも十分に理解されなかつたような点があるかと思ひますが、この制度の仕組みについて申し上げればそのようなことでありまして、開示を制限しているというふうな性格のものではございません。

○東(祥)委員 きょうは五十一分与えられておりまして、目いっぱいやろうと思つております。答弁は簡単にしたいのですが、私は事実があつたのかどうか、これを聞いたわけ

です。どうもあつたようなふうな、余り聞かなくてもいいやうな、この辺でやめます。問題は、今回の法改正においてデイスクロージャーの推進が一つの目玉になっている。しかし、この新聞記事が事実であるとするれば、何らかの形で、たとえそれが大蔵省側によれば圧力ではないといふものであつたとしても、何らかの形でデイスクロージャー推進に障害を大蔵省みずからがやつてゐるのではないのか、こういうイメージをどうしても与えてしまふ。この点についてどうですか。簡単にお願いします。

○土田政府委員 それでは簡単に申し上げますが、私どもはこのデイスクロージャーの推進につきまして基本的に前向きでございます。そして、このようなデイスクロージャーの積極的な展開、私は、これは主として銀行法その他の業法に申しますところの、いわば説明書類の縦覧の系統の問題としてこの問題を議論しておるのでございまして、これにつきましては、金融制度調査会にこの六月から作業部会を設けまして、このデイスクロージャーの開示内容の一層の充実を図つていきたい、そして専門的な立場から検討を進めていただきたいと考えております。そのような検討の結果、理論的にも実務的にも十分実用になえるような仕組みが見出されることを期待しております。

○東(祥)委員 後ほどまた質問させていただきますけれども、それとの関連で言へば口頭行政、日米構造協議問題でも大きな問題になつてゐる。外国人が口頭行政、口頭で大蔵省に何か言われたとしてもなかなか理解することができない。今後口頭行政指導というものをどのようにしていかれるおつもりなのか。口頭行政というのをやるのか。必ず明文化していくのか。明文化していくべきなのだろうというふうな思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

○松野(元)政府委員 ルールの明確化という観点から、少なくとも証券行政にかかわります従来ありました口頭の行政指導につきましても、原則として廃止をする、どうしても通知、指導として残

さなければならぬものは明文化することによつて、例えばそれは協会のルールにするなりというふうな形で文書にするという方向で検討しております。

○東(祥)委員 この記事がもし事実であるとするれば、預金者が、どこが安全なのか安全でないのか、こういうものをわかる時期もおくれてしまふのではないのか、預金者がどこが安全なところなのかということのみならず調査して、そして預金銀行を決めていかなければならない、そういう状況になつてしまふのではないのか、こういう懸念を持つわけでございまして、この点についていかがですか。

○土田政府委員 企業内容の開示の問題に戻らうでございますが、この企業内容の開示の中で、一般的にはそれは積極的ないろいろこの内容の開示に努めておる、またその仕組みも発展しておるといふことは申し上げたとおりでございます。ただし、これはさらに理論的に研究を要する問題といたしまして、銀行は信用機関としての特殊性がございますし、現在銀行法制度でも商法についての特例が設けられておる。例えば株主の帳簿閲覧権の否認のような規定が認められておるといふようなこともあります。それから、これは実際上は訓示規定でございますので明確な定義はございません。運用の積み重ねによつて正しく適正に実施されていくべきものであると思ひますが、説明書類の縦覧についての訓示規定でございます銀行法第二十一条を見ましても、ただし書きがございます。信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。という注意書きがございます。したがいま

して、その内容をデイスクローズするということはもちろん一般的には望ましいことではございまして、そこは銀行業務の特性上、個別の預金なり貸し出しの内容をデイスクローズするようなこと

は慎むべきでございますし、その他、やはり良識の範囲内というものがあるかと思ひます。

そこで問題は、不良債権のようなものにつきまして、何が不良債権であるか、それをどのようにとらえることが客観的かつ公平であるかということをやはり研究せねばいけない。それを研究した後に、いよいよ前向きにディスクロージャーというものが実施に移されるのではないかと、そのように考へて、近々に専門家に御研究を始めていただくということにしておるわけでございます。

○東(祥)委員 具体的な内容はいつごろ出ますか。

○土田政府委員 これはまだ作業部会がスタートしておらず、作業部会にお願ひも申し上げないうちに私の方から断定的なことを申し上げることはできかねるのでございしますが、何らかの研究の成果が最終的にかあるいは中間的にか取りまとめられまして、本年度、すなわち平成四年度の財務諸表を調製し、それから関係の書類を調製するときまでには何らかのつけ加えるようなガイドラインというものが出てくることを期待しておるわけでございします。

○東(祥)委員 次の質問に移ります。

現在の株式市況についてでございますが、現況が極めて低迷している中で、五月中旬にマスコミ等で中小証券会社の経営基盤が果たして大丈夫なんでしょうか、このような情報もたらされております。例えば、証券二十五社の三ヶ月決算は、全体の八割に当たる二十社が経常赤字に転落する厳しい内容となっている、こういう報道があるわけでございしますが、果たして中小証券会社の経営基盤は大丈夫なんでしょうか。

○松野(允)政府委員 確かに株式市況が非常に低迷をきわめておりまして、その中で証券会社の経営環境も非常に厳しいわけでございします。

現在まで明らかになっております決算、四年三ヶ月の決算は、上場会社、上場しております証券会社が出したものでございまして、中小証券会社すべてについての決算の数字がまだまとまってい

るわけではございません。しかし、いずれにいたしましても非常に赤字会社が多いということが予想されるわけでございします。しかしながら、五年間ほど株式市場は非常に好調でございまして、その間、中小証券会社の財産、財務体質というものが非常に強化をされております。

そういうことから考えますと、現在考えられておりますような赤字の水準であれば、少なくとも財産、財務体質から考えれば、直ちに経営上困難になるということはないというふうに考へております。もちろん、マクロでございしますから、ミクロで個々の証券会社を見たときにかなり経営状態が苦しくなつてくるというところもあるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、四年三ヶ月の赤字決算で直ちに経営が行き詰まるというふうな状況は、中小証券会社についてもまずないのではないかとこのように考へております。

○東(祥)委員 経営が悪化している証券会社の中で自己資本比率の状況といふことが、それはどういう状況になつておられますか。

○松野(允)政府委員 自己資本比率は証券会社の自己資本額と証券会社が持つておりますリスク、例えば保有債券の変動リスクなり、あるいはベシクシクな、基本的な営業費用、あるいは一部証券会社の貸し付け、信用取引に基づく貸し付けでございしますが、そういったようなもののリスクを積み上げてまして、そのリスクと自己資本との比率をとつております。自己資本の中から流動化されてない固定化された自己資本を引いた比率ということとで計算をしているわけでございしますが、全体の証券会社で見ても、これは二百十社ございしますが、四年三ヶ月、三月末現在でその自己資本比率が三・四％という数字でございします。ということは、端的に申し上げると、自己資本はリスクの三倍あるというところになるわけでございします。したがって、この数字だけを見れば、それほど自己資本比率が低い水準になつていふことは言えないと思ひます。ちなみに、一年前の三年三ヶ月は三七・一％ということになりました

ので、五七ポイント下がつていふことになるかと思ひます。

○東(祥)委員 それは比較的経営が悪化してない企業も含めた上での平均値なわけですね。悪い企業だけ、例えば自己資本比率二〇％以下の企業、これがどれくらいあるかということはお答え願ひしますか。

○松野(允)政府委員 信用機関でございしますので、なかなか個別の会社の状況はお答えを差し控へさせていたきたいわけでありまして、マクロ的に見まして、私も実は、行政上の考え方として自己資本比率一五％というのを一つの基準に置いております。一五％というものの、つまりリスクに対して資本の額が五割増しであるというふうな形になる。その一五％というのを一つの基準で考へておりますが、それを基準にいたしますと、一五％を割り込んでいふ証券会社は四年三月末で十五社ございします。

○東(祥)委員 ありがとうございます。

一般論として、大蔵大臣、景気はいつ回復するのでしょうか。

○羽田国務大臣 大変難しいあれでございしますけれども、確かに現在の経済情勢というのはいわゆる調整過程にあるというふうに思つております。設備投資につきましても、過去数年間大変高い伸びで設備投資が行われてきたということで、ストック調整、こういう動きがあらうと思つております。しかし一方では、労働需給は引き締まり基調で推移しておりますし、また住宅建設は最近回復の兆しが見られてきております。また、一般の資材等の在庫調整は割合と速いピッチで進んでおるといふように聞いております。そういう中で個人消費は、物価が比較的安定しておるといふことと雇用の所得というものが着実に伸びておるといふことで、類そのものは少し低くなつておりますけれども、全体の数でいいますとこれは底がたたく推移するといふふうに見込まれております。また、金利の低下の効果が、いわゆる住宅投資ですとかあるいは今必要とされておる時間の短縮のた

めのいわゆる省力化投資といったものにもいい方向を見せてきておるといふことでございまして、私もどなたもいたしましては、インフレなき持続可能な成長というもののへ向けて今進みつつあると思つております。

いつまでかということになりますと、これは大変あれでございしますけれども、しかし今日の状況が着実に進んでいくとするならば、私は多くの業種におきまして、年度の半ばごろにはおむね一巡していくであらうというふうに考へております。

○東(祥)委員 N T T株について質問します。

この点については、夏場でもあるいはまた今回の審議におかれましては種々議論されていふこととございしますが、N T T株は国民に対する大蔵省の大だましである、こういうことは昔間まだ言われ続けているわけでございします。大蔵大臣、N T T株に関連して、何かおやりにならうと思ひます。

○羽田国務大臣 この株について大蔵省の大だましと言われるのはちょっと困るので、市場に出しますときには事前に市場の動向といったものを手続によつて把握しながらこれに自然に値がついていったということでありまして、しかし、どうも一般の投資家の方々の中に釈然としない思いがあるということについては、私も承知いたしているところでございします。

この低迷の要因につきましては、もう細かくは申し上げませんけれども、例の六十三年のリクルート問題なんかで企業イメージというものが悪化してしまつたということがありましよう。また、分割論議等をめぐりまして先行きに対する不安な人というものを持たれたということ、あるいは新規参入業者とのN T Tの競争というものが激化しておるといふようなことでございまして、いわゆる業績というものが多少落ち込んでおるといふ事情があらうかと思つております。

ただ、株式全般との関連から申し上げますと、ちやうどN T Tの株式が下がつておりましたところ

に、証券会社あるいは信託銀行ですとか東京電力という金利に敏感な株、それから大型株といったものもほぼ同じような推移をたどって安くなってきたという状況でございまして、単にいわゆるNTT固有の要因のほかにそういった市場全体のものがあつたらう。これはまたいわゆる損失補てんですとかそういったものがあつたらうと思ひますし、またもう一つは、景気について全体的にはやはりバブルが崩壊したといひますか、そういった状況の中で下がってきたものであらうといふふうに思つております。

私もそういったしましては、こういった状況にあるNTTの株につきましては、まず投資家の信頼を回復しながら市場の活性化を図るということ、そういういろいろな手だてをしながら、これは本筋をやっていくべきであらうと思つております。ですから、そういったことをある程度担保することができるような、今度の委員会等をつくつて市場に信頼を取り戻すということが重要なことであらうということ、いろいろな、余りその先のことは考えるべきではないのではないのかなというのが率直な思ひであります。

○東(祥)委員 もう大蔵大臣は十分おわかりだと私は承知しているつもりなんですけれども、NTT株というのは、一般国民を株式市場に引き入れた象徴的な株ではないのか。東証における平均個人持ち株比率三三%ぐらい。今日現在NTT株の個人持ち株比率というのは六〇%強です。そういう意味で、一般国民を株式市場に引き入れた極めて象徴的な株ではないのか。それ以前は、セミプロあるいはプロのみが株売買をしていたと極論することができたかも知れない。このNTT株を通して多くの国民一般が入ってきた象徴的な株じゃないのか、それはまたバブルの時代を代表する株であつたと言ふこともできるかもしれませぬ。

今思ひますと、当時というのは、ガルブレイス教授の言葉を引き合いに出すまでもなく、ユー・フォーア、陶酔の熱病、これに冒されていたの

じゃないのか、そういう状況に多くの方々がバブル崩壊後気がついた。当時は、政府も政治家もそして多くの国民の方々も、何かおかしな感じがしないのか、しかしそれなりの見識を具体的に発言することができなかったんじゃないのか。そういう中で最高の見識を持ち、またその見識を発言しなければならぬ大蔵省もこの陶酔の熱病に冒されてしまったんじゃないのか。そして冒されただけではなくて、今度はNTT株の売り出し人という役割を持ったわけです。これではだれもがこの株に飛びつくのは当然ではないのか。

ある方は、家訓として株は絶対やらない、しかしバブルが始まる前、NTT株が第一次放出される、大蔵省がやっていたんだからということ、家訓を破つて株を買ふようになった。あるいはまた遺産を何とかして子供たちに明確な形で残しておきたい、それもまた、いまだかつて株市場になんか入つたことのない人が子供に一株渡すということもあつた。そこには厳然と大蔵省の中に、これも夏場で議論されたこととございしますが、証券局という証券状況全体を見守らなければならぬ一つの審判がある。もう一つは、プレーヤーとして理財局がこのNTT株を発行する、売り出してしまふ。したがつてこのような、ある意味で一般の国民の方々が株式市場にまさに陶酔の熱病に冒されて入つてしまつたんじゃないのか。もう民営化されたんだから何もなくていいのじゃないのか、それは余りにも国民の怒りを理解していかないことになるんじゃないのか。ただ単に株が低落する、それは自己責任の原則にのつれば当然のことです。問題は、大口投資家が損失補てんされた、それが明るみに出た、そこに国民の怒り、持つていき場のない怒りが爆発しているんじゃないのか。

これに對して大蔵大臣は、基本的には何もやらないといふふうに言つておられるわけですが、例えば航空会社の株主というのは、これは持ち株数によつて異なるのかかわりませんけれども、一年ぐらいたてばひよつとして安い航空券なんかもら

えるんじゃないのか、あるいはまた映画会社の株を持つていけば年にただの切符をいただくこともできるんじゃないのか。株それ自体をいじれということとを言つておられるんじゃないのか。もつと国民の怒りに對して、その怒りの本音がどこにあるのかという部分は大蔵大臣が、まさに見識ではなくて今ではもう胆識の時代に入つておられるらうと思ふのですが、行動を伴わなくては行けない。そういう意味では株主に対して何かしてあげることがあるんじゃないのか。いかがですか。

○羽田国務大臣 まず御認識をいただきたいと思ひますのは、何かNTTがただ一つ特別に下がつてしまつたということ、これがぜひ御理解いただきたいのは、先ほどもちよつと私申し上げましたように、ちよつとこの株の下落のタイプというものが、NTTですとかあるいは証券会社、あるいは信託銀行、あるいは電力会社、こういったものは全く同じパターンで下がつておるといふのが現状なんです。ですから、まず株というものがちよつと大きく天井知らずで上がったあのときから、そんなふうな形で下がつていったんだということではなくて御認識をいただきたいと思ふのです。

今お話があつたことは、何か特別に政府がどうこうしろという話じゃないんだ、株主に対する優遇策というもののついて何か考へるということでありまして、これは基本的にはこの経営主体でありますNTT自身がやはり考へていただかなければならぬ問題であらうといふふうに考へております。

ただ、今私どもの方に方々から聞かえてくる中に、例えば政府保有株式を民間株主に額面価格で譲渡をしたらどうだということですか、あるいはNTTが額面価格で買入れてこれを消却して減資するやうな形はどうなんだといふようなこともよく報道がなされております。しかし、こういうものについては、国有財産である政府保有株式を時価より大幅に下回るやうな価格で処分するといふやうなことになるんじゃないのか、どうもこれは国が損失補てんをしているんじゃないのかといふお

しかりなんかも受けることもあるであらうということ、私も私としてこういう形というのはなかなかとれないなという思ひが実はあります。それと同時に、もう既に売却された方々があるといふのが現状であらうと思つております。しかし、今御指摘がありましたように、企業というのは、株主の皆様方に対して、株を保有することによつて利益を得るやうにそれいろいろな工夫がなされておる、そういったことは考へるべきじゃないかといふことは私もよく念頭に置いておきたいと思つております。

ただ、一般の皆さん方が株式市場に、比較的今まで株に関係なかつた方が株という世界に入られたそのきっかけは、確かにこのNTTが大きなきの道を開いたといふことはあり得る。また、これが下落したために大きく離れていつてしまつたり、あるいは市場に對する信頼というものを何か失つてしまつたといふことがあるらうといふふうにも考へております。そういった点についても私もよく念頭に置いておきたいと思つております。

○東(祥)委員 御指摘のとおり、私は、NTT株のみが下がつたのだとか、そういうことは言つてなくて、重々その当時の状況を、ここに線グラフもありまして、日経平均株価の推移も全部ありますので、そういうのをわかつた上で、NTT株というのは特殊ですよ、今大臣がお認めになりましたとおり、一般の投資家がどつと入つてくる一つの機縁になつたことも事実です、また象徴的な株になつたのも、これも事実です、さらにまた他の株と違ふのは、大蔵省自身が売り出し人として役割を担つておられるということ、これもまた事実ですから、そういう意味では他の株とは極めて違ふんだ。

そういう意味で多くの一般投資家をまたこの株市場に持つてくるためには、このNTT株に關して何らかの責任といひますか、難しくなつてしまひますが、何らかの動きかけをする必要があるんじゃないのか。株市場に直接介入せよ、また損失

補てんせよと言っていることではなくて、今大臣のお言葉の中にありましたとおり、基本的にはNTT、民間企業がやらなければならぬわけですが、けれども、少なくとも売り出し人としての責任があるわけですから、例えば株主優遇あるいはまた株主優待、少なくともこういうことに関して大蔵大臣の意見としてNTTに郵政省を通じて言うことができないんじゃないのか。例えば一株持つていれば電話料金何%安くするとか、また新しい電話ができたならばそれをいち早く株を持って人にやってあげるといふサービスだとか、そういうことは業績に關係なく何らかの形でやるべきではないのか、こういう提言を私はさせていただいているわけですが、いかがですか。

○羽田國務大臣 この点につきましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、基本的にはNTTがその経営状況を考えながら自主的に判断すべき事項であらうというふうに考えておりますけれども、利益還元策を実施するという考え、こういうこともNTTが持つとするならば、私どももいたしまして、こうしたNTTの意向というものを十分配慮すべきであらうというふうに考えます。

○東(祥)委員 郵政大臣と御相談していただけたら。

○羽田國務大臣 今御指摘のあった点につきましては、郵政大臣の方にも報告したいと思ひます。

○東(祥)委員 関連して、JRR株またJT株の放出を考えているのかどうか、管轄の運輸省の方にも来ていただいておりますが、JRR株についていかがですか。

○鶴野説明員 御説明申し上げます。

JRR株式の売却は、JRR各社の完全民営化という国鉄改革の趣旨を達成するため、また清算事業団の長期債務の早期償還を図るためにも必要なものであり、株式市場の動向にも十分配慮をしながら今年度には売却を開始したいと考えております。現在、その準備のために、国鉄清算事業団の資産処分審議会におきまして売却方法等について検討

討いただいているところでございます。

なお、具体的な売却時期については、同審議会の審議結果あるいは株式市場の動向を踏まえまして、それから市場関係者の意見を伺って円滑な売却が図られるよう適切なタイミングを決定していきたいと思っております。

以上でございます。

○東(祥)委員 JRR株についてはいかがですか。

○寺村政府委員 JRR株式につきましては、法律で政府が株式総数の三分の二以上の保有を義務づけられておりますので、売却可能な株式総数は三分の一の六十六万株でございますが、これを平成四年度予算におきまして処分限度数としての授權をいただいたところでございます。

具体的な売却方法につきましては、現在国有財産中央審議会で御検討いただいているところでございます。また、具体的な売却の時期あるいは売却の進め方につきましては、JRR株式と同様、株式市場の動向等を十分見きわめる必要がございます。市場関係者の意見を参考にしながら、円滑な売却が図られるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○東(祥)委員 次に、証券取引等監視委員会の業務範囲について質問させていただきます。

主として、この監視委員会の業務範囲というのは証券取引法によつて規定されているわけですが、けれども、その証券取引法の対象範囲というのは今回第二弾目に行われる制度改革法案によつて大きく拡張されることになるわけです。例えばCPあるいは住宅ローン債権信託受益権あるいはCARDS等が証券取引法の対象有価証券となつて、また有価証券の私募の取り扱いが新たに証券業務となるなど、まさに第二弾目の法案によつて証券取引等監視委員会の業務範囲が拡充されると私は理解しておりますが、この監視委員会と制度改革法案とは密接に関連していると理解しておりますけれども、大蔵省としてのお考え、御見解を承りたいと思ひます。

○土田政府委員 ただいま委員の御指摘になります

したとおりであると理解しております。このたびこの二法案を提出させていただいているところでもございますが、この関連性につきましてまことに貴重な御指摘であつたと思ひます。

この証券取引等監視委員会は、今回のいわば二番目の制度改革法案において予定されております有価証券の定義の拡大、それから新たに証券業務とされる私募の取り扱いにも対応することになります。さらに加へまして、証券市場への子会社による新規参入に伴う弊害防止措置についても証券取引等監視委員会の検査の対象となるわけでございます。そのように、まさに御指摘のように両法案は相互に密接に関連しているものと考えております。

○東(祥)委員 監視委員会の機能について伺ひたいします。

大蔵大臣は、委員会に対して、特定の不正な案件が出てきたとする、それに対して調査させることが出来ますか。いかがですか。

○小川政府委員 新しい委員会に対して、各種の取引の公正の確保に係る規定の遵守状況のチェックの仕事が委任されるわけでございます。この仕事は、法律にありますが、委員会がその判断において独自に行うわけでございます。

ただ、お尋ねのように、行政部局の方で、行政遂行の必要上重要である、あるいは緊急にということと、ぜひ立入検査が実施され、その結果が欲しいというような状況が予想されるわけでございます。そうした場合には、行政部局は委員会に対してある種の検査の実施を要請するということがあり得ると存じますし、もともと委員会がそうした監督行政を実施していく上での検査を行うということを任務といたしているわけでございます。それから、検査のやり方についての独立性は当然確保しながらでございますが、こうした行政部局の検査の要請は十分尊重されるものというふうに考えるわけでございます。

○東(祥)委員 非常に線引きが難しい点なんだろうと思うのですが、私の聞いている論点と

いうのは、その委員会の独立性と、そして行政当局との連携性について聞いているわけですが、命ずることができるといふことであれば、つまり委員会の独立性に問題があるのじゃないのか。また、委員会が大蔵大臣に対してノーというふうに言つてしまへば、これは連携がうまくいっていないというところになってしまふのではないのか。この独立性と連携性についてどのようにお考えですか。

○小川政府委員 もとより、委員会と行政部局の連携というのは、具体的な組織間における実際の行政の中で行われることでございます。法律上は確かに独立性ということが非常に強く書かれていた経緯、趣旨を考えると、どこまでもこれは監督行政のために行政を行つていく部局の検査機能を委任しているわけでございます。そうした立法趣旨からいまして、新しい委員会と行政部局の間では、特に行政部局の方で具体的な検査の要請がある場合に十分な連絡協議、そして両者にとつて満足のいくような連携が図られるものというふうに思ひます。

○東(祥)委員 関連してこの点について質問いたしますが、政省令を昨日いただきました。第五十六条の関連で質問いたしますけれども、どういふ考えでこの委員会の立入検査の対象が決まるのでしょうか。

○小川政府委員 ただいまの点は、提出しております新しい証券取引法の五十六条に、証券取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関する検査を委員会に委任するというふうになつております。したがって、取引の公正の確保に係る規定でございます。それがさきにお出しいたしました法律案における政省令事項の主要事項として、五十六条で定めようとしているものの例示に挙げられているものでございます。

例えば、証券取引法五十条の断定的判断を提供した勧誘であるとか、あるいは大量推奨販売であるとか、あるいは第六十一条の証券の買い主に對

する信用供与制限であるとか、あるいは百二十九条のみ行為の禁止であるとか、いずれも取引の公正の確保に係る規定でございまして、こういった規定を政令で定めていきたいと考えているわけでございます。

○東(祥)委員 今のお話は、委員会は取引の公正性を考える、こういう視点で立入検査の対象が決まる。では、財務の健全性というのは本省が考えるのですか。イエスかノーかお願いします。

○小川政府委員 そのとおりでございます。取引の公正確保以外の部分の規定は残るわけでございまして、財務の方は御指摘のとおりでございます。

○東(祥)委員 そうしますと、財務の健全性ということに関しては委員会は関知しないということになります。同様に、大蔵省が財務の健全性の調査をする場合は、逆に公正性について無視するということになるわけですか。いかがですか。

○小川政府委員 行政組織でございますから、どこまでも所掌あるいは権限というものが法定されているわけでございます。その法律の分け方は、私が申し上げましたように、五十六条で「公正の確保に係る規定として政令で定める規定」、これは委員会の方に権限が委任される、それ以外は官房金融検査部ということになるわけでございます。

これは法律の定めでございますが、現実の検査において、例えば金融検査部が財務の関係の検査をしているときに取引の公正に係る規定に違反しているのではないかとというような事例に当たったときには、当然これは連携の問題といたしまして、委員会に対してその連絡をすることになりまして、うし、また逆に委員会の方で立入検査をしました過程において財務内容について何らかの問題ありと考える場合には、そうした状況をもとより行政部局に提供する、それが両者の連携の一つの形態でございます。

○東(祥)委員 まさに聞きたいところを答えてくだされたわけですが、基本的には、検査しているときに財務の健全性に何か問題があるとす

る、それをそのまま無視してあくまでも取引の公正性だけを追究している、他方、本省から派遣される検査部の人は財務の健全性のみを追究していて、取引の公正性に関しては無視する、そういうことがないように情報交換していくということだろうと思うのですが、それは法律上どこに担保されることになるのですか。

○小川政府委員 これは、大蔵省のもとにある証券局あるいはその他の局、それと委員会の関係でございまして、したがって、一つの省内において各部局が分担をして仕事をやっているわけでございまして、その間に相互に連絡が行われるのは大蔵大臣のもとで当然でございます。

それと同時に、繰り返しになりますが、今回の法律改正の趣旨が、委員会というのは、監督行政と検査行政というのを同じ省内であつてもできるだけ距離を置いた方がより透明であり、公正に映るといふところが問題の出発点でございました。その趣旨からいたしまして、逆に両者が密接な連携をとる、特にただいまのような目的のために密接な連携をとるといふのは当然のことだといふふうに考えるわけでございます。

○東(祥)委員 最後に、ファイアウォールの遵守についてはだれが見るのですか。これは委員会が責任を持つて見るのですか。お答え願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○小川政府委員 ただいまのお尋ねにつきまして、基本的には監視委員会の方で対象として見ていくということになると考えております。

○東(祥)委員 どうもありがとうございます。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 きょうは、証券取引に関連して郵政省に來てもらっています。来てますか。――きょうからの報道によりますと、郵政省は簡易生命保険資金の運用対象に、これまで禁止されていた株式の直接購入ができるようにする制度改革を検討しているということで、簡易保険局長が会見をしております。これは昭和六十二年度から、個別銘柄の選択はできないが、単独指定金銭信託の設

定が認められて、外郭団体の簡易保険福祉事業団に資金を貸し付け、さらに信託銀行に委託して運用するということをやっていたようでありまして、それをさらに株式の直接購入ができるようにする制度改革を要望するということですが、これは本当ですか。

○藤野説明員 お答え申し上げます。

簡易保険事業、生命保険事業でございまして、その資金は将来の保険金等の支払いに備えました長期的な資金でございまして、毎年着実に増加している資金でございまして、このような性格から、生命保険事業におきまして運用は安定、継続的な投資、長期保有を原則といたしまして、株式の含み益を初めといたしましたストックの確保を重視する必要があります。株式は簡保の運用対象として意義のあるものと考えております。

○正森委員 これは五月十四日に我が党の議員が参議院の通信委員会へ伺ったところによりますと、簡保が今福祉事業団に回しているお金は、九一年度末で残高が五兆五千五百億円、そのほかに郵貯の金融自由化対策資金からの委託金が九一年度末で一兆五千億円、合わせて七兆五千億円になつておるといふ答弁をされたようであります。そのときの答弁では、そのうちの約四割が株式として運用されているということをおっしゃったようですが、そのとおりですか。

○藤野説明員 お答え申し上げます。

簡保から簡保事業団に対して貸し付けを行いまして指定金銭信託を実施しておりますが、その金額は、三年度末で五兆五千五百億円でございます。貯金の自由化対策資金につきましては、私、数字を持ち合わせておりません。

○正森委員 そこで、五兆五千五百億円の四割近くを運用しているということになると、二兆二、三千億円になるのですけれども、昭和六十二年、三年度以降の運用ですと、六十二年、三年といつたら株価が非常に高かったときだから、現在は損失が出ています。目の子勘定だつてその損失は

五千億円を下らないんじゃないですか。評価損。

○藤野説明員 お答え申し上げます。

ただいまのような株式の状況でございまして、指定単の中に組み込んでおります株式につきましてもある程度の、いわゆる損というものが出ているところでございます。

○正森委員 明白に損が出ていると言つて認めましたね。

そこで、簡保局長はそういうぐあいに威勢のいい記者会見をしたんだけれども、その後でその夕刊からきょうの朝刊を見ますと、渡辺郵政相は、リスクを伴うため、国民に不安を与えるような株式運用には賛成できないということを記者会見で言つており、いろいろの新聞があります。事務局長の失態とか「根回し不足で実現遠のく」とか「事務当局が勇み足」とか、そういうことが出ていますね。大体簡保資金なんというのは、今あなたが明白に認めたように、平然と答えなければ、株式の運用で評価損が出ているというふうなことをしやあしやあ言うて、それにもかかわらず今度はもつと直接的に投資して、一年単位じゃなしに長期に運用しよう。今、いいですか、株価に対する配当の利回りは一割を割っているのですよ。そんなもので有利な運用ができるわけがないから、投機をやつてもうけなきやしょうがないじゃないですか。あなたの言つたことは、簡保資金を投機で活用してもうけます、こういうことを言つておられるわけであつて、渡辺郵政相が、そんな危ないことには同意できないと言つておられるのは当たり前の話なんですか。

ところが、そういう記者会見をやつて、各紙に出てくるにもかかわらず、事務当局が出てきて、依然として局長の言つたことを維持する。あなたは課長らしいが、郵政大臣の指揮命令下にあるのか、局長の指揮命令下にあるのか、どっちだ。

○藤野説明員 お答え申し上げます。

簡易保険局長の上は郵政大臣で、郵政大臣の指揮下にございまして、局長の指揮監督

下にあるとは認めなかったね。

そこで、大臣に伺いたいと思います。

報道によりますと、大臣もやはり簡保資金というふうなものをこういう方向で運用するということには賛成できないという意見を表明されておられるようでありますが、念のためにもう一度伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 この問題についての議論というのは、実は相当長い議論がございました。ただ、そのときの、いつも議論の結論をいたしましては、確かに簡保というものは、資金というものをこうやって運用しながら、安定してできるだけ高いものを皆さんに還元していくという一つの目的があるし、また、金融自由化という中であつては、やはり資金運用というものはいろいろと考える必要があろう。

ただ問題は、やはり国の制度で、またあるいは国の信用ということに基づいて国民からお預かりするということ、しかも将来国民にお返ししていくかなければならないというものであるということから、やはり運用は何よりも安全確実性という考え方がまた不可欠であろうということで、元本というものが保証されない株式に運用するということは、性格上なかなか難しいなということを実はこの間もここで答えをしたところであります。

○正森委員 郵政省に念のために申し上げておきますけれども、ここに私は四月十一日の読売新聞の朝刊を持ってきました。その中に、「崩れた株価」という特集をやった中に載っておりますが、こう言っております。

三月七日午後、自民党経済動向プロジェクトチームの亀井静香座長（政務調査会副会長）を中心に、証券大手四社の政策担当副社長らが緊急に集まり、株価対策についての秘密会合が開かれた。

「自社株取得の早期解禁と証券税制の早期見直しをお願いしたい」、「公的機関の株式運用の規制緩和を決め手になる」

業界側から出された意見は、これまでの要望

の域を出ないものだったが、関係者によると、証券各社の姿勢は鬼気迫るものさへ感じさせたという。

こうなっている。ここに公的資金の株式運用の規制緩和というのが入っているんじゃないですか。だから、あなた方がやろうとした、簡保局長がやろうとしたことは、まさにこの業界のやろうとしたことを、大臣の了承も得ず、根回しもしないで記者会見して業界に迎合したということじゃないですか。ここに書いてある、鬼気迫るものだったというその鬼気に当てられてやったんじやないですか。そんなことで国民の大事な金を預かっている公的機関の責任者が動まるのですか。まさに証券会社の要望したとおりじゃないか。

○藤野説明員 お答え申し上げます。

簡易保険局長が記者会見いたしました趣旨でございまして、最近先生おっしゃるような、公的資金によりまして株価対策というふうな話が出てまいりましたので、簡易保険局といたしましては従来から株式に投資すべきであるという考え方を保持しておりますので、それを述べたわけでございまして、株価対策という意識ではございません。

○正森委員 それは株価対策という意味ではございませんで、証券会社の希望と完全に合致しているんじゃないですか。そしてみずから、五兆五千五百億円、そのうちの四割は、株式で運用した部分については元本割れをしておるということを明白にこの公の場で認めているんじゃないですか。それなのに、そういう危険な方向にもっと乗り出そうとする。それは証券会社の要望を受けて以外に何があるのですか。国民のためでないことは明らかです。郵政省はよほど姿勢を正さなければいけないんじゃないですか。そのことを指摘して、次を伺いたいと思います。

法務省、来ていますか。——法務省に伺いたいと思いますが、大蔵省では、去年の東急株の大量推奨販売について行政的な措置の対象ということにはしましたが、百二十五条の二項一号ですが、

その点については消極的なまどめをしております。あなた方は捜査当局として捜査をしたはずであります。その結論はどうなっていますか。大蔵省の見解に追従して捜査当局ももうやめにしてしまったんですか。それともまだ調べて、何らかの方向を出すんですか。率直に答えてください。

○鶴田説明員 お答えいたします。

お尋ねの件は、昨年の七月十五日と七月十九日に東京地検が告発を受理しました野村証券に係る東急電鉄株の株価操縦の告発事件にかかわることだろうと思いますが、この事件については、告発を受けて以来関係者の取り調べあるいは関係証拠の収集等、捜査を行っておるところでございまして、現在もそれを継続しているところでござい

ます。

そういう状況でございまして、この事件に関連しまして、犯罪の成否について申し上げることは差し控えていただきたいと思います。申し上げるけれども、今御指摘があった証券取引法百二十五条二項一號の、私もいわれる変動操作の罪と言っておるわけですが、この罪が成立するには、問題になってい連の取引が、いわゆる誘引目的を持って、それから相場を変動させるべきといった性質を持つ取引であるということが証拠によって立証されなければならぬわけでありまして、この点については刑事裁判例は少ないわけですが、現在上告中ではございまして、協同飼料の事件に対する控訴審の判決がなされておりますので、そういった判決も十分踏まえながら、関係証拠を十分吟味し、適切に処理していきたい、こういうふうに考えております。

○正森委員 ここに「証券市場における適正な競争の促進等について」という資料を持てまいりました。その中に不正取引特別部会の中間報告書というのがあります。今課長が言いましたように、百二十五条にかかわる判例としては、日本鍛工事件に関する東京地方裁判所の判決と、協同飼料事件に関する東京地裁判決と昭和六十二年七月二十六日の東京高等裁判所の判決がある。これ

は釈迦に説法で、御存じのことです。そこで、伺っておきたいと思うのですが、構成要件上非常に問題になります売買取引の誘引等の目的の存在とか相場を動かさざるべき連の売買取引というふうな問題については、東京高等裁判所で被告らが有罪ということで控訴が棄却されたように、しかるべき検察側に有利な解釈がなされておるのではないのですか。しかも、その判決を私も読ませていただきましたが、相当、「寄り付き前から前日の終値より高い指値で買い注文を出す」とか、いろいろ四つ五つ細かい点について具体的な事例に当てはめながら分析をしておるというふうな面があると思います。

ですから、構成要件の上から法律が適用できないという点はないにもかかわらず、いろいろ捜査中であるから捜査の内容は言えないということですが、随分時間、もうたつております。一説によると、高裁の判決では不安であるから最高裁の判決が出るまで待とうか、そういうことだというふうなことも巷間言われているのです。しかし、最高裁の判決が出なければ何にもやらないというのは、検察の独自の判断というのでも、せつかく高裁の判決があるにもかかわらず、独自性を失うという点にもなると思っております。検察は、最高裁の判決待ちでゆっくりやっているのであるか。

○鶴田説明員 お答えいたします。

具体的な事件をどのように捜査し、あるいはどの時点で終了して処理するかということにつきましては、ちょっと私も法務当局からお答えできる事柄ではございませんし、やはりそれも広い意味では捜査の内容にわたることですのでお答えいたしかねるわけですが、いすれにしても、厳正公平、不偏不党の立場から事案の解明に努め、先ほど先生が御指摘になりました判決も十分踏まえながら適切に対処していくもの、そういうふうに考えております。

○正森委員 そこで、証券局に伺いたいのですが、証券局としては、百二十五条で告発するということは困難であるという結論を出しているわけですが、

が、今度の証取法の改正については、大量推奨販売という点について、今まで健全性省令であったものを法律に格上げして行政処分の対象にするという点にしようであります。私も、後ほど提出いたします修正案で、これは百九十九条の該当にして、この点については一年以下の懲役に科するということも必要ではないかというように思っているのですが、その点についてあなたの方の意見を伺って、質問を終わります。

○松野(元)政府委員 御指摘の、東急電鉄株に見られまして行き過ぎた大量推奨販売でございますが、これは、私も御提出申し上げております法律案では、五十条の禁止行為に格上げいたしますが規定がえをしたわけでございます。これは、五十四条ではいかにも業務執行体制云々ということとございまして極めて間接的過ぎるということとあわせて、行き過ぎた大量推奨販売行為自身が公正な価格形成を妨げるおそれがあるということとで、五十条の禁止行為にしたわけでございます。

もちろん、御指摘のように刑事罰の対象とするということも考えられるわけでございますが、この行き過ぎた大量推奨販売行為というのは、営業の実態の問題、あるいはその情報を社内というふうなふうに流したかというふうな問題、それから市場においてどういう執行が行われるかといういろいろな問題、要素を勘案して判断をしなければならぬわけでございまして、刑事罰の対象としようとする、非常にそこら辺の構成要件を厳格にすることが極めて難しい問題になり、あるいはそれが逆に脱法行為を呼ぶおそれがあるというふうな点、それから、機動的に対応できるというふうな点、それから、新しい監視委員会ができてこれを監視するということもございまして、そういうことを考えまして五十条の禁止行為というところで行政処分の対象としたわけでござい

ます。

○正森委員 終わります。

○太田委員長 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 証券取引等監視委員会は、三権

分立という観点から当然のこととしてこれは中立性の確保が重要であるわけでありますけれども、そのためには、まず委員長及び二人の委員の人事が問題になります。そのときに、大蔵省出身以外の人を採用すべきだと考えるのですが、どのような人を今想定しておられるか、そしてまた事務局も、他の省庁の役人はもちろんでありますけれども、民間企業出身者とかあるいは弁護士、会計士など幅広い方面から人材を確保すべきであると思

うわけでありますけれども、大臣の見解をお伺いいたします。

○羽田国務大臣 御指摘がございましたように、中立性といいますが、あるいは独立性というふうなこと、こういったものを確保していかなければならないということでございます。そういった意味から、やはり専門的な知識を持たれた方、そして、まさに公共性、こういった観点から慎重に人選を行う必要があるというふうなことを考えております。

その中で、具体的にどういう方というところはまだございせんけれども、例えば法曹界あるいは官界その他法律または経済に関する専門的な知識を有する中立的な立場にある方、こういった方を選任したらどうかというふうなことを考えていることを申し上げたいと思っております。

○伊藤(英)委員 政府の資料を見る限りでは、委員会や官房検査部の事務局はほとんど大蔵省出身者で占められるのではないかと思っております。そのように考えますと、今後の運営というのとはなかなか難しい局面が予想されるのではないかと私は思うのです。

具体的な事例で伺いますけれども、去年の九月四日の新聞報道によりますと、公立学校共済組合に対して証券会社が損失補てんを日経二二五でなされております。売買日は九〇年の二月二十一日でありました。まず、この取引は証券取引法の違反にはなりませんか。

○松野(元)政府委員 この取引につきましても、私どもいろいろと検討をしたわけでございます

が、法改正以前の事後的な損失補てんが禁止されていない段階では、この取引は証券取引法に違反するということにはならない、違反行為というふうには認定できないということになったわけでございます。

○伊藤(英)委員 この二月二十一日の状況を見てみますと、日経平均株価は千六百一十四円下がつています。前日も下がつております。千六百一十四円下がつた日であります。年初からの株価の状況、そしてこの二月に入ってから株式市場の動きから判断して、これは非常に不可解な取引と見えま

す。これは証券取引法第五十八条違反の疑いがあると見ることはできませんか。どうですか。

○松野(元)政府委員 証取法五十八条は、これは判例が一つあるわけでございますが、いわゆる詐欺的な行為を禁止する規定、「不正の手段」ということで表現されておりますが、詐欺的行為を禁止する規定でございまして、当該取引が取引の相手方を欺罔する詐欺的な行為があったというふうには認定ができません。たまたまございまして、法の五十八条には違反するということは言えないというふうなふうに考えられるわけでございます。

○伊藤(英)委員 私が指摘しておりますこの日経二二五は、自主ルールの中で自己売買が可能で、制度としていつでも悪用できることになってしまおうと思っております。しかも、それが定められた制度、ルールの範囲の中で実施をされることとしたしますと、違反かどうかの判定はなかなか難しいケースも想定されますよね。

一つは、この株式先物取引の日経二二五は、そしてまたこの自己売買ということは今後とも今のままで本当にいいのだろうか。これは株価操作が可能だろうと思っております。まず、この制度そのものは今後本当に今のままでいいと思うのかどう

か。そして、こうしたケースで考えますと、例えば大蔵省が認めているからという理由で、今度つく

る監視委員会は実は何もできないということになるのではないだろうか心配をするわけですが、いかがですか。二点。

○松野(元)政府委員 この日経二二五の先物取引を利用した損失補てん取引は、まず日経二二五を証券会社が自己取引として売り買いと両方建てておきまして、それを決済をして利益が出た方をお客の注文としてつけかえるわけでございまして、これについて私どもは、こういう問題が起こつてから防止策、予防策というのを考えたわけでござい

ます。

その一つとしては、日経二二五先物取引を始めるときに、それは証券会社の自己取引なのかあるいはお客から注文を受けた取引なのかというのをあらかじめ注文を出すときに明らかにするということとすればこの取引は防げるのではないかと

いうことでございまして、現在は、各証券会社に対して日経二二五の先物取引を市場に出すときは、それが自己の取引なのかあるいはお客から受けた注文なのかという点をはっきりとさせるように、社内での整理をするようにという指導を行っております。したがって、そういう指導で行われておりますと、監視委員会が検査に入りましたときにそれをチェックすれば、そういう不正な取引が行

われているかどうかというふうなことはチェックができるのではないかと。予防策としてそういうふうな形のを社内ルールとしてつくらせておりますので、その社内ルールをちゃんと守っているかどうかということをチェックできる体制にはなっているというふうなことを考えております。

○伊藤(英)委員 今のお話で、監視委員会がチェックをするときにも、日経二二五を使っているいろいろなことをやられたときに、これはなかなか認定が、本当はいろいろあるんだけれども、難しいということがあると思うのですが、それは大丈夫ということですか。

○松野(元)政府委員 今申し上げましたような社内規定に従って取引の自己、委託の別がはっきりとしておりますし、場合によっては、疑わしい場合には、取引相手方であります法人等に監視委員会から直接説明を聞く、あるいは検査をするという

ことは今度は可能でございますので、監視委

員会の権限をもつてすればそれは十分可能であるというふうな考えです。

○伊藤(英)委員 この証券取引等監視委員会が調査、検査の結果に基づいて大蔵大臣に勧告、建議を行うことになっております。それで、この改正大蔵省設置法の第十九条ですと、大蔵大臣は、勧告を受けたときはこれを尊重しなければならない、というふうになっております。この勧告、建議が行われたときに、大蔵大臣はどのくらいそれを尊重するのか、あるいは逆に言いますと、実際に勧告があつて実行しないことがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それは、この問題につきましては、行革審も日本版SEC的な組織を設置することを提言もしたりいたしましたし、この間ある本を読んでもありましたら、ある証券会社の方も、規制は日本版SECでやるのが一番いいんだ、そして、証券会社の経営には大蔵省が細かいことに口を出さない方がいい、それで違法行為があつたら徹底的にたたけばいいんだ、そういう考え方も言っているわけですが、いずれにしても、この勧告、建議をどのくらい守るのか、実行しないというふうなケースがあり得るのか、実行しないのか、いかがですか。

○小川政府委員 行政処分権は引き続き大蔵大臣のもとにございまして、行政処分を必要とする場合には、御指摘のとおり、十九条によつて委員会から大蔵大臣に勧告を行うわけでございまして、十九条の第二項には、大蔵大臣は、勧告を受けたときは尊重しなければならないという規定がございまして、また第三項には、勧告に基づいてつた措置について委員会は報告を求めることができると規定がございまして、この全体を通じて流れております精神は、当然のことながら、大蔵大臣は、こうした勧告を受けた場合には、特段の合理的理由がない限り、勧告に従つて行政処分等を行うのは当然であるというふうな考えです。それでは、行政処分を行わない、あるいはそれをやらないようなことがあり得るかどうかという点でございしますが、これは大蔵大臣が行政処分を

いたしますときには、当然、それに先立ち当事者に弁明の機会を与える審問手続が義務づけられております。そこにおける事実認定であるとかあるいは法令適用の誤りといったようなこと、その他全く、資本市場の安定をある種の処分をやることによって非常に損なうおそれがあるとか、特別の理由がある場合に行政処分を行わないということに法的には考えられないではありません。ただし、それは、今申し上げましたように、委員会に対しての報告を要しますし、また、委員会は全体の事務処理についていすれ公表するわけですから、仮に万が一そういう事態がある場合には、大蔵大臣にとつては国民を十分納得させるだけの合理的な事由がある、そういうときに限られると存じます。

○伊藤(英)委員 大蔵大臣にお伺いいたしますけれども、先般の一連の証券不祥事というのは、あれは何だつたんだろかというふうなことを思つたとき、私はこう思つたので、これは、証券業界と大蔵省の行政の關係、そして、いわゆる業者行政というべきものが問われたのではないかと私は思つたのです。その上で何うわけでありまして、証券各社がこの九二年の三月期の決算を発表しておりますけれども、その状況は大変厳しい、苦しい状況になっております。こういう状況が続きますと、救済、合併というふうないわゆる業界再編の可能性も想定されるのではないかと私は思つたのですが、こういうふうな事態になつて、行政と業界との關係をどのようにしていくのがよいと大蔵大臣は考えておられるか、お伺いいたします。

○羽田国務大臣 確かに御指摘のように、株価の低落ということもございまして、証券会社の決算におきましては、これが反映されておりました。かなりの会社が赤字決算となつておりました。また、証券会社の財務体質は相当充実されておりました。今般の赤字決算というものが、これによつてもういきなりどうこうなつてしまふというものではなからうというふうに思つており

ます。ただ、私たち行政といたしましては、やはり非常に国民的にも経済的にも大変大きな存在になつておるといふことで、十分この成り行きというものは見守つていきたいというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 業者との關係をどういうふうにこれから考えていかれることになりましたか。

○羽田国務大臣 こういったものに対して証券会社はどうするか、あるいは例えは、今のお話は合併なんということもお考えになつてかもしれませんけれども、こういったことについては、まさに証券会社みずから判断をすべきものであろうというふうに考えております。

ただ、私たちとしては、やはり一番の問題は、確かに株価の低迷の一つの大きな原因として、市況、市場に対する不信というふうなものが起こつてしまつておるといふことでありますから、まず基本的には、こういったものに対して信頼を取り戻すということの指導といひますか、そういったものを進めると同時に、今般の委員会等に十分機能していただいて、市場に対する信頼を取り戻すことが第一であらうというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 時間が参りました。終わります。ありがとうございました。

○太田委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、宮澤総理大臣の御出席をいただき、羽田大蔵大臣とともに、当面するこの証券の問題がございすけれども、それに先立ちまして、去る五月十二日、十三日の両日、日本・EC議員會議の第十三回會議がストラスブルで行われました。日本・EC議員會議は倉成さんが会長を初めからしておられまして、私も副会長として長くこれに参加をさせていただいているのであります。国会開会中にもかかわらず、會議が行われ

ましたので、出席をさせていただきました。

今回のこの日本・EC議員會議は、私も長年やつておりました者にとつては、大変実は新しい段階を迎えた會議だといふふうに私たちは認識をいたしました。それはどういふことかと申しますと、これまで、例えばドル委員委員長あるいは外交担当のアンドリュ・セン副委員長に表敬訪問をするといふような日程が組まれておりましたけれども、たびたびこれが向こう側からキャンセルをされるといふ事態がございました。しかし今回は、ドル委員委員長、アンドリュ・セン副委員長がみずから私どもの會議の席上に参りまして、約一時間、自分たちの見解を述べ、私たちの質疑応答に答えるといふ極めて好意的な會議の状態でございました。私は、日本がいろいろな点でだんだんと力をつけてまいりまして、ECとしても日本といふものを正しく評価する段階に参つたのではないかと、こういう感じがいたしておるわけであります。

この會議が参りまして、かねてから問題になつておりましたところのフランスのリセ・フランコ・ジャボネ、富士見町にございすフランス人学校の問題について、最近、私も日仏議員連盟の者がいろいろと努力をいたしまして、港北ニュータウンに適地を見つけ、そこへの移転等について努力をいたしておりました。四月中旬にフランス政府から、フランス側の理由によつてこの話はもうやめにする、こういう連絡が入つてまいつたわけでございす。実はこの問題は、フランス側とすれば、富士見町にありす施設を売つて、その施設の収入によつて新たな場所に土地と建物を建てたい、という問題でございました。

この問題の経緯をちよつと簡単に申し上げておきますと、お聞きになつておる皆さんは事情がわからないと思ひますので、これのそもそものもとなりますのは、実はミッテラン大統領が一九八二年、日本に公式訪問されまして、「迎賓館におけるミッテラン大統領と鈴木善幸首相との會談後」にミッテラン大統領が記者団に行つた言明「一九八二年四月十五日」、こういうことで実は文書が

でございます。

今日は、まず鈴木首相と私との間で約一時間の首脳会談を行い、次いで閣僚を含めた拡大会議を同じく約一時間行なった。

会議は主として日仏間の二国間交流について、その現状や内容を検討し、その発展の見通しや、発展させるべき方向を話し合い、両国の利害関係が一致しているか、一致していない場合はいかにすれば一致させられるかなどを討議した。

最後に私たちは日仏文化関係の発展に関連する問題を議題とした。この発展はとくにパリの日本会館と東京のフランス会館の実現という形で具体化することになる、いくつかの基本的方向に沿って進められるべきものである。これら両会館はそれぞれの国が相手国にもつ知的、科学的中心地となる性格のもので、できる限り近い将来に建設される必要がある。すなわち来年も着工が可能だと考えられる。

こうなっておりますが、さらに記者会見のクラブで話しておりますが、同じく四月十五日、

パリの日本会館、東京のフランス会館、青少年交流の推進、文化交流の発展、その他に外国語教育の分野をはじめとする多くの組織的なキャンペーンなどを通して、フランス政府は、世界史の中で偉大な地位を占める国の一つである日本に対するフランス人の関心と知識を高め、深めるよう努める所存である。しかし、日本もフランスの不在に余りにも憤れてしまったように思われるので、これから私たちも努力してフランスの存在感を強めるつもりであり、そのことを日本の方々に認識していただく必要がある。

こういうコメントが実は発表されているわけであります。

当時、総理大臣は官房長官をしておいでになりまして、ミッテラン大統領の午さん会に私も実はお招きをいただきました。非常にありがたく感謝

をいたしているわけでございます。この問題が実は今日も実現をしていないというのが現実の問題でございます。

その中で、実は一九八八年の暮れに、私、パリで社会民主主義の大会がございまして、それに出席をして帰りますときに、フランス大使館が、ちょうどニコール・ド・パリの少し川上の方に、実はこの土地が日仏会館の建設予定地でありまして、この七を教えてくれました。この予定地というのは千七百五十平米でございます。フランス側としては、これを向こうの言葉で言いますと、一フランの賃貸料で四十九年間お貸しをします。シンボリックな賃貸料と言っておりますけれども、これは差し上げるわけではありませぬということですが、実質的には無償貸与の形でこの土地を提供する。そして、これについては平岩さんを中心とする日本側の方がその文化会館の建物については費用を出して建設をされる、こういうことになつておるのを見て帰ったところでございまして、

帰りましたときに、実は日仏議連の会合が急に招集をされました。当時のドラン大使が、実は目黒にある土地に日仏文化会館とリセフランコジャポネを移動して処理をしてほしいというお話が出てまいったわけでございまして。その後実はいろいろと紆余曲折がございまして、私も大変努力をして、フランス側の負担にならないように努力をしたのでありますけれども、この目黒における東京営林局の跡地の問題というのはフランス側からキャンセルをされるということになったのでございまして。

その後、ちょうど一九八九年、パリの二百年祭、フランス革命二百年祭の前に、実はフランスの商工会議所の関係者の方が私のところに来られました。実は堀さん、日本政府はいよいよあの市ヶ谷の土地に、あそこをおつ壊してリセを建てよう、こういうことを言っております。しかし、あそこは十分な面積もないので、あそこを建ててもとも二、三年したらまた足らなくなります。ドイツは今横浜市を開発をしておる港北ニュータウンに

既に敷地を予定をしてドイツの学校を建てていまして、堀さん、ひとつ何とかエリゼ宮に話をしていたら、今の市ヶ谷に建てるのではなくて港北ニュータウンのような広いところに、土地の余裕のあるところに建てるように話をしてくれませんかというのがフランスの商工会議所の幹部の皆さんの要請でございましたから、またまた私はこの二百年祭に招待を受けておりましたので、エリゼ宮でクリスチャン・ソーテュー大統領補佐官に会いましてこの話を伝えて、実は日本の、在日のフランス人の皆さんは余裕のあるところをやつてほしい、こういうことなので、ひとつ大統領に話をしまして新しい余裕のあるところに移るようになつて方を変えてもらえないだろうかという話をいたしました。その結果、フランス政府側も、港北ニュータウンにおける私たちが選定をいたしました場所に移ろう、こういうことになつたのであります。ところが、時期がだんだんおくれまいりますと、御承知のように、このフランコジャポネの土地が、かなり高かったのがどんどん値下がりをしてまいりました。

この土地は実は普通の土地ではなくて、東京都が文教地区と指定をしておりますから、この土地には貸しマンションとか貸しビルを建てるわけにはいきません。制約された土地なのであります。しかし、何とかしたいということで、柿澤さんや皆さんのお骨折りの結果、三和銀行に関係する皆さんがその新しい買い主を見つけてくれて、ことしの一月二十四日には実は入札が行われまして、テナポラーリという会社が九十五億円でこれを入札をしてくれたわけでありまして。

しかし実際には、この港北ニュータウンでフランス側が希望しております二・五ヘクタールというものは九十五億円で、ちよつと処理が困難になつてまいっておりますので、私たちは竹下会長とも相談をいたしまして、横浜市の高秀市長にも協力を願つて、その隣が横浜市の小学校、中学校の敷地になつておりますので、〇・五ヘクタールぐらいをひとつ横浜市で買つていただいで、し

かし横浜市といえども、その土地を買つても、フランス側に賃貸で貸す場合の費用はどこから出してもらなければ困ります。こういう話でございまして、当然それは何らかの財団をつくつて、そこからの支援をいたしましょうということで、実は平岩さんにもお話をいたしました。いろいろな点での御協力をお願いしておりました最中に、フランス政府側から、もうやめたという話が参つたわけでありまして。

そこで、しかしもしあそこをやめたといつたしますと、あの土地が上がる見込みはありませんし、ますます児童がふえてくれば、これは日仏間の関係の、実は非常にのどに骨の刺さつたような問題として残つてまいりますので、これだけはどうしても何とかしたいと思つて、実はストラスブルの帰りにパリに回つまして、今ミッテランのシェールバをしておりますところのマダム・ローベルジャンに会いまして、経過の話をいたしました。そうしたら、マダム・ローベルジャンも、大統領も非常にこの問題について関心を持っており、宮澤総理がおいでになつたときにもたしかお話が出たと思う、ついでには担当のジャン・レビーという方に会つてくださ、こういうことで、その後レビーさんにお会いをいたしました。レビーさんの方のお話は、フランス政府の現状では新しく財政支出をして移転をするということは到底不可能なものだからお断りした、こういうことでありますから、では私たちは、今すぐできるわけではないが、少し時間をかけて、少なくとも予定通り港北ニュータウンにリセを移転をしてみたら、そ

して、そこでかなり余裕のある地域で子供たちが勉強をしてもらえるようにいろいろな工夫をしていける最中に、あなた方が一方的に断つてきたのでは、これはどうにもならないという話をいたしました。いや、皆さんの方でそこまで考えていただいているのなら、堀さん、皆さんにお任せをします。フランス政府としての財政負担がないのなら、それはもう皆さんの御好意に非常に感謝をし、私どもとしてもその方向でやつていただくことを望

みます、こういうことに実はなつてまいりました。

帰つてまいりましたのは十七日でありましたが、十八日のお昼に日仏議連の会長の竹下さんにお会いをいたしまして、このことを御報告をいたしました。そして、現在の私の構想というのは、この学校の問題だけでは実は片がつかないのでございまして、さつき読み上げましたように、この日仏文化会館の処理をしなければなりません、フランスへ参りまして、前の西歐一課長でありました桂さんが参事官をしております、総理がおいでになつて向こう側は何かオーケーをしたように聞いたけれどもどうかと言いましたら、実はまだそこまでいっておりません、こういうような話で、どうも今のフランスの文化会館の問題というのは、こちらの日本の問題が片づかなければ、向こう側としてもどうも動かないということのようでありまして、この問題を、まずリセを片づけ、文化会館もあわせて片づけるということにしなければ、なかなか問題は解決しない。そういうことで、これをセツトに考えますためには、やはりプラスアルファの資金が必要になる、こう考えまして、私は竹下さんに、ひとつ日仏文化教育振興財団というふうな財団を国の費用と民間の費用を合わせたものでつくりまして、その財団の運用収入を利用しながらリセの問題も処理する。大体こういう学校の問題については、国が金を出したりする性格のものではございませんから、直接に国が支出をするわけにはまいりませんけれども、そういう民間と公的なものの財団が横浜市の買つてくれた土地の土地代の賃料だけを払うぐらゐのことは可能ではないかということをお話したところにお話いたしました、何とかひとつ、これは総理もこの間お出かけになつてお話をあつたことだろうと思ひますが、この際ひとつ、そういう官民合同になるところの日仏文化教育振興財団というふうなものを考へて、全体としてこの一九八一年の鈴木・ミッテラン会談における日仏文化問題の解決をしたい、こう考へておるのでありますが、この件についてひとつ総理の御見解を承りたいと思うので

ございます。

○宮澤内閣総理大臣 ただいま堀委員の御指摘になりました問題は、仰せのごとく、この発端の鈴木内閣の時点で、鈴木首相とミッテラン大統領との話に出た問題でございましたので、私も当時のいきさつを記憶をいたしております。

そして、それ以後今日まで、この問題につきまして堀委員が非常に関心をお持ちくださつて、これはやはり日仏両国の関係ということから見まして、殊に最近非常に両国の関係が近くなつてまいりましたことがございまして、非常に大事な問題であると思つておりますので、堀委員が大変な関心をお持ちいただいていることに私敬意を表するものでございます。

実は、私もそういう背景を存じておりましたので、先般、先月の末から今月の初めにかけまして、ごく短期間でございしましたがヨーロッパへ参りましたときに、この問題に、ペレゴボ首相の、これは昼食を兼ねてワーキングランチと申しますか、そういう機会がございまして、私の方から触れました。

それは、我が国といたしましては、これは先ほど御指摘のように、パリに文化会館をつくる、その土地の選択の問題につきましてもなるべく早く促進を願いたいという立場でございまして、そういう日仏間の案件としてこの問題に触れたわけでございますが、もちろんペレゴボ首相もこのことはよく知つておられて、大変に大事な問題であるというところでは認識に相違はないのでございしますが、そのときにちょうどデュマ外務大臣はたしかこの場におらなかつたのだかと思ひますが、外交担当のキージュマンという閣外大臣と思ひます、大臣から、このことは自分よく知つております、それで日仏文化会館の問題と東京のリセの移転の問題、今御指摘になりましたこれとは何も自分の方で、どう申しますか、はかりにかけて、てんびんにかけておるというふうなわけではないのです、ないのですが、同時に、しかし日本におけるこのリセの問題、フランスの文化施設

の問題についてはフランスとしてもいろいろな問題を抱えております、そういう表現でございすけれども、二つのことは無関係ではない、率直に言えばそういうことを少し遠回しに言われたということだと思ひます。

私はそれに対して、実はリセの問題については、我が国でも非常に熱心に推進しておられる方々がたくさんあつて、政府もこれには協力をしてきた、詳しいことは御存じであらうから省略しますが、でも、横浜の港北ニュータウンがよからうということでも、横濱の港北ニュータウンがよからうという日本経済に大きな変動があつて、土地価格がいわば値上がりをしていくものが値下がりをするというふうなことで、そこでそのリセの移転について財源の上での問題が生じているというふうには私は理解をしております。それに對しては、キージュマン大臣は、自分の方も現在この問題をどうしようか、検討しているところだというお話でありました。私は、我々としても文化会館は、せっかくいいお話で、もう大分時間もたつていてございまして、ぜひやりたいと思つてゐるが、リセの問題も、それはフランス側にとっては大事な問題でございまして、お互いによく相談をしてみようというふうなことで、一応その場の話はそういうことで、問題を将来に残しておるわけでございます。

そこで、御存じのように、ここに來まして、E C、先ほどドロール委員長のお話でございましたが、E C全体もそうでございしますが、殊にフランスの対日接近と申しますか、そういう動きはかなりの顯著でございまして、また、これは従来のことから考へますと喜ばしいこととございまして、この問題が何とか、おっしゃいますように、とげにならないように解決をするならば大変にいいことである。もともと両方とも大変善意から出た話でございまして、それが案にこじれて悪い話になつてしまつたのでは、これは思ひないこととございすから、何かやりやうがないものだらうかということは、私も痛切に考へております。

堀委員の方で、先ほど広い意味での基金と言われましたが、そういうようなことができないだらうかとおっしゃいましたことは、実は初めて伺いますものですか、それにつきましても、確かにこういうことを申し上げることはできませんけれども、この問題が日仏両国の関係、ひいては我が国とそれからE Cとの関係に、事柄は何でもないやうであつたのですが、実はその処理を誤りますと、まさに骨の髄の問題になりやういので、大切な問題として考へていく必要があるであらう、こう思ひますことにつきましては、堀委員の御質問の基本的な趣旨には私も十分共感をいたしております。

○堀委員 今のお答えで、私も当面、これからの問題でございまして、総理がそういうふうに認識をいただいたこと、大変ありがたく思つております。

ただ、大蔵大臣、ちよつとこの問題の問題点というのは、実は国際交流基金というのがございまして、先進国に對しての資金が出せるわけでございますが、この外国人学校というのは、日本でもフランスにもつくつておりますけれども、自前で土地を買つて学校を建ててゐるわけで、これは世界共通のことでありまして、リセに對して私どもは国の資金で何かをするという気は実は私もないのであります。しかし、要するに、広い意味での文化、教育振興のための財団というものを民間と協力して国も出資をしながら立てて、その財団の運用資金によつて、実は、例えば横浜市が買つてくれた土地の借り賃を横浜市に払うというの、これは何も国の費用がリセの土地に行くわけではございませんし、さらにあの問題の、今度は文化会館の問題にいたしましても、これは日本側が建てる問題ですから、それがやはり日本で建てた場合に、フランスの問題は別であります、日本の費用でフランスに建てるのでありますが、日本のものはやはり日本で建てなければなりませんから、そのためには東京都やその他自治体の御協力もいただながら、やはり日仏文化教育振興財団

のような協力ができるような体制をつくるということが、私はどうもこの問題には避けて通れないと思ひますので、ひとつ大蔵省としても少し前向きな検討を進めていただきたいと思います。

きょう結論を伺おうなどとは思っておりませんが、どちらにしても、この解決をしないと、せっかく実は今フランスとの関係が大変よくなってきたというふう感じておる中で、またこれが停とんとするといふようなことは、日本の国際的な将来に非常に問題があると思ひますので、ひとつ大蔵省としても、この問題についての前向きの御検討をいただきたいと思いますので、御答弁をひとつお願いいたします。

○羽田國務大臣　まず、この問題につきまして、今総理からお話がありましたけれども、堀先生が大変御苦勞なさってきたというのを私自身もよく存じ上げておりました。ただ港北ニュータウンの話はうまく進んでいるものかと思つておりましたが、何かちよつと残念なことに今なつておるといふことであります。

今総理も、こういった問題、日仏関係という中で非常に重要な問題であるといふことで、堀先生の基本的なお考え方というもので、堀先生のものについては、まさにその御趣旨というものに賛成といふますが、そういった御意思を尊重したいといふお話であつたわけでございます。

ただ、今国際交流基金がやれる仕事というものの、知的な交流ですとかあるいは科学分野での親善交流ですとか、草の根の交流ですとか、そういったこと、あるいは日本語の熱が世界じゅうに今非常に高いものから、こういったものに対する支援なんといふことをやっておるわけでありまして、そういう中で一体今お話があつたものとどうかみ合うことができるか、この辺はもう少し勉強してみないとならないと思ひますので、いろいろ、日仏関係の間で何か本當に考えることができるのか、いつまでもただ放置しておくといふことはなかなか難しいんだなといふこと、いろいろと私どもも感ずるわけでございまして、これから

らもよく連絡をとりながら、果たして国でやることのできるのか、あるいは本當に民間を動かすためにはどうしたらいいのか、そんなことも含めながら、さらに先生と一緒に勉強させていただきたいと思つております。

○堀委員　どうもありがとうございます。

次に、新聞の記事をちよつと読み上げますが、実は昨年の十二月十五日の日本経済新聞でございまして、宮沢首相は十四日、これは昨年の十二月十四日であります。「十四日午後、都内のホテルに加藤官房長官、近藤、石原副官長らを集め、国会会期末と来年度予算編成を前に、いろいろ「景気対策など当面の懸案の処理について約二時間半協議した。この中で首相は景気が減速局面に入っているとの認識を示し、来年度予算編成の中で財政・金融両面から積極的な景気対策を実施する考えを強調した。」と。そして「協議で首相は「経済成長がゼロになるまでは、景気が底堅いといえるのかどうか」と、経済企画庁などの経済報告に疑問を示し、景気の先行きに懸念を表明した。こうした認識に立つて財政・金融政策の機動的運営で景気回復に乗り出す必要性を強調した。」これは昨年の十二月十五日の日本経済新聞の朝刊の記事でございます。

そして、実はこれを受けて、その次の十七日の日には、

企画庁は最近、景気の現状を説明する際に「底堅い」という表現を多用するようになった。「減速しながらも拡大している」「拡大テンポが減速している」といったこれまでの表現に対して「わかりにくい」「現状認識が甘い」という批判が官邸や自民党から強まってきたのに配慮したためだ。ただ足元の設備投資や個人消費はしっかりしているほか、有効求人倍率や設備稼働率もなお高水準と判断しており「後退局面とみるのは尚早」（調査局）としている。

しかし、宮沢首相はこの「底堅い」という現状認識にも批判的な見解を示した。こういうふうな記事が実は出ているわけでございます。

ます。

そして、実はこの三月の二十二日に御承知のようにQ.E.が発表になりました。これは三月二十二日ですか、企画庁、ちよつと答弁してください。

○吉富政府委員　その日に出ております。

○堀委員　そこで、実は初めて、一九九一年のGNPの年率表示の成長率、実質が一・三が八・三、四・六が二・八、七・九が二・〇、そして十一・二が三角で〇・二と、こういう発表が三月二十二日にされているわけでありまして。

私は、大蔵委員会に約三十年余り席を置きました、経済見通しの問題その他についていろいろと議論をしてまいりましたが、常に感じますことは、官庁エコノミストの判断は大体一クオーター半から二クオーターはどうしてもおくれるといふのが私のこれまでの感じでございます。まさに総理が十二月十五日にこういうふうにおっしゃつて、そして、この十一月十二月がマイナス成長であつたといふのは、実は三月の終わりになつてわかつたといふことでありますから、ちよつと一クオーター実はおくれるわけでございます。

それはどうしてかという、大体これは大蔵省も、恐らく経済企画庁もそうでありまして、確実なデータをもとに判断したい。それは確かに、間違ひなく、確実なデータの積み重ねのような判断が間違ひがないのだらうと思ひますが、経済といふのは生き物で、どんどん動いているのでありますから、データが完全にそろつていゝのはどうしても一クオーターか二クオーター半、長い場合には二クオーターおくれなければ十分なデータがそろわないといふのが実情ではないか、こんな感じが私はしてならないわけでございます。

そこで実は、これからのこういう経済の対策について、日本銀行は御承知のように短期経済観測といふので企業側からの資料をとっておられるわけでありまして、この日本銀行も、それならタイムリーであるかといふと、ちよつとこどもやはり一種の官庁でございまいしょうか、実はどう

もラグがあるような感じがしてなりません。

と申しますのは、ことしの三月十七日に三重野総裁、大蔵委員会に来ていただきました。要するに、マネーサプライがどうも締め過ぎているんじゃないでしょうか、国際的な流動性が非常に下がつてきておりました、国際的な流動性の下がつた最大の要因は、日本の流動性が非常に下がっているといふことだといふ点については三重野さんもさうだとおっしゃつたのであります。私が、マネーサプライが少し低過ぎるんじゃないだろうか、こういう問いに対しては、「委員の今御指摘のとおりでございますが、まず日本のマネーサプライの伸びが低い、これは確かに伸び率は低くなつておりますけれども、これはもう委員先刻御承知のとおり、過去数年間の非常な緩和がございまして、ストック、この関係で見ますと、例えばGNPとの比較で、マネーサプライのkとかあるいはその逆数である流通速度から見ますと、傾向線より下になつたのが今ようやく上がつてきたといふことで、特に非常にストックとして足りな

いといふことではないと思ひます。」こういうお答えでございます。

その後、御承知のように、日本銀行は四月の初めに公定歩合を〇・七五%下げられました。普通の経済状態のときには、公定歩合が〇・七五%下がれば、株価がこれに反応するといふのが一般的原則でございますけれども、要するに、資金がタイトになつておれば、金利が下がつても、実質的には安い金利で借りようにも資金がタイトで入らないといふことが今の、これが最後だといふ認識もあつたかもしれないが、株価は逆に下がつたといふことになつていゝのではないだろうか、私はこういう感じがいたしてなりません。

そこで、ちよつとお手元に、マネーサプライのkと、それから近年のマネーサプライの増加率といふのを配りをいたしました。データは一九八七年一月からことし、九二年の三月までのものをここに書いておきますけれども、確かに総裁がお話しになりましたように、九〇年の一月、当時は一一・五と

いうことで、十月あたりまでは非常に高いマネーサプライが続いておりましたが、三重野総裁が交代をされてから公定歩合の引き上げが行われまして、九・九、八・五というところからだんだんと下がってまいりまして、そして昨年の十二月には二・〇、一月一・八、二月一・六、三月一・八、四月はまだ発表にならぬと思いますが、恐らくこの一・八程度ではないだろうか、こう思うのであります。そこでマネーサプライを緩めたら直ちにそれなら資金がどんどんふえてくるかという、これまたやはり一クオーターぐらいたつていかなければ、徐々にふやしていく中で、時間がたつて十分な流動性が確保されることにならない、こういうことではないだろうか、こういう感じがしてならないのであります。

ですから、あわせて総裁がマースシャルの話をなさいました。その一年くらい前に、自民党の方で大いに金利を下げるというお話がちょっとあったときに、そのときは、実は私は、まだマースシャルのkが大きいものだから、委員の皆さんにマースシャルのkのこういう図面をお配りをして、まだマースシャルのkが高いから、やはりもう少し引き締めが必要だということを申し上げたのであります。この今のマースシャルのkの方のトレンドの見方でありまして、少なくとも一九七〇年のトレンド、一九七五年のトレンド、一九八〇年のトレンドという三本の線を引いて今日のマースシャルのkを見ておられます、おおむねもうマースシャルのkも傾向線のところまで来ておるのであって、これ以上マネーサプライを締めつけておくということ、今OECDでパリでやられておりますことでも、アメリカその他が日本の内需拡大を求めていることに対して、やはり国内的に最も重要な金融面の問題については、総合的な判断の中で日本銀行もこの問題について考えていただきたい、私はこう思うのであります。

それに先立ちまして、総理はそういう意味で大変先見性を持って既に昨年に経済の下降について御指摘になったのであります。今私がこうい

ふうに申し上げております金融の基本的な対策、問題については、経済の専門家であり総理はどんなふうにお感じになっておるかをまず最初に伺いたいと思います。

○富澤内閣総理大臣 当委員会には、大変私自身長いことお世話になってまいりましたし、また、殊に堀委員には三十年余りにわたって御教示をいただいております。そういう立場から、多少申し上げることが長くなるかもしれませんが、どうぞお許しをいただきたいと思ひます。

まず、官庁による経済予測でございますが、それはやはり役所でございまして、確かなデータを得るだけ早く集めて、そして分析をし予測をするという、大変に一生懸命関係の諸君はやつてくれていると思ひます。私は、殊に経済企画庁には五年ほどおりましたものですから、そういう意味で友人もたくさんおりますし、そういう努力も知っておりますが、やはりそういう性格のものでございまして、ある程度予測におくれがあるというところは、本来私はそういうものであろう、そこはこれからそういうものとしてそれを受け取つて、その上でお互いに判断をするということ、これは本来的にそういうものが不可避的にあるのではないかと感じています。私はいましております。そこを自分の勘でもって物を動かすといううなことは、やはり役所というものはしてはならないところであらう。

先ほど堀委員がQEのことをおっしゃいました。十一月のQEのことをおっしゃいました、今お互いが一番知りたいのは一三月がどうなっているかということでございまして、このQEも六月にならなければ出てこない。それでも、QEという言葉が示しますように、これはクイックエスティメートでございまして、遅くなつてはいけないということで非常に努力をして、そしてこれを出している。それで、しかも一三が六月にしかわからないという、ここは私はやはり役所というものの持つてある一つの使命あるいは仕組み等々から、その点はむしろしんしゃくしてこちら

が考えるべきものではないかという気持ちを持っております。したがって、私が昨年の暮れにそういうことを申しましたのも、むしろそれを批判するということではなくて、我々としてはそれをもとに現状をどう判断するかということではないかということを言おうとしたのでございします。

アメリカなんかでも、御承知のように随分そういう批判がございしますものだから、大変に早い予測をいたしますけれども、すぐに修正をする、あるいはいろいろな予測が出てきて過剰反応があったりするようないこともございします。そういうことを考えますと、私はやはり経済企画庁を中心に出していろいろな資料なりなんなりをお互いが自分の立場で読んで、そして見通しを立てる、そういうことが大事なのではないかというところ、大変長くなりましたが、一つ感じております。デフュージョンインデックスにいたしましたも日銀の短観にいたしましたも、やはりおのおの多かれ少なかれそういう性格を持っておりますのではないかと思います。

さて、後段の部分でございしますが、確かにマースシャルのkにいたしましてマネーサプライにしまして、M2プラスCDで日銀は見ている、郵便貯金は入っていないといううなことでございしますけれども、非常にマネーサプライが小さくなつていまして、これは私も堀委員と御同様に何度も日銀総裁にそういうお話を、御所見を聞くという意味でしてありますが、私の持つておりますたゞいまの印象は、どうも銀行側のお話というものは、いや、銀行は決して貸し惜しみをしておるのではございしません、不動産についてはそういう部分はございしますけれども、それは全体でいえば大きな部分ではない、むしろ資金需要がなかなか出てこないのだというのが銀行側の多くの方々の説明である。どうもしかし、それが全部本当であらうかという点も実はございしますので、銀行の方々に言わせまして、やはりエクイティーファイナンスが非常に楽であった時代に企業家はもう金利というものを払わなくてもほとんどただのお金が使えた、

公定歩合が下がったといつても、今さら金利のつく金を借りる気にはなりません、まあそこまで言うのは少し極端でありますけれども、そういう心理が借りる側にあるのだという銀行の説明である。日本銀行の説明もやそちらの方に近いようなふうには私は受け取つておるのでございします。

しかし、そうかと申しまして、先ほどもお話しになりました有効求人倍率は依然としてかなり高いのでございしますし、人手不足というのは解消するわけではございませんから、製造業も非製造業もやはりそれに対する投資はしていかなければならぬという事実は私は動かないのだと思ひます。それから、そういう意味で、投資意欲というものは、やはりある程度在庫調整が終わりますと出てくるはずのものである。そこで、その際に、先般〇・七五日銀が下げられましたのは、もうこれより下はありませんが、お借りになる方は、もう今よりいい条件はありませんよという意思表示として企業側が受け取つてほしいし、まあそれは私は概してそう受け取られていのではないかと感じております。

そこで、残りました問題は、在庫調整がどうなつておるかということと思ひますが、早いものは、例えば鉄などは昨年の夏ごろから始まったのではないかと思います。私は今になって非常に意外に思ひますのは、かなり多くの機械であるとか家庭電器であるとかいうところの在庫調整が昨年の十二月になつてにわかに起こつていまして、そこまでは余り在庫調整が行われていない。なぜ十二月に急にそうなつたのであろうかというものは、私は今でもまだよくわからずにおりますけれども、したがって、その部分がおくれいているというところだと思ひます。それから、それからかなり急速に進んでおりますけれども、まあまあ鉄なんかには比べると、言つてみれば、半年とは申しませんが、それに近くおくれいている。したがって、その部分がおくれを引いておるといふことだと思ひます。

しかし、いろいろ考えますと、在庫調整がそれだけもう、昨年の夏から勘定いたしましたら間も

なく一年に近いのでございますから、そうすれば、やはり省力投資というものの必要というのはいささかあります、それから春闘がほぼ終わったところと、昨年のようなベースアップではございませんでしたけれども、しかし大変に低かったということでもないわけでございますから、あれこれ考えますと、我が国の経済も、政府も御承知のような緊急経済対策もいたしまして、今前倒し等々一生懸命やっておりますので、まあまあ遠くから回復過程に入る。恐らくこの四一六という時期は、後になってみますと、もう底を過ぎてやや上りかけの時期になっておるのではないかと考えておるのでございます。

そういうわけで、決して安易に考えてはおりませんけれども、やはり全体が、殊にプラザ合意以降のことを考えますと、雇用の不安がないというところは、やはり我が国にとりまして非常に幸なことであつて、それだけ経済の回復というのモ病状は軽くて済むのではないかと、また、一生懸命努力をいたさなければならぬ、こんなふうな考え方をいたしておられます。大変長くなりまして申しわけございません。

○堀委員 今ちょっとエクイティファイナンスの問題にお触れになりましたから、一体銀行がどのくらい市場から資金を吸い上げたかというのをちょっと過去の例で調べてみました。

一九八七年の四一六から一九八七年度計というところで見ますと、二兆五千四百八十六億で全体の市場からの資本調達の一・八%を占めております。次の一九八八年度は四兆六千三百七十二億円で市場全体の二・三%。その次の一九八九年度は四兆二千九百三十一億円で、これは一・六%でありますけれども、銀行も実は大変多額なエクイティファイナンスをやっておられるわけでありまして、そして全体としてのエクイティファイナンスで、今総理もお話しになりましたように、ほとんど金利のつかないような資金を企業が取り入れたものですから、銀行から金を借りる必要はない、これでいける、こういうのが出てまい

て、そのあたりが例えば興業銀行におけるパーソナルファイナンスなどというところへ、本来、長期信用銀行法では企業の設備投資に資金を貸すというふうな法律がなっているにもかかわらず、パーソナルバンキングなどということがあの東洋信用金庫の問題に発展をする、こういうことになつておりました、私は、銀行が大量のエクイティファイナンスをやったということは、結果的には自分の首を締めることになったんじゃないのだからかな、こういう感じがいたしてならないのでございます。

そういう経過と、もう一つは株の価格が低落をしておりますので、御案内のように、BISの規制によつて、日本では五%までの株式の保有が認められておるものですから、この株の保有がBISに大変役に立っておりますけれども、今のようにならぬ一八千四百では、これも実はマイナス要因として働いておる。いろいろな条件が実は重なつておるのが今日の状況でございますけれども、やはり今総理もおっしゃいましたけれども、ECで、日本経済の今後の状態は一体どうなりま

すかというお尋ねに対しては、私も、日本はこの四一六で大体調整過程の終わりになるのじやないか、ですから少なくとも七一九は徐々に上がつて、十一十二でかなり回復をいくのではないかと、思ふというところを議員会議の中でEC側の皆さんに御説明をいたしました。これは私なりの判断でありますから、それは結果を見なければ経済の見通しの問題はわかりません。

ただ私は、この前もこの委員会でお話しておりますけれども、要するに、私は出身が医者でございまして、病氣というの病という字の下に氣という字が書いてあるわけでありまして、病は氣からと言ひますけれども、病氣というの本人の氣持ちが非常に影響して、本人の氣持ちがたつと落ち込んでいるときにはなかなか思ふような回復過程に入らないのであります。ですから、医者といふものは病氣を治すためには、まずその人の氣持ちをエンカレッジして、要するに少し元氣になる

ようにすることが実は病氣を治すためには非常に重要な我々医師としての問題であります。景氣も同じように下に氣というのがついていっているわけですから、これもマインドなのでありますして、計数の話とマインドの話というものを総合的に勘案しない限り、計数だけに頼つておれば、これはどうしても一クオーターなり二クオーターなり常にずれというものは避けられないことだ、こう私は思うのです。

そこで、きょうは経済の専門家であります調整局長が入つておられますから、その調整局長の立場ではなくて、ひとつエコノミストの立場で今の私の問題提起に対してのお答えをいただきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○吉富政府委員 御指名でございまして、私見を述べさせていただきます。

やはり私も見ますのは、繰り返しになりますが、すけれども、デフュージョンインデックスの先行指標であります。それと一致指標との関係を一番よく見ます。それから日銀の短観は企業自身の判断でありますので、先ほど総理がおっしゃいましたように、企業自身が企業内でまだ人手不足と考えているということであると、そういう点はかなり重要視していかなければならないと思ひます。速報性という点で、これも総理がおっしゃられたことですけれども、一番私も迷ひますのは、木だけを見ていますと森全体がどうなつていくかというのを見失うところが一番怖いわけであり

ます。これは、今回のOECDの閣僚理事会でも問題になつておりますけれども、経済政策をとつた後の危険というのと同時に考えなくちゃいけない。これは、先ほどから出てきます認識ラグのほかに政策ラグと効果ラグというのがあります。一番難しいのは効果ラグであります。したがつて、人手不足がまだ企業で感じられるような段階で余り大げさなことをやりますと、その後遺症に悩まされて中期的な志向性を持った経済政策にもとるといふことにもなりますので、現状についてはなる

べく先行指標をたくさん見ていくということであると同時に、マクロ経済政策については、今のような中期的な志向性の中であるべく考えていきたいというふうな考えであります。

○堀委員 大変学問的で、どうも余りよくわからない感じがいたしましたけれども、まあお立場ですから、そのように承ります。

そこで、きょうは福井日銀理事にもお入りいただいておられますので、私が問題を提起しておりますマナーサプライの問題、マナーサプライのkとの関係で、今こう緩めたからといってマナーサプライがふえるという性格のものではないと私は思つておりました、これもやはり一定のタイムラグが生じてくると思ひますので、その後の、資金需要が起るであろう予測のもとに、まだ発表になつておりませんが、結果的には恐らく四月も一・八ぐらいになるんじゃないかなという感じがしておられますが、やはりそろそろ、これだけ引き締めておられるわけでありまして、今のOECDその他の内需拡大という要請にもこたへるためには、BISの問題その他がありまして、なかなか銀行も、まあクレジットクランチということはないのでしようけれども、かなり選択をしながらの融資という形になつていんじゃないだろうかと、気がします。そこらへんはひとつどんなものか、ちょっと日本銀行の立場からお答えをいただきたいと思います。

○堀井参考人 お答えを申し上げます。日本銀行は、委員御承知のとおり、昨年の七月以降金利の引き下げを軸といたしまして幾たびか措置を重ねてまいりました。金融緩和措置をとつてまいりました。現在たゞいまは、その緩和効果の浸透を図りつつある、こういう段階でござい

ます。マナーサプライとの関係で申し上げますれば、私どもの現在の政策スタンスは、今の低いマナーサプライ伸び率をそのまま維持するということではなくて、今後の日本経済の健全な発展の幾つかの条件の中の極めて重要な条件として、流動性の

供給を適切に行う、そういう方向にマネーサプライの適切な伸び率を現出していきたい、そういう方向で政策運営をいたしているわけでござい

現在、ただいままでの金融情勢を私どもなりに点検いたしますと、一つは、これはもう委員よく御承知のとおり、市場金利の急速な低下をバックといたしまして、銀行あるいはその他の金融機関が企業に対して貸し出しをいたします場合の貸出金利、これも今日までのところ、かなり急速に下がってきております。それからもう一つは、銀行の貸出態度でござい

先生から大変わかりやすい資料を私もちょうだいたしましたけれども、実際の金融緩和の浸透とマネーサプライ伸び率の低さがお続いていることとのギャップの大きさを私どももしっかり認識をいたしております。これを全部明快に説明せよと言われましても、私どももなかなか能力の及ばないところもござい

いる。しかも、その中で一〇%以上と、いわゆる二けたのマネーサプライの伸び率を経験した期間が三十五カ月ござい

しかし一方で、金利がこれだけ下がるという状況になってまいりますれば、新しい資金需要が出てきて銀行貸し出しの増加に結びつき、そしてマネーサプライの増加の萌芽が出てきてお

調整局面を経過しつつある。企業は恐らくその先の状況をいろいろ用意をしながら、したがって、資金面の計画も内々にはあれこれ相当練り上げつつあるのではないかと私ども思

ただ、この点も、先生からお示しをいただきます。した表で私どもも見ていただいておりますけれども、これも全体としてのマネーサプライの伸び率が大きくタイムラグを持って今

それは、例えば企業金融の実際の動きを見ました場合に、金利の低下状況というものを企業が先行きの投資採算との関係でどれぐら

そういう状況で、現実の企業金融の動きは、マネーサプライの伸び率が非常に低い状況にもかかわらず、さしたるヒツチなく今

るところでございます。

○堀委員 極めて詳細にお答えをいただいて、ありがとうございます。

まあこれは予測ですからなかなかわかりませんが、私も大体この四一六が終わりまうと一応資金需要が出てくるのではないのか。そうしますと、少し早い目に緩めてある方が、資金需要が出てきてもなかなか借りられないというのではちよつと回復のスピードに關係すると思ひますので、そこらは一いつ適切な対応をお願いしたいと思ひます。

それでは、きょうの本題の方の問題に入らせていただきます。

実は、「証券・金融の不正取引の基本的な正策に關する答申」、平成三年、一九九一年九月十三日、臨時行政改革推進會議から答申が出てゐるわけでございます。そうして、その答申の中で、二ページであります。なお、証券不祥事に引き続き、金融界においても連続して不祥事が発生し、内部管理体制の脆弱さを示したが、この際、金融行政についても、その在り方について見直す必要がある。すなわち、間接金融を扱う金融行政は、金融機関經營の健全性確保を主目的とし、広く市場監視をも視野に入れる証券行政とは、かなり性格を異にするが、近年、証券・金融の両市場が相互連関を強めてゐること、今後の金融制度改革による相互乗入れの推進により、証券会社・銀行の両經營の融合化が進むことが展望されること等にかんがみ、本答申において、証券行政の在り方と併せて、金融行政についても取り上げることとした。」と、そこで、その三項に「検査・監視体制の在り方 基本的考え方 検査・監視体制を含む關係行政組織の在り方については、証券・金融問題への対応により種々異なる意見があるが、次の基本的考え方に沿つて検討する必要があると考える。

ア 対象範囲 証券・金融、為替の各市場間の相互連携の強まり、各業態の相乗り分野の拡大、金融制度改革による相互乗入れの進展を勘案すると、検査・監視機構は証券・金融、為替市場を視野に置くことが適當である。」ちよつと下にいき

まして、「新たな検査・監視機構の設置 大蔵省に、新たに行政部門から独立した証券・金融検査委員会(仮称)(國家行政組織法第八條に基づく機關)を設置し、専属の事務局を置く。イ 新たな機關の任務及び権限 市場監視のための、証券会社、金融機関、投資家、発行会社、自主規制機關等に対する調査、提出された物件の領置、市場情報等の収集等 違法性の強い取引行為等に係る国税犯則調査に準ずる強制調査」、以上こつと書いてあるわけでありまう。この答申は証券に対する監視と同時に金融に対する監視も提案をしてゐるわけでありまうが、今回の政府の提案は証券だけにとどめられてゐるのであります。

そこで、一体金融といふのは基本的にどういふ状態かといふと、金融機関とユーザーたる個人または企業との相対取引ですべてが行われる世界でございます。ですから、金融といふのは、当初は資本金がいよいよ、その後はユーザーたる国民や企業が銀行に預金をして、その預金をもとにして信用創造が行われて貸し出しが行われ、ちよつと銀行がそういう収益を通じて自己資本を持つておることを否定するものではありませんけれども、金融機関が預かつております資金と今の自己資本との割合とは、大変大きなものが国民の資金であるといふことは間違ひがありません。その国民の資金を預かつておる銀行で、今回のような架空預金証書その他によつて、要するに国民の資産が不当、不正な形で他に流用されたといふことは、これは私は大変大きな問題だといふ認識であります。

証券会社の方は、市場の仲介業者でありますから、証券会社がやったことも、これももちろんよくありません。私は、特に考えられないことだと思ひます。飛ばしといふのですか、これはどうやら株式の現先取引といふことのようにでありまうけれども、現先取引といふのは買ひ戻し条件つき取引でありますから、少なくとも金利が確定

しておる債券においてなら當然行われるものでありまうが、価格が変動するものをそういう現先取引をやるなどといふことは、これはもう私ども三十年の問題をやつておりますけれども、想像もできない問題だと思ひます。まして、まさに証券におけるそういう市場に關する問題の取り締まりも必要であります。

しかし、今回起きた都市銀行あるいは長期信用銀行におけるこのトラブルといふものは、まさに国民の資産が不当に扱われたといふ点では、私は実は証券の問題と何ら相違なく極めて重要な問題でありますので、この答申に書かれておるうちに、金融に對しても、この第八條に基づくところの監視委員会といふものが当然今の監視その他措置を行うべきであつて、この際こつと金融といふものが国民の資産を不当な形で悪用したといふことについては、そのまま放置をして、それが放置されてあるといふことは、大蔵省の監督権が十分行われていない。免許制でありますから、免許制において起つたトラブルといふのは挙げて免許を与えておる大蔵省の責任であるといふ認識が果たしてあるのかどうか。私はこの点について実は非常に一方的な処置ではないのか、こつと感じがいたしてなりません。まず最初に大蔵大臣から御答弁いただきます。

○羽田國務大臣 ただいま堀先生の方から御指摘がありましたように、証券取引といふのは、いわゆる不特定多数の者が参加して市場メカニズムを通じて形成される価格のもとで成立するといふことにつきましても、もう既に御承知のとおりでありまして、また、銀行につきましても、その性格についてもお述べになりましたが、これについても細かいことは申しません。しかし、こつと起つてきた問題については、一つの同じあれがあるんじゃないのかといふことでありますけれども、私も私どもといひましては、いわゆる証券取引といふものの取引の公正、いわゆるルールの遵守状況、これを監視するといふことで今度の委員会というものが機能するといふことはよろしいん

じやなからうかといふふうに思つております。ただ、銀行の場合には、確かに今個々の人によつてそういう問題があつたわけでありまうけれども、むしろこの場合には、財務體質でどうか、そつといたつたものの健全性といふものをやはりチェックしていく必要があると思ひます。しかし今度の場合にも、大蔵省が行いますところの金融検査につきましても、検査の実施方針にかかわる意見具申、これを委員会が行われるといふこととこつとこつと、その意味では、行革審の答申の趣旨といふものは、私も十分生かされてゐるのではなからうかといふふうに理解をいたしておることを申し上げたいと思ひます。

○堀委員 実は、免許制でありますから、監督をしておる者に、こつと多くの事態が起きた場合には、やはり監督責任といふものが何らかの形で明らかにならなければならないのではないのかといふ感じがしてなりません。ですから、私は何人も人を処分するといふ話ではないのでありますけれども、こつとこつと二度と起らないようにするために、今大蔵省の監督だけで果たしてそれで済むのだらうか。今度の八條委員会による証券監視委員会といふのは、これによつて実は市場に参加する皆さんが、これなら安心して今後は取引ができるだらう、こつとこつと安心感のこの八條委員会による証券監視委員会ができることによつて生まれると私は思ひます。金融取引の場合にはどこも変わらないわけですね。要するに、官房に金融検査部ができるだけで、これは大蔵省がこれまでやつてきたことと同じで、こつとこつと一体その反省といふものは具体的にどういふ形で出てゐるのかといふと、何も出ていないといふことになりまう。これは私はこつと行政上から見て、政治的に見ても適切を欠く、こつとこつと感じがしてなりません。

最後に宮澤総理大臣のお答えを伺つて、私の質問を終わります。

○宮澤内閣総理大臣 ただいま大蔵大臣がお答えになつておられましたように、考え方としては、

証券は市場において取引をされるものでございすから、その市場が公正に形成されていらないというところにやはり問題があった。それに対して金融取引というのはいわば相対取引でございすから、相対の問題であつて、その間に公正、不正といふような観点の問題はない、こういうのが今大蔵大臣の御説明になつたことだと思ひます。

私はそのとおりであると思ひますが、他方で、先ほどから堀委員のおっしゃつていらつしやることを伺つていますと、ある意味で、国民の財産といふものを管理、運用をする銀行について起こつた出来事が、いろいろな意味でやはり公正を欠いていなかったかという、そういう御指摘は、市場における不正といふこととまた違った観点の御指摘であつたと思ひます。

今回の御審議いたしております法律案は、そのような立場から、先ほど大蔵大臣の言われましたような立場から御審議を願つておるのでございすけれども、堀委員の御指摘になられました問題は問題として、私もこれからやはりいろいろ反省してまいらなければならぬ問題を含んでおるといふふうに承りました。

○堀委員 どうもありがとうございました。終わります。

○太田委員長 宮地正介君。

○宮地委員 きようは、私に与えられた時間は二十五分間でございすので、総理に、当面する重要な政治課題を中心に、何点か伺ひをしてまいりたいと思ひます。

先ほど少しお話が出ましたが、昨日のOECDの閣僚理事会におきまして、名指しこそはされませんが、我が国に当てはまるような内容のコミュニケーションが発表になつております。大きな黒字があり、かつ、成長が落ちてゐる国においては、政策決定者は適切な措置を通じて内需を強化する可能性を念頭に置いておくべきだ。いわゆるインフレなき持続的成長の中で、日本に対して内需拡大を中心とした世界経済の中における大きな役割と責任を求められた内容ではないか、このように

私は理解をしてゐるわけですが、この問題は恐らく七月のミュンヘン・サミットの大きなテーマにもなるおそれがあるわけではございす。総理はこのコミュニケーションをどのように受けとめ、日本政府として今後対処されようと思ひますか、まず伺ひたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 OECDのこういうコミュニケーションあるいはIMFの暫定委員会におきまして、ようなステートメント、私も何度か経験がございすますが、大率率直に申しまして、やはりはたから見ればそういうふうに見えるだろうなというのが、大率率直な感じでございます。

なかなか当事者にしてみますと、一生懸命いろいろなことを実はやつております。我が国の場合もそうでございますけれども、そういう、財政は実は非常に厳しい状況にある。そういうことはそういうこととして、しかしやはりはたから大づかみに見れば、日本という国にはまだいろいろなそういう余裕があると申しますか、力があると申しますか、それを世界の経済のために一つ出し切つてほしいという、まあいわばはたから見たときのこれが見方であらうかなと、大率率直な言葉で申しますと、そういうふうには私は印象を持ちます。

○宮地委員 そこで具体的に、政府としては、平成四年度の予算が成立をした、そして公共事業の前倒しもした、公定歩合の再引き下げも行つた等々、いろいろ景気対策についても打ち出してあります。しかし、そうした景気対策についての効果はこれからでありますけれども、決して、今後平成四年度最後まで息が長続きするかどうかは、非常にこれは懸念があるわけではございす。既に大幅な貿易収支の黒字も出ておるわけではございすし、国内的にも相当に景気は厳しい状況にある。中小企業の倒産あるいは負債額も相当な額に、まあ一兆円近い額になつてきてゐる。

私はやはり内外のそうした情勢を見たときに、いづれ政府としては、補正予算で追加的な措置というものは十分検討せざるを得ない、こういう時期

期は必ず本年度じゅうに来ると思ふ。それをいつ行つか、そのタイミングの問題と、その規模をどういう形で行つか。私は、感じとしては、今回は臨時国会を参議院選挙後早い時期の秋あたりに開いて、大型の補正というものを編成せざるを得ないんじゃないか、それも内需中心とした編成をしていく、そうした方向を出さざるを得ないんじゃないか。今の段階では、非常にまだ総理としても、そうした方向性について国民に明確に答弁することとは難しいにしても、やはりそうした準備といひますか、認識というものは持つておられるべきではなからうか。今回のOECDのコミュニケーションにおいてもそうではなからうか、私はそういうふうに考へておりますが、総理、もう少し総理自身の考へ方を明確にしたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど堀委員も御指摘になられましたけれども、昨年の暮れに予算をつくり出すときも、大蔵大臣と私は大変に同じような見方、同じ考へ方、よく相談をしいし予算をつくらせていただきました。これはやはり不況が来る、それに対応しようという予算のつくり方でございまして、今回の前倒しにつきましても、二人よく相談をしながら呼吸の合った運営をしてまゐつておると思ひます。また日銀もその間事態を見ておられて、適切な対応をしてくれたと思つております。

このたびのようなことで、まず有効求人倍率等々から、あるいは消費水準から見まして、そんなに重い病氣ではない、かなりこれで事態は好転をしていくといふふうに私は今考へております。ですから、宮地委員の御指摘でございすけれども、ただいま必ずこの時期にこういふことを考へておるわけではございせん。しかし、もとより七割何分の公共事業の前倒しをし、また地方でも単独事業をあれだけ急いでやつてもらつてゐるというところは、年度の後半はどうするのだというところは、年度の後半はどうするのだというところは、そこはもう何にもございせんというところで話が済むわけのものではない、それはよくわ

かつております。したがひまして、そういうことが入り用なときにはまたそれを考へなければならぬ。財政は非常に苦しいといふので、いろいろな手があるわけではございせんけれども、それはやはり考へておかなければ、前倒しをしたといつて喜んでいただいても、後がないのでは、これは先ほど経済は気だとおししやいましたけれども、そういう意味からも、それはそれで済む話ではないだろう。ただ宮地委員も御承知のように、七割何分の前倒しをいたしました、実はこれはある意味で設計能力とかなんとかというところの物理的な限界があるといふことを今度もつくづく痛感をいたしました。幾らでもいたかといふところでもない、そういうところに、有効求人倍率の方は、これはまだまだ一・二とかいふところ、多少の、ある意味では余裕は出てきたかと思ひますが、むしろもっと設計能力とか施工とかいふそういうところにネックが現実にはあつたといふことを今度前倒ししたときにも感じたわけではございすから、そういうことも考へてまいらなければならぬと思ひます。

しかし、もう一度もとへ戻しまして、これだけの前倒しをいたしましたいろいろな施策も講じましたが、もしそれで、仮に秋になつて十分でないといふような状況に現実になつたといひますれば、それはそのときに対応する対策は立てなければならぬ。大蔵大臣ともよく御相談しながら、それはそうしなければならぬといふことをもとより今思つております。ただ、私自身は、もうちょっと早く、あるいは一般に言われてゐるよりも在庫調整等々が比較的上手に進んでいくのではないかなといふことを思つておりますものですが、今具体的にどうと申し上げる時期ではございせん。

○宮地委員 今回の証取法のこうした改正の中においても、やはり経済環境といふものを全く考へないで対応するといふことも大変これは危惧されるわけではございす。やはり総理御存じのように、株価の市況も非常にまだまだ低迷をしてゐるわけでは

日経平均でも一時は一万七千円台、これを切ったこともあり。大分回復はしてきて、まだまだ低迷をしております。取引の株についても、二億、三億、こうした状態を行ったり来たりしておるわけです。そうしたバックグラウンドを考えた中で、今回のこうした改正というのについて、非常に懸念する国民の声があることは事実でございます。しかし、公正な市場というものをより上げていこう、こういう大義の中で、この法案についてもきょう成立を、衆議院において可決をしよう、こういうことで採決が行われるわけでございます。私は、そういうことを考えたときに、やはり日本経済の景気というものは、今後持続的に成長させていくために、少なくとも経済は生き物でございますから、先手を打っていく、これが非常に大事なことだと思っております。そういう点で、私は大蔵大臣にも申し上げましたが、どうか後手に回らないように、どうかその見きわめをしっかりと的確に早期に把握をされて、今後の経済運営に誤りのなきように特段の配慮をしていただきたい、このことを強く要請をしておきたいと思っております。

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕

もう一つは、やはりきょうのこの法案についても、昨年来からの証券不祥事あるいは金融不祥事、大衆国民の中に不信感が募っております。そうしたものが、やはり一つの証券投資に対するマインドが冷えているとも言われているわけであります。まさにこの法律案が国会で成立をする、こうした不祥事が二度と起きないような再発防止が実際に国民の期待に沿って今後機能するのか、運用するのか、これは非常に大事であらうと思っております。そういう点において、大蔵省も反省の上に立って今回の監視委員会についてもつくられたわけでございますが、昨日も大蔵大臣等に質問させていただきまして、果たしてこの監視委員会の八十四名の陣容、特に証券Gメンと言われる方が二十三名、この陣容で国民の期待に機能するかどうか、再発防止に本当に国民の期待にこたえられるかどうか、私は大変危惧をしております。

と、私は大変危惧をしております。

総理、そうした面でも今回のこの法律案の本日の採決に当たりまして、国民の皆さんに対して本当にこうした不祥事の反省、この上に立って政府として二度とこうした不祥事を起こさない、再発防止のために全力で取り組んでいくんだ、そのきつかけがこの法律なんだ。しかし、組織や機構だけができて、中身の運用として機能の面においては、これは人が動かすものでございますから、政府としてのそれなりの意識とまた決意と行動がなければ、果たさないわけでございます。その点について総理の決意のほどを伺っておきたいと思っております。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤内閣総理大臣 戦後間もなく起こりました財閥の解体等々からいわれる証券民主化というものを政府としてはかなり主導をして盛り上げてまいったと思っております。そういう意味では、我が国の証券界も、経済の成長もございまして、政府の期待にもこたえてくれましたし、また国民も証券を持たれるようになり、海外にも随分大きな力を我が国経済界が持つようになった。そのことを私は決して低く評価するものではないと思っております。正常に評価いたすべきものと思っております。このたびの出来事が我々に教えたものは、そのような一種の、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、はたから見れば保護行政とも見えたような時代というのがやはり終わったのであらう。それは自由化、国際化ということもやはり大きく関係をしていまして、そういう時代が終わった。やはりそういう意味では、一般投資家というものの立場というものをもう一つはつきり意識しながら、かなり厳しく証券界にも対応していかなければならない、そういうことを関係者が全部感じたのが今度の出来事であったというふうに私は思っております。これで初めて我が国の証券界のあり方あるいは証券行政というものがいわば国際的な開かれたと申しますか、そういうものになっていくのであらう。そのぐらいな厳しい気持ちで、今度の法案というものを成立させていただきましますならば、そういう厳しい気持ちで運営をしていかなければならない。これは政府ばかりでございませぬ、関係者すべてがそういう気持ちがあつてこそこのたびの法案の志向しおりが達成できるであらう、そういう気持ちで運用いたさなければならぬと思っております。

○宮地委員 総理のそうした決意を大蔵省もぜひ反映をさせていただいて、今後の運用に当たっては厳正に行つていただきたい、このことを強く要求をしておきたいと思っております。

少し法案からはそれますが、どうしても総理の重要案件でございまして、この際御質問をさせていただきます。この問題は、いよいよ総理の決断が非常に迫られてきている重要課題であります。恐らくその中でも我々の政治生命にかかわる定数は正問題、これは非常に重要な案件であると同時に、六十一年の改正以来大衆に国民も関心の強い問題であります。

きょうは時間がありませんから率直に伺いますが、いわゆるこの定数は正については、基本的には総理は、いわゆる四増・四減ではこれはだめだ、今後それを上回る定数は正をすべきである、本来的には二対二に抑えたい、それは十年間かけて二倍以内にしたい、三段階方式で何とかやりたいたいというようなこともいろいろ言われております。そこでぜひ伺いしますが、いわゆる九増・十減あるいは十増・十一減、こうしたことが言われておるわけですが、総理としては、この定数は正問題についてどのように現段階ではお考えになっておられるのか、そこをまず伺いしておきたいと思っております。

○宮澤内閣総理大臣 このたびの政治改革を、私はいわゆる緊急な問題をこの国会でお願いをしたい、少し長い問題は年末に国会においてお願いを申し上げたいというふうに実は考えておりますので、したがって、ただいまの問題は緊急正問題に関するものでございます。それらは政治資金

政治倫理あるいは国会、政党のあり方、そして定数と四つの問題を含んでおりまして、あるものにつきましては、既に各党による政治改革協議会で御審議をいただき、実務者会議に送られたものもございまして、まだこれから御協議を続けていたくものもございまして、いずれにいたしましても、私はこの国会で成立をさせていただきたいものに限りまして今度御協議の対象にしたいと思っております。定数の問題は一つでございます。

いわゆる四増・四減ということでは不十分と考えるかというお尋ねでございますが、それでは不十分と考えております。それならば、どのような案をどういう見通しに立ってやるかというところにきまして、実は私どもの党内ではつづつ党内の意思統一をしていかなければなりません。その上で協議会にお諮りをいたして、各党の御意見なり御主張なりの中からコンセンサスをつくっていくというその段階にございまして、私としては、やがて党内で私の考えも述べまして、党内の意見を聞きながら、党としての対処方針を決めてまいりたい。それがどのようなものであるかにつきましては、まだそういう相談をいたしておりませんので、ただいま私の考えを申し上げるまでに至っておりませんけれども、いわゆる四・四ということでは、これは問題の解決には十分でないと考えております。

○宮地委員 そうしますと、自民党の党内の取りまとめの中で、総裁として総理が一つの見解を述べる、その時期は大体どのくらいを目途に考えておられますか。

○宮澤内閣総理大臣 党内でも大分いろいろあちこちで議論が具体化しつつございまして、余り遅くない時期にひとつ党内の協議をいたしまして、そして結論を得たいと考えております。

○宮地委員 その時期についても、来週あたりに官澤総裁の見解が発表されるのではないかと。それを受けて自民党の取りまとめをして、与野党の政治改革協議会のテーブルにのせていく、そう

いうスケジュールになつていこうかと思ひます。総理として、総裁として、今国会で成案を得る、また成立させるということになれば、それなりにタイムリミットというものは逆算すれば出てくるわけですね。ですから、少なくとも五月中には総裁としての見解あるいは政治改革協議会のテーブルにのせないと、今国会の成立も非常に厳しくなってくる、こうなるのですが、この点についてはどうでしょうか。

○宮澤内閣総理大臣 これはもうお互い申すまでもないことではございまして、案は幾らでもできますけれども、実際には容易ならぬことではございまして、したがって、いついつまでにこういたしますと私が勝手に言えることではございませぬ。それなりにお互いによく理解を合せて、譲り合つてというような種類の問題でございまして、紙に字を書くようなわけには実はまいりませんので、それはおわかりいただいていることと思ひます。が、しかし、おっしゃいますようなあたりの期限までには何とかまとめるなければならぬ、そのようにお互いにみんな努力しようではないかというふうに関内でも話し合つていきたいと思つております。

○宮地委員 最後にもう一点、重要案件はいわゆるタイ情勢に対する日本政府としての対応だと思ふのです。総理は、今回のタイにおけるこうした問題についてどういふふうな認識を持たれておられるのか、また政府として経済制裁等が検討されているようなこともいろいろ言われておられるのですが、こうした点についてどういふ対応をされようとしているのか、この二点、お伺いしておきたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 基本的には、あのような流血の事態というものはできるだけ早く鎮静をさしてもらいたい、そうでなければならぬというのが一つでございます。

もう一つは、伝えられるところ、恐らく間違ひないと思ひますが、憲法の改正等々について与野党と申しますか、政府側と反対勢力と申しますか、

その間である程度の話し合いが実は進行しておつたわけではございまして、その話し合いというものをひとつ進めてもらつて、そういうことによつてこのような事態をできるだけ早く解決をしてもらうことを日本政府としては心から望んでおる、こういう趣旨のことを昨日、岡崎大使から政府の首脳部に伝えました。また、今日もなお事態の推移にかんがみまして、再度政府としての考えを先方に伝えることになつております。

もとより主権国家、独立国家について起こつておることではございまして、私もいろいろ口を出すと申しますか、そういう性格のものではございませぬ。ただ、私どもとして、長いこと友好関係が続いており、また経済関係も深く、邦人もたくさんおります非常に長い付き合いの国でございまして、この事態がそのような解決を見ることをよかれかしと祈るような、そういう気持ちで政府の見解を再度にわたつてタイ政府に伝えていくところではございまして。

○宮地委員 時間が参りましたから終わります。ありがとうございました。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、総理がせっかく大蔵委員会にお見えになりましたので、本年の二月に予算委員会でお見舞ひになりましたことがアメリカで非常に誤解された問題についてから論を始めたと思ひます。

これは御承知のように、武蔵委員が御質問になつたのに答える形で話が出たわけで、武蔵委員の発言に、まことによくわかるお話というように賛意を表された上で、

今アメリカに欠けておりますものといひますか、この十何年、ここに至つたゆえんを見ていきますと、物をつくるというか、価値を生むというところについての解釈が非常にルースになつたと申しますか、それはマネーマーケットでも価値を生むには違ひないだろうとか、そういう額に汗をして一つ物を創造していくという、そういう勤労の倫理でございまして、そういうものがいろいろなことに関係があつたと思ひます。

中略、そういうことではいいのだろうかと思ひます。うちにマネーマーケットが進みまして、今度はジャンクボンドというものになりました。ジャンクボンドというものは、これは本当にある意味で言葉が示すように危険なものでございまして、LBO、レバレッジド・バイアウトなどというものを、全く自分で資金を持たずに人のものを買収して、その結果、利子が払えなくて倒産してしまうという、だれが考えても長続きがしないことを二十年余りやってきた。私は、その辺のところに働く倫理観というのが欠けているのじゃないかというのをずっと思つてまいりました。

今、御心配になつていらつしやるのは、私はまさにそのことだと思ひますし、ある意味で我が国のバブルと言われるものにもそういう要素があつたのだと思ふのです。ですから、あのバブルということが起こりまして、お互い今こういう後始末が大変でございまして、お互い今こうはやっぱり国民全体に対する教育であつたとすれば私は思ひます。やはり額に汗をして価値をつくり上げていくということが大事なことだ。ところが、この趣旨がアメリカの報道機関で、米国の労働者に勤労の倫理観が欠如していると発言したやうな報道され、その結果、アメリカの一、二の議員が日本人種差別主義のあらわれであるとか、米労働者への中傷であり怒りを感じるとか、こういう報道がされて、いろいろ誤解を招いたわけでありまして。私は速記録を持ってまいりましたが、二月十九日の本委員会におきまして、それは、正確に速記録を読む限り、宮澤総理の真意ではない、これは米国の労働者に働く意欲がないというやうなことを言つたものではないに、強いて言うならば、アメリカの経済のあり方あるいは経営者の物の生産を重視しない、そういうやり

方に対する感想を述べ、あわせて我が国のバブル経済について、これは教訓であつたというやうに反省の弁を述べられたものにはかならないというやうに考えたわけですが、私のこの解釈について、総理、何か御意見があれば一言お述べいただきたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 私としては、思ひない誤解を生じたと思つておりますし、後になつてわかつてもらつた向きもあつたようですが、しかし、もうダメージが生じてしまつたので、これについてはもう繰り返さない方がいい、触れない方がいい、そういう考えでございまして。

○正森委員 そういうお気持ちもわからぬではございまして、それ以上昔のことを申そうとは思つておりません。

しかしながら、それに関連して、私はまた過去の御審議のことを持ち出して失礼でございまして、三月十六日の参議院の予算委員会、今度は久保田議員の質問に対する答弁がございまして。お忘れかもしれませんが、ごく簡単に要約しますと、同委員が「プラザ合意以降五次にわたる金融緩和策がバブル経済の有力な原因になつたと言われているのであります。これについての日銀と政府の責任というものを聞かれたわけでありまして。それに対して三重野日銀総裁は、「内需主導型の経済構造に改革を實現し、かつその上でかなりの高成長を實現した」というやうなことを述べられた後、

それと同時に、副次作用として今委員御指摘のバブル現象を生じたこともこれは否定できないわけでありまして、それは私どもの責任も感じております。この点は、今後二度と少なくとも金融面からこういうやうなことがないようにしなければならぬというやうに思つております。

こう述べられ、さらに、物価はほとんどゼロインフレの成長でございまして、その間、資産価額は次第に上昇したわけではございまして、その資産価額の上昇をもつて

金融引き締めをするというためには、いわゆる認識が足りなかったということは認めざるを得ない、こういうふうに思っております。

こういうふうに率直に責任を認めておられます。ところが、非常に失礼であります、総理はどうか答えておられるかといいますと、ブラザ合意以来非常に円高になったということを述べられた後で、

円の急速な上昇を防ぎますために、かなり長期にわたってドル買い、円売りをいたしまして、たことも御承知のとおりでございます。それから相当大きな過剰購買力が民間に出てまいりました。また、緊急経済対策によりまして、減税、公共事業等々でございますから、金融的にはかなりやはりここで金が緩むというようにことがございまして、両方のところからいわずに過剰購買力を生じたということは、これは事実であつたと思ひます。

その結果として、我が国はこの急速な円高に企業も家計も対応することができ、その後、史上二度目の長い経済繁栄が続いたわけでございますが、しかし、そのいわばコストというのが先ほど日銀総裁も言われましたようなパブルであつた、このことも事実でございます。

こう言われた後、まとめとして、そのような過剰購買力を他方で吸収する方法はなかつたのかとおっしゃいますれば、むしろそのようなことでこの危機を乗り切つたという観点から申しますれば、それはやむを得ないそのための副次的な効果であつたと申したいところでございますけれども、

と、こう言つて、現実には株式、土地等にそれが非常に大きな上昇を招く結果になつたそのことは、また否定できないところであるというふうに当時を回想して考えております。

つまり、回想しておられるだけで、責任があつたというよりは、この文脈から見れば、むしろ非常にうまくやつたのだ、そのためのコストであり、

副次的効果にすぎないのだというのが総理の意見で、三重野日銀総裁とは明白にスタンスが違うんですね。しかし、まさにこのパブルで生じたいろいろな欠陥をどういうように是正するのか、しなければならぬのかというように今わけ、今当大蔵委員会が証券監視委員会とかその他いろいろのことについて審議し、間もなく採決されるわけでありまして。

そこで、そのときに、そのブラザ合意の半年か一年以内に大蔵大臣になられましていろいろ御努力されたことは事実でございますが、私も予算委員会でも質問させていただきまして、その過剰流動性に対する対応がややおくれて、その結果こういうことが起こつたという責任は、やはり日銀総裁と同じように認めていただかなければ、いたすは不十分であらうと思ひます、また、それをお認めになつたところで総理の権威が傷つくわけはないと思ひますが、率直なお言葉をいただきまして、ちょうど質問時間が終了したようですから、これで終わらせていただきます。

○宮澤内閣総理大臣 久保委員に對しまして概してたゞいま御紹介いただいたようなことを申し上げましたけれども、最後のところは、ただ、その結果としてこういうことになりましたのは、間違ひのないところでありまして、ああいう施策はとりながら、しかし、この過剰購買力をどうにかして吸収する方法はなかつたのだらうかという反省をいたしておりますと、そういう気持ちで申し上げましたので、正藤委員のおっしゃいますことに逆らう気持ちはございません。

つまり、ブラザ合意が八五年の九月のお彼岸でございましたが、あのときに二百四十二円でございます。それがその年の暮れには二百円になっております。翌年の夏には百五十円になっております。で、これにはもう日本経済、どう対応していか本当にわからなくて、おまけにこの場合には雇用不安が非常に大きくなりましたので、それで何とか余りドルが急激に落ちないように、随分買

うものも買いました。それで購買力は、確かに円が随分出ました。緊急経済対策もいたしまして、六兆余りでございますから、これもそうでございます。その結果と申してはまたいかぬかもしれませんが、しかしともかくこれで日本経済は対応することができ、国民経済もまあ耐えることができたというところは事実であつたと思ひますけれども、しかし、それならば、その過剰購買力を他方でどうして吸収しなかつたのかという点は、深くやはり将来に向かつて研究もし、反省もすべきことだと思つております。

○太田委員長 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 先般の一連の証券不祥事の問うたものは、これは証券業界と行政との関係のあり方であり、そしてまた日本の証券市場のあり方だと私は思ふのです。

それで今思ひ出されるのは、日米構造協議というのが行われました。そこで、日本の市場にあるいは社会の構造をどれだけ公平なあるいは透明度の高い市場にしていくかということだと思ふのです。

そういうことを念頭に置きながらお伺いをするわけでありまして、今回のこの法改正に關して証券関係者からもちよつと意見を聞いたりもしたりしたのですが、こういうような感じでありました。要するに、まだいわゆる完全自由化への道半ばでありまして、行政システムを基本的にとどめて政府が変革をしようとしてゐるのを見えてこないというようなことであります。

私は、従来から指摘をされてきた日本の行政システムのひずみといひましようか、そういうものを是正をして、いわば完全自由化への道あるいは市場の公平あるいは公正の確保を一義とするような市場行政に変えていかなければならぬだろう、こういうふうにも思ふのです。そしてそれが日本の証券市場が世界に通用するシステムになつていくんだと思ふのでありますけれども、そしてまた同時に、それが日本の個人投資家が再び安心して株式市場に投資できる環境が整うのだらうと思ふ

のです。

そういう意味で総理にお伺いするわけでありますけれども、現在の日本の状況について、この証券市場等につきましてどういう認識を持っていられしやるのか。世界に対して、ああ日本の今の状況は大丈夫ですよというふうな感じをいだしやるのか。あるいはこれからもうちょっとどういうふうにしていきたいというふうな思つていらつしやるのか、その辺についての考え方を伺いたします。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど官地委員に申し上げましたとおりでございますが、戦後日本の証券業界が国民生活、日本経済のために果たした功績というものは、私は決して過小評価いたすものではないと思ひます。しかし、我が国のすべての行政が、よく明治以来、富国強兵あるいは欲しがりません勝つまではというふうなことで、生産側に、つまり消費者と対立、分かれた意味での生産側にあるいは一般投資家とこちら側にある意味での証券業界といふか、行政全体がどちらかといへばそういう姿勢に傾いてゐたことは、国體全体として否めないことであつたらう。このたびのことは、そのことについて、証券行政というのは、やはり一般投資家のために、公正のためになければならぬという警鐘をすべての人に鳴らす出来事であつたと思ひます。そのことは、伊藤委員が言われましたように、多くの先進国が消費者なり一般投資家なりにより傾斜をした行政をしてゐるというこの意味で、我が国もここで初めて国際的な証券業、国際的な証券行政のあり方というものをこの法案によつて実現をいたしたい。それは従来からいへば非常に厳しいことになるわけでございますけれども、それはやはりそれが国際化であるし、また一般消費者、投資家に対するやはり行政のあり方ではないかと思ひます。

○伊藤(英)委員 私に残された時間がほとんどなくなつて、あと三分だそうでありまして、けれども、したがって最後にお伺いしますが、いわゆる行政指導ということが非常に議論になつたわけ

ありまして、この種の証券関係の問題につきましてもかなりの改善がされたわけでありますけれども、しかしまだ、例えば仮名取引だとかあるいは推奨銘柄禁止などの通達が残ったまま、私はこういうふうに思いますね。それで例えばこの証券関係はいろいろさたたりはしているのですが、証券関係以外の各部署の通達、行政指導もこれは見直さなければならぬと思いますし、同時に、これは大蔵省だけではなくて、ほかの他の省庁関係の見直し、整理もこれは行わなければならぬ、このように思いますね。

そういう意味で、総理が既に他の省庁に対して、この通達等の見直しを指示をされているのか、あるいはこれからその問題についてどういうふうに進めていこうと思っておられるのかお伺いして、私の質問を終わります。

○宮澤内閣総理大臣 私が生生活大蔵国ということ国会で何度も申し上げております際に、これは一つの意味では生産から一般消費者へ、あるいは行政というものが一般消費者、一般投資家というもののへもつと目と目を向けなければいけないのではないかと、何を何度も申し上げておりますし、また経済審議会でもそのようなことを中心に今長期計画も検討していただいておりますところでございます。これは証券行政に限りません、戦後、そういういわば国を再建するために行政が果たしてきた役割を私は決して過小評価いたしませんけれども、ここまで来まして我が国にとっては、やはり消費者、一般投資家というものをすべての行政がより大事にする姿勢になつていかなければならない、強くそのように感じております。

○伊藤(英)委員 時間が来ました。終わります。ありがとうございます。

○太田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○太田委員長 この際、本案に対し、正森成二君から、日本共産党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。正森成二君。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○正森委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案理由並びにその概要を御説明いたします。

修正案を提案する第一の理由は、証券取引等監視委員会の大蔵省からの独立性の確保の問題であります。昨年我が国を揺るがせた証券スキヤンダルの再発を防止する核心の一つは、大蔵省と証券会社との癒着をきっぱりと断ち切ることができなくどうかにあります。しかるに、政府提出の法案では、証券取引等監視委員会は国家行政組織法第八条に基づいて大蔵省の内局に置かれ、事務局の人事権が大蔵大臣にあり、委員会は独自の処分権を持たず、大蔵大臣に行政処分等の勧告ができるにとどまるなど、大蔵省からの独立とはほど遠いものとなっております。多くの有識者とマスメディアが政府の改正案の内容を大蔵省の焼け太りと痛烈に批判したことは周知の事実であります。

第二の理由は、野村証券が広域暴力団稲川会前会長の大蔵電鉄株買い占めに巨額の資金を提供するとともに、その買い占めと連動して東急電鉄株大量かつ集中的な推奨販売を行って株価の異常な高騰を引き起こしたにもかかわらず、何らその刑事責任を問われることなく、行政処分のみで済まされた問題であります。昨年の秋の段階では、大蔵省自身が現行の証券法百二十五条では証券会社が特定銘柄を意図的に取り上げている可能性が強くても多数の投資家がその取引に参加していれば相場操縦の立証が困難なので、こうした場合でも立証が可能なように条文を改正する方針であることが報道されていきました。しかし、現行百二十五条の改正は見送られ、今後同条を積極的に運用する

としていたものの、それだけでは東急電鉄株疑惑と同種の事例が発生しても刑事罰の適用は不可能だと大蔵省自身がマスコミに公言しているのです。

第三に、金融機関に対する監視についてであります。昨年の秋の行革審答申でさえ、「証券・金融・為替の各市場間の相互連携の強まり、各業態の相乗りの分野の拡大、金融制度改革による相互乗り入れの進展を勘案すると、検査・監視機構は証券・金融・為替市場を視野に置くことが適当である。」と提起してまいりました。しかるに政府提出の法案では、金融機関に対する監督は委員会の監督対象から外され、大蔵大臣は金融検査の実施方針その他の基本的事項について委員会の意見を聞くこととしていないのであります。

以上のような政府提出法案の問題点を是正し、証券スキヤンダルの実効ある再発防止と証券取引の公正を確保するために最小限必要な修正を行うこと、これが本修正案を提案する理由であります。

次に修正案の概要について御説明いたします。

第一に、証券取引等監視委員会を国家行政組織法第三条に基づく大蔵省の外局としての独立行政委員会とし、事務局の任命権は委員長が持つこととしております。また、委員会は独自の行政処分権を持ち、犯罪事件の調査を行った場合において必要があると認めるときは、証券会社の業務の停止を命じ、または証券会社の役員を解任を命ずることができるようになります。さらに、証券取引に関する紛争の仲介の権限を現行の大蔵大臣から委員会に移すほか、委員会は独自の規則制定権を持ち、国会に対して報告する義務を負うこととしております。

第二に、証券会社の大蔵電鉄株売却について、政府提出法案において規定される行政処分だけでなく、刑事罰を科することができることとしております。

第三に、大蔵大臣が金融機関に対する検査の実

を聞くという政府提出法案の規定に加えて、この意見を「尊重しなければならない。」ことを明記することとしております。

以上が、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する我が党の修正案の主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○太田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○太田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、正森成二君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○太田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○太田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、井奥貞雄君外四名から、自由民主党、日本社会党、議意共同、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。井奥貞雄君。

○井奥委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたとして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきで

ある。

一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うことにより、証券市場の活性化に努めること。

二 証券取引等監視委員会の委員の選任に当たっては、委員会の独立性・自主性を確保する観点から、専門的知識に加え公共性、中立性を担保し得るような適切な人材を選任すること。また事務局長・次長をはじめ事務局職員の人事については、委員会の担っている職務の重要性にかんがみ、その意向を踏まえ幅広く人材を求めること。

三 証券取引等監視委員会の独立性・中立性を確保するため、事務局体制の充実をはかるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には、大蔵大臣は迅速、適切に対応すること。

四 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めること。

五 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を適切に公表するとともに、その行った検査等、事務処理状況の公表に当たっては、その実態が国民に十分理解されるよう配慮すること。

六 委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。

七 今般の証券に係る一連の不祥事は、自己責任原則に基づく明確なルールの下でフェアな取引を行うという基本的な原則が徹底していなかったという反省に立ち、自由・公正で透明・健全な証券市場の実現を図るため、自己責任を徹底し、いわゆる「とばし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため早急に自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。

八 行き過ぎた大量推奨販売行為等証券市場の

公正を損なう行為に対しては、証券取引法の積極的かつ厳正な適用に努めること。

九 最近における企業経理の実情にかんがみ、企業経理の透明性・公正性を確保する観点から、一層のディスクロージャーを進めるほか、監査の一層の充実を図るとともに社内責任体制の整備等を行うこと。

十 証券市場の公正性、行政の透明性を確保する観点から、通達等を全面的に見直し、可能な限り法令上明確化するとともに、極力その整理・統合に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○太田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○太田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。羽田大蔵大臣。

○羽田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○太田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○太田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十九分散会

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第五十条第一項の改正規定を次のように改める。

第五十条第一項第一号中「購買し」を「購買し、」に改め、同項第二号中「上昇し」を「上昇し、」に改める。

第一条中第五十条第二項の改正規定を削る。

第一条のうち第五十条の二第三項の改正規定中「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改める。

第一条中第五十条の二第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五十条の三 証券会社は、特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるものをしてはならない。

第一条のうち第六十五條の二第三項の改正規定中「第五十条」に改め、同条第四項中「第五項」の下に「並びに第五十条の三」を加え、同条第二項を「第五十条の二第二項」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十九條の改正規定中「併料する」に改め、同条第一号の五中「第五十条の二第二項」を「第五十条の二第一項又は第五十条の三」に改め、加える。

第一条のうち第九十四條の三の次に一条を加える改正規定中第九十四條の四を次のように改める。

第九十四條の四 委員会がこの法律(第十一章を除く)の規定によつてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一条のうち第八十六條の改正規定中「大蔵省令で」を「大蔵省令(委員会から出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人にあつては、証券取引等監視委員会規則)で」に改める。

第一条のうち第八十三條の改正規定中「第八十三條中」の下に「大蔵大臣」を「大蔵大臣又は委員会」に、加える。

第一条のうち第八十二條第一項の改正規定中「第八十二條第一項中」の下に「大蔵大臣」の下に「又は委員会」を、「当該職員」の下に「(委員会にあつては、委員会職員。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、加える。

第一条中第七章を第八章とする改正規定の次に次のように加える。

第六章(第五十七條を除く)中「大蔵大臣」を「委員会」に改める。

第一条のうち第六十三條の改正規定中「削り」の下に「当該職員」を「委員会職員」に改め、加える。

第一条のうち第五十九條第一項の改正規定中「申立てを」の下に「当該職員をしてその意見を」を「委員会の職員(以下「委員会職員」という。を)してその意見を」に、加え、「申立て」を「当該職員をしてその申立てに」に、改める。

第一条のうち第五十七條を第五十二條とする改正規定を次のように改める。

第五十七條中「大蔵大臣」を「証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。))に改め、同条を第五十二條とする。

第一条のうち本則に一章を加える改正規定のう

ち第二十号中「証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）を「委員会職員」に改める。

第一条のうち本則に一章を加える改正規定中第二百二十七条を第二百二十九条とし、第二百二十六条を第二百二十八条とし、第二百二十五条の次に次の二条を加える。

第二百二十六条 大蔵大臣は、次に掲げる権限（犯則事件に関するものに限る。）を委員会に委任する。

一 第三十五条第一項（同項第二号に限り、第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による権限（業務の停止の命令に限る。）

二 第三十五条第二項の規定による権限（同条第一項第二号に該当する行為をしたときに限る。）

第二百二十七条 委員会は、前条の規定に基づき第三十五条の規定に基づく処分をしようとするときは、処分を受けることとなる証券会社に通知して、委員会職員をして、当該証券会社につき審問を行わせなければならない。

2 委員会は、前条の規定に基づき第三十五条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を証券会社に通知しなければならない。この場合においては、その理由を付記しなければならない。

第二条のうち第十七条第一項の改正規定中「原則」を「禁止等」の下に「第五十条の三（大量推奨販売の禁止）」を加える。

第二条のうち第二十八条の改正規定中「第百八十六條」の下に「改め、「大蔵大臣」の下に「又は証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）を、「当該職員」の下に「委員会にあつては、委員会の職員。次条第二項において同じ。」を加え、「に改める」を「に改め、同条に次の一号を加える」に改める。

第二条のうち第二十九条の改正規定の前に次の

ように加える。

五 第三十八条の二第三項

第二条のうち第二十九条第一項の改正規定中「に改め」の下に「「大蔵大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第二項の改正規定中「証券等」の下に「改め、「大蔵大臣」の下に「又は委員会」を加え」を加える。

第二条のうち第三十二条の改正規定中「の規定により証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）を「及び第三十八条の二第二項の規定により委員会」に改める。

第二条のうち第四十章第三十二条の次に一条を加える改正規定中第三十二条の二を次のように改める。

（不服申立ての制限）

第三十二条の二 委員会がこの法律又はこの法律において準用する証券取引法（第十一章を除く。）の規定によつてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第二条中第三十三条第二号の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第六号中「第五十条の二第一項」の下に「又は第五十条の三」を加える。

第二条のうち第三十八条の次に一条を加える改正規定中「第十一章」の下に「（第二百二十六条及び第二百二十七条を除く。）」を加える。

第二条のうち第三十八条の次に一条を加える改正規定中第三十八条の二に次の三項を加える。

2 大蔵大臣は、次に掲げる権限（犯則事件に関するものに限る。）を委員会に委任する。

て、委員会の職員をして、当該外国証券会社につき審問を行わせなければならない。

4 委員会は、第二項の規定に基づき第十二条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を外国証券会社に通知しなければならない。この場合においては、その理由を付記しなければならない。

第三条のうち目次の改正規定中「第百二十三條」を「第百二十四條」に改める。

第三条のうち第九十二条の次に一条を加える改正規定中第九十二条の二を次のように改める。

（不服申立ての制限）

第九十二条の二 委員会がこの法律（第六章を除く。）の規定によつてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第三条のうち本則に一章を加える改正規定中第百二十三条を第百二十四条とし、第百二十二条を第百二十三条とし、第百二十一条の次に一条を加える。

第百二十二条 大蔵大臣は、次に掲げる権限（犯則事件に関するものに限る。）を委員会に委任する。

一 第七十九条第一項（第三号に限る。）の規定による権限（業務の停止の命令に限る。）

二 第七十九条第三項の規定による権限（同条第一項第三号に該当する行為をしたときに限る。）

2 第五十三条第二項又は第四項の規定は、前項の規定に基づく第七十九条第一項又は第三項の規定による処分をしようとする場合について準用する。この場合において、第五十三条第二項及び第四項中「大蔵省令」とあるのは、「証券取引等監視委員会規則」と読み替へるものとする。

（大蔵省設置法の一部改正）

第四条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三章 国税庁

第一節 総則（第十六条―第十九条）

第二節 特別の機関（第二十條）

第三節 地方支分部局（第二十一條）

第三章 外局

第一節 総則（第十六條―第十九條）

第二節 証券取引等監視委員会

第三節 国稅庁

第一節 総則（第十六條―第十九條）

第二節 特別の機関

第三節 地方支分部局

視察委員会（第十六條の二―第十六條の十八）

七条―第十九条

（第二十條）

局（第二十一條―第二十二條）

改める。

第四條第八十号中「及び証券業協会連合会の登録」を「の設立の認可」に改め、同条第八十六号を次のように改める。

八十六 証券取引の監視に関すること。

八十六の二 証券取引に関する紛争の仲介に關すること。

第四條第九十七号の九中「次条第三十五号の六」を「次条第三十五号の七」に改め、同条第九十七号の十とし、同条第九十七号の七の次に次の一号を加える。

九十七の八 金融先物取引の監視に關すること。

第五條中第三十五号の六を第三十五号の七とし、第三十五号の五を第三十五号の六とし、第三十五号の四の次に次の一号を加える。

三十五の五 金融先物取引を監視すること。

第五條第四十六号中「を登録し」を「の設立を認可し」に改め、同條第四十八号の次に次の二号を加える。

四十八の二 証券取引を監視すること。

四十八の三 証券取引に関する紛争を仲介すること。

第六條第二項中「受け」を「受けて」に改める。

第三章 国税庁を「第三章 外局」に改める。

第十六條を次のように改める。

(外局の設置)

第十六條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、大蔵省に置かれる外局は、次のとおりとする。

証券取引等監視委員会

国税庁

第三章第二節及び第三節の節名を削る。

第三章第一節の次に次の一節並びに節名及び款名を加える。

第二節 証券取引等監視委員会

(任務)

第十六條の二 証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という。)は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保することをその主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第十六條の三 委員会は、第四條第八十六号、第八十六号の二及び第九十七号の八に掲げる事務をつかさどる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため、第五條第三十五号の五、第四十八号の二及び第四十八号の三に掲げる権限を行使する。

(職権の行使)

第十六條の四 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十六條の五 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十六條の六 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、大蔵大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、大蔵大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならぬ。

(任期)

第十六條の七 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十六條の八 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

き。

(罷免)

第十六條の九 大蔵大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(會議)

第十六條の十 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

(服務)

第十六條の十一 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、大蔵大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第十六條の十二 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第十六條の十三 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

(勸告)

第十六條の十四 委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる。ただし、委員会が自ら行政処分をすることができない場合は、この限りでない。

2 大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、大蔵大臣に対し、第一項の勧告に基づいて採つた措置について報告を求めることができる。

(建議)

第十六條の十五 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる。

(大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等)

第十六條の十六 大蔵大臣は、その行う金融、外国為替及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 大蔵大臣は、委員会から前項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる。

(国会に対する報告等)

第十六條の十七 委員会は、毎年、その事務の処理状況を、大蔵大臣を経由して国会に対し報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(規則の制定)

第十六條の十八 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は証券取引等監視委員会規則を制定すること

とができる。

第三節 国税庁

第一款 総則

第二十條の前に次の款名を付する。

第二款 特別の機関

第二十一條の前に次の款名を付する。

第三款 地方支分部局

附則第一條ただし書中「第二章第一節の次に一節を加える改正規定(第十一條第一項)を」第三章第一節の次に一節並びに節名及び款名を加える改正規定(第十六條の六第一項)に改める。

附則第十四條中「この条において「新金融先物取引法」を」新金融先物取引法に改める。

附則中第二十七條を第二十九條とし、第二十六條を第二十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

第二十八條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 大蔵省

国税庁 を 大蔵省 証券取引等監視委員会 に改める。

附則中第二十五條を第二十六條とし、第二十條から第二十四條までを一條ずつ繰り下げる。

附則第十九條中第一條第十三号の五の次に一號を加える改正規定を次のように改める。

第一條第十一號の次に次の一號を加える。

十一の二 証券取引等監視委員会の委員長及び委員

附則第十九條のうち別表第一官職名の欄の改正規定中「中央更生保護審査会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「公害等調整委員会の常勤の委員」に改め、同條を附則第二十條とする。

附則中第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とする。

附則第十六條中「第十一條第二項及び第三項」

を「第十六條の六第二項及び第三項」に改め、同條を附則第十七條とする。

附則第十五條の次に次の一條を加える。

(権限の委任に関する経過措置)

第十六條 この法律の施行前に、新証券取引法第二百二十六條、第二條の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第三十八條の第二項又は新金融先物取引法第二百二十二條第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任されることとなる権限に基づいて大蔵大臣がした処分は、これらの規定により証券取引等監視委員会がした処分とみなす。

2 前項の規定により証券取引等監視委員会がした処分とみなされる処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てについては、なお従前の例による。